

三 今後に於ける勞務供給力の見透し

臺灣に於ける勞務供給の不圓滑なる現狀並に其の理由は、前述せる所に依つて一應検討された所である。然し斯かる状態を以て今後の勞務事情を律することは決して妥當ではない。前述せる所に依つて吾々は現在勞働者化する者のみを基調として臺灣に於ける其の需給如何を見たのであるが、今後臺灣に於ける需給が如何になるかといふ問題に對して見透しをつける爲には、其の現在並に近き將來に互つて抱擁し、又抱擁するであらう所の勞働力の供給力即ち勞力給源の弾力性如何といふことが解決の鍵になることを知らねばならぬ。勿論具體的な需給の調整並に適合といふことになれば、更に此の給源を如何にして開拓訓練し又指導して需要との結合を圖るかといふ事にならねばならない譯であるが、然し給源の有無又は弾力性如何が根本的な命題であることには異論がなからう。

然らば臺灣に於ける今後の勞務給源は如何——之に對しては次の如き諸事由から、結論的には今後相當量の需要に對して、尙十分なる供給力があるものと云ふことが出来よう。

(イ) 臺灣に於ける農業が既に發展の頂點に達したこと 臺灣に於ける農業は領臺後農事改良と國家的補助獎勵に依ると共に、他面逐年の耕地擴張又は改良を主要要因として著しい發展を遂げて來た。然し乍ら今後に於ては假令技術的改良に依る質的發展の餘地は多少残されてゐるとは云へ、左表に示す如く、最近に於ては、既に耕地の絶對的擴張に依る發展の餘地は殆ど期待し得ない實情にあるのみならず、既に農家人口一人當りの耕地面積は漸次遞減傾向を示すに至つてゐる。

左掲上表の如く耕地面積の擴張餘地は逐年減少しつつあり、従つて農家人口一人當りの耕地面積は最近絶對的の下向狀況に在る。而して此の狀況は臺灣に於ける人口増加率の大なること(左掲下表)と相關して今後一層顯著に現はれて來るだらうことは豫想に難くない所である。

年次	耕地面積 甲	農家人口 當耕地面積	人口増加調			
			大正九年 總人口數	昭和五年 總人口數	増加數	一年平均增加率(千人當)
昭和四年	八三〇・〇〇	二、四九・四七	三、六五	四、五〇	八四七	二・三二
昭和一〇年	八五六・七四	二、九〇・三二	三、六五	四、五〇	八四七	二・三二
昭和一一一年	八七三・二八	二、八四・七三	三、六五	四、五〇	八四七	二・三二
昭和一二二年	八八三・二六	二、八〇・四〇	三、六五	四、五〇	八四七	二・三二
昭和一三年	八八四・四〇	二、九六・九七	三、六五	四、五〇	八四七	二・三二
昭和一四年	八八六・三五	二、九二・六一	三、六五	四、五〇	八四七	二・三二
昭和一五年	八八七・四一	二、九四・二六	三、六五	四、五〇	八四七	二・三二

而して現在臺灣に於ける農家人口一人當耕地面積は、内地農村經濟の實情に照合し、又農家の現在耕地面積よりして之以下に縮小せられる餘地は農家經濟の合理的維持上餘り無いものと云つて支障なからう。果して然りとせば、臺灣の農村に於ける人口收容力も、現在の状態を以て殆ど頂點に達してゐるものと云はねばならぬのであつて、今後の農村に於ける増加人口は勢ひ經濟的意味に於ても、所謂勞働者化して農業以外の部門に轉入せざるを得ない必然性を有するものと云へよう。

(ロ) 無業者の多數なること 臺灣に於ける無業者は全人口の六一%——昭和五年の調査にして資料としては必ずしも妥當に非ざるも最近の資料を缺くを以て一應之に依る——を内地の同年調に依る五四・一%に比すれば極めて大なることを知る。就中臺灣に於ては婦女子の無業者數は女總人口の八一・三%を占める状態にして、例へば内地に於ける農業従事者の男女比率は一一九對一〇〇なるに對し、臺灣の夫は二六〇對一〇〇なることを見れば如何に婦女子の勞力が等閑に附せられてゐるかを知らるのである。

此の事は臺灣人口の絶對多數を占める福建族に於ては從來婦女子の間に勞働を極めて卑下する氣風があるのに依るものであるが、最近女子青年層に其の實例をまゝ見るに至つた如く、教育の普及に依つて此の氣風は今後必ず打破せられるに

至るべく更に農村文化の向上に依る經濟的要請に基いても、漸次婦女子の勞働に従事する氣風は漸次促進せられて行くものと考へられる。

(ハ) 農業機械化の低位 臺灣農業は從來農村人口の餘裕あることに依り、又其の農業經營形態の特殊性に依り、機械力を利用する程度は極めて低い。然し乍ら近時農業經濟の合理化に立脚し、漸次機械力の利用程度は向上し、人力に對して機械力の置換せらるゝに至ることは豫想に難くない。此の事は農村婦女子の農業就業傾向と相俟つて農村勞力の他部門への轉換可能性を大ならしむる因子と云ふことが出来る。

(ニ) 支那勞力移入の可能性大なること 臺灣と一衣帯水の地に位する對岸福建、廣東方面は、其の産業生産力極めて小にして、出稼に依つて生活を補填せざるを得ない階層尠くなく、從來より臺灣は其の地理的民族的特殊關係に依り、彼等の出稼地として好適の地位に考へられて來た。現に支那事變前迄は、相當数の勞働者が臺灣に於ける補足勞力として最近に於ける支那勞働者移入調

昭和九年 三、五〇〇人
昭和十年 一五、〇〇〇人
昭和十一年 三、〇〇〇人

移入せられて來たのであつて、事變前三ヶ年（事變勃發後は治安防諜上の關係に依り制限せられてゐる）に於ける移入状況を見るに上表の通であつて、臺灣治安防諜關係にして十分なる確信を得られるに至れば、必要に應じ相當量の移入を考慮し得られるものと云へる。

結 語

支那事變勃發以來臺灣に於ける勞務動員態勢の整備確立の爲に、各種の措置が講ぜられて來たことは叙上の通りである。然し乍ら其の爲に勞務動員の効果が所期の通り擧つてゐるかどうか、必ずしも然りと答へる迄には至つてゐない。

云ふ迄もなく勞務動員の實效を期する爲には、勞務事情に付ての正確なる把握の上に設定せられた動員に關する基本計畫を不可缺の前提とし、此の計畫的的確なる實現を爲し得る如く凡ての方策措置が整備せられ且運営せられなければなら

ない。

斯うした意味に於て臺灣に於ては動員機構の整備、統制手段の充實、勞務管理の實行等に付き、尙殘された問題が決して尠くなく、之等の解決なくしては完全な勞務動員態勢の確立は期待するに難い。

動員機構の整備に付ては前にも觸れた所であるが、極めて多方面に互る各種勞務統制方策を合目的に運営し、其の庶幾する効果を擧げるには、何と云つても其の運営に當る官廳機構の充實が考へられなくてはならない。殊に其の第一線機構の充實は焦眉の問題と云へる。内地に於ては、永年に互つて勞働政策の實施を擔當して來た國民職業指導所が第一線機關として専門的に活動してゐる。臺灣の如く、勞務問題に付て殆ど歴史を持たない所に於て、今後急速に提起される諸問題を適正に解決して行く爲には、第一線官廳の充實と訓練とは喫緊の要事である。之と共に現在の如く勞務問題のあらゆる方面に官廳の企畫統制が及ばざるを得ない事態に於ては、關係ある部門の積極的な協力なくしては殆ど其の効果を期待し難い實情に鑑み、勞務行政に對する關係部門の協力體制を整備することが緊要と考へられる。

勞務統制手段に付ても前述の如く既に總動員法に基いて數多の法令が實施せられてゐる。然し乍ら之等を通して見るときに、統制手段としては、概ね其の庶幾する總動員態勢の整備上、消極的たることを否定し難い。今日の如く勞働力の配置充足に關して、國家が主動的に企畫、統制する場合に於て、之等の國家の意圖を所期の如く實現せんが爲には、獨り消極的な統制手段——その必要性も極めて大なるものがあるが——のみに期待するのでは決して望み得ない所であつて、國家の主動性を實際に徹底せしむるに足る丈の積極的な統制手段が更に考慮せられなければならないと思ふ。

次に問題となるべきは、遞増する需要に對する勞働力の供給確保に關聯して、勞務管理の問題である。此の問題は更に勞働力の量と質とに互つて眞剣に考慮の拂はれることが要請せられる。

大東亞共榮圈に於ける其の特殊的地位の自覺に基く臺灣の産業再編成——工業化に伴つて今後益々多數の新規工業勞務者の需要が喚起せられるだらうことは必至と見なければならぬ。而も此の事に依つて從來の原始産業時代と異なり、獨り

勞働力の量の問題ばかりでなく、當然質の問題の解決が要請せられて來ることを思はねばならない。量の問題に關しては、勞務事情の所で觸れた如く、臺灣に於ける今後の勞働力の供給力の見透しは、決して悲觀すべきものではないと云へる。然し遞増する需要に即應して、此の給源を開拓し、所要勞働力を的確に確保することは、今後の問題でなければならぬ。又、質の問題に付ても其の産業の發展段階よりして、從來は勞働力の質の問題は、殆ど表面に現はれる程度に至らず、従つて其の改善向上に付ては何等考慮が拂はれて來なかつたと云つても過言でなからう。斯うした環境に於て急速に質の問題の解決を圖らんが爲には、之亦多分に困難を伴はざるを得ない所である。

右に述べた所は尙殘された問題の中の主要なものではあるが、臺灣に於ける勞務動員態勢の確立が極めて緊要であることに鑑み、之等殘された問題の解決の一日も早からんことが切望せられる次第である。

以上極めて概略であるが臺灣に於ける勞務統制を主點として述べて來た。之に依つて支那事變以來の臺灣に於ける勞務動員態勢整備の爲如何に措置せられ、又今後如何に考へられなければならないかの一端に付て諒解を得ることが出來れば幸甚である。(山口一夫)

第五章 物資統制の推移

序説——第一節 物資統制の基本的關係(物資動員計畫の設定及遂行—物資統制に關する法的體系—物資統制の中樞機關)——第二節 生産力擴充計畫(概説—計畫産業の概観—生産擴充計畫と工業化—第一次生産の意味するもの—第二次生産と臺灣)——第三節 重要物資の配給統制(普通鋼材—機械—鐵鋼製品—鐵屑—鉄鐵—アルミニウム—洋紙—火藥)

序 説

高度國防國家の建設を最高理念として發足した國家總動員計畫とそれに伴ふ諸般の政策及統制が、物資動員計畫を中心としてのみ克くその効率を發揮しうべきものと一般的に思惟されてゐる今日に於て、物動計畫の設定内容及計畫遂行の如何は極めて重視さるべき事柄に屬するのである。支那事變の勃發に即應して昭和十三年に始めて物資動員計畫が設定されてから本年はその第四年度に當るわけであるが、獨ソ開戦の發展による第二次歐洲大戰の長期化と東亞共榮圈の確立に伴ふ英米との國際對立激化の進行過程に於て、重要物資の第三國依存性は空前の危機に直面し、ために國內自給體制の急速

なる整備充實が要請せられ、かゝる客觀情勢の下に十六年度物動計畫は其の編成及實施に當つて最悪の状態に置かるゝに至つた。即ち先づ供給力の方面より見れば、海外よりの輸入物資の減少又は杜絶——特に米國の屑鐵禁輸にもとづく鉄鋼一貫作業への轉換が、國內に於ける複雑なる諸條件即ち資材、勞力、資金及輸送等の問題が競合して必ずしもスムーズに進捗せざる實情にあり、他方需要部門に於ては軍作戰の遂行並に軍備の充實と計畫産業に伴ふ物資の需要は増強の一途を辿りつゝあり、従つて官需及一般民需の如きは資材配給上徹底せる重點主義を採用し、國民生活は最低必要限度を維持するの程度に切下げ以て生活新體制の確立を期さなければならなかつたのである。臺灣に於ける物資の基本となるべき物動計畫の策定に當つても、一應右の如き物動の性格を繼承して編成されたものであるが、物資缺乏の制約下にあり乍らも臺灣が帝國南進基地としての特殊使命を遂行せんがためには、積極的且つ急速に諸施設の整備擴充を必要とする實情にあるに拘らず、内地依存物資の移入は臨戰態勢下に於ける内臺間船腹不足の激化のため漸次減少過程を辿りつゝあつたが、大東亞戰の展開と共に之が趨勢は一段と深刻となり現下工業化途上に置かれたる本島産業經濟に及ぼす影響は甚大である。然し乍らかゝる苦惱を體驗しつゝも而も之を揚棄してゾルレン（當爲）に向つて敢然として飛躍發展せんとする所に現實臺灣の眞姿を凝視し把握すべきである。物資統制の推移を觀察するに當つては先づ物資需給調整の基本的規制たる物資動員計畫の内容と性格とを明瞭ならしむることを必要とし、次に物資統制の積極面としての生産力擴充計畫との關係に及び最後に重要物資配給調整の實際につき之が現状を分析し對策を解明することが本稿に於て爲さるべき課題なりと思惟するものである。

第一節 物資統制の基本的關係

一 物資動員計畫の設定及遂行

物資の性質及重要性に對する社會意識がきはめて普遍的となりつゝある今日に於ても、物資動員計畫の基礎構造に關する觀念は必ずしも一般的に明確なりとは謂ひ得ないのであつて、これは獨り物動計畫自體の本質に根ざす理由に外ならざいと考へられる。即ち物動計畫は物の豫算とは稱せられながら其の設定に關しては議會審議權の制約を受くることもなく、その計畫の具體的内容が公表周知せしめられることもなく、國防上の見地より高度の機密性が保持されてゐる所にその特色を有するものと云ふことができる。従つて物動計畫の沿革及内容的構造の一般を説述することは物資の體系的地位を明らかならしむることではあるが、本稿では都合上これに觸れず直ちに昭和十六年（これを年度のみにれば十五年度の第四四半期と十六年度の第一及第二四半期を含み、物動的に見れば十五年度と十六年度の二ヶ年計畫を包攝するわけである）に於ける物動計畫の基本方針に就て述べることとする。

先づ昭和十五年度物動計畫と十六年度物動計畫との相互關聯性を明確ならしむるため十五年十二月十日の閣議に於て星野企畫院總裁が十五年度第四四半期及十六年度物動計畫に關して發表せる次の談話を想起すべきである。

「三國同盟締結後の客觀的情勢はアメリカの對日屑鐵禁輸によつて物動計畫の重要基礎資材たる鐵鋼の自給を絶對的條件たらしめた外さらに計畫の基底をなす輸出入計畫は第三國からの物資輸入のための外貨獲得と云ふ從來の方針に一大轉機を劃すべき必要に迫られたため計畫の基本を東亞共榮圈の枠内におき鐵鋼の需給確立に最大重點をおく新物資動員計畫を樹立することとなつた。而してその第一歩としては既に實施中の第三四半期計畫を根本的に改編し海外依存を脱却した新計畫の基礎たらしめると共に、續く第四四半期計畫及十六年度計畫も右の線に沿つて畫定した。」

かくて物動計畫は從來の海外依存性より脱却して東亞共榮圈を通ずる自主的計畫に改變さるべき時期に到達したのであつて、十六年度物動計畫は右方針の下に年度當初には決定をみるべき豫定のところ、國際情勢の變轉により年度計畫策定の遅延不可避の見透しが立つたので、國家諸般の運営に支障なからしむる爲め年度計畫の本格的策定と並行して、遂に第一四半期の實施計畫暫定物動を決定し、四月五日企畫院總裁談が發表された。その内容を要約するに、（イ）暫定實施計畫

と年度基本計畫との關係は基本計畫確定後に於て之を調整する。(ロ)生産力擴充計畫は昭和十三年以來相當進捗し物資動員計畫上大いに貢献裨益してゐる。又滿洲支那及共榮圏内における物資取得も相當の効果を收めてゐる。(ハ)内外の情勢に對應すべき緊急需要は多額にのぼるから物資節約に就ては特別の考慮を要し一層の強度規正も已むを得ないとするにあつた。

然るに其の後に於ける客觀情勢は極めて微妙なる推移を辿り四月十三日には日ソ中立條約の成立、五月六日には日佛印經濟協定の調印が行はれたのであるが、六月二十二日に至るや獨乙は突如として對ソ宣戰を布告して電撃作戰を展開し世界情勢を一變せしむるに至つた。かくて七月二十六日には日佛印間に共同防衛の歴史的調印がなされたのであるが、恰も時を同じうしてアメリカは報復的に武力行爲の一步手前である資産凍結を實施し、英國及蘭印も亦之に倣ひ、所謂ABC D對日包圍陣を結成するに至つた。かゝる國際情勢の推移裡に幾多の難航をつゞけた昭和十六年度物動基本計畫は遂に八月二十二日の閣議に於て正式決定をみた。

「今次計畫は支那事變の完遂と國際新情勢に對處する戰時體制の急速なる完成を意圖し、左記の諸點に重點を置き之を作定した。

- 一、軍備の急速なる増強
- 二、重要物資の東亞共榮圏内に於ける自給體制の確立、特に鐵鋼、石炭の生産確保
- 三、國民生活必需品の最低限度の確保
- 四、物資動員計畫と海上輸送計畫との嚴密なる吻合

昭和十六年度に於ける物資の供給に付ては第三國よりの輸入困難なる事態の發生することを豫期し從來より種々の對案を實施してきたので本物資動員計畫遂行上支障を生ずる惧はないが、右本年度物動計畫の焦點に鑑み、官需一般民需等に就ては相當の節減壓縮を加へた。従つて生産の能率化、消費の合理化、配給機構の整備等各般の施策により重點主義の下に最少の資材で最大の効果を擧げる様努力すると同時に資源の回收及消費の規正を強化し其の物動計畫の圓滑なる實施に努めなければならぬ。之を要するに物

動計畫の實施は一に強力なる戰時意識と之に基く官民の協力とに俟つのである。國民は時局に處する不屈の決意を固め政府と一體となつて國運隆昌の基礎を確立することに邁進せられんことを切望して已まない。」

右の企畫院總裁談は十六年度物動の性格を極めて端的に闡明したものであり、之を十五年度の基本方針と對比するに「重要物資の自給體制の確立」と「物動と輸送計畫との嚴密なる吻合」を特に強調せる點は、わが國現下の物資統制の基底を流るゝ深刻なる根本問題に觸透せるものとして留意すべきものである。就つて臺灣に於ける昭和十六年度物資動員計畫は如何なる基本方針の下に編成されたか。思ふに國際情勢の推移と物資需給の現状とに鑑み物動計畫の設定に當つては中央の方針に即應して更に一層重點主義を強化することが至上命令とされるので、臺灣の物動要求に付ても重要物資の現存生産能力の維持及國民生活最低限度の確保に重きを置き、事業の新增設計畫については一般民需に屬するものは勿論生産力擴充計畫産業に屬するものであつても、時局下真に緊急やむを得ざるものと認めらるゝものゝみを計上することゝし之が實施のため次の如き措置を講ずることゝした。

- 一 物動計畫物資の現存生産能力の維持のため必要な物資に付ては昭和十四年度及十五年度の配給実績を基準とし且つその影響を勘案し以て生産の確保に遠算無きを期すること
- 二 國民生活必需品の需給計畫に付ては昭和十四年度及十五年度の配給実績を考慮し且つ國民生活新體制の確立を目標とする

- 三 昭和十六年度物動計畫に新たに計上すべき公共團體及民營の事業若は施設の新增設計畫に關しては國家總動員業務委員會に於て審議決定すること

註 國家總動員業務委員會規程(昭和十四、七訓令六三號)に依り委員會は臺灣總督に屬し其の諮問に應じて國家總動員業務に關する重要事項を調査審議するものであつたが、十六年十二月訓令一四九號「總動員事業協議會規程」により廢止された。

かくて右の(三)項にもとづき業務委員會に提出せられ物動に計上すべきものとして査定せられたる新增設計畫は(イ)

生産力擴充計畫産業としては鐵鋼、石炭、金及銅、石油、無水アルコール、パルプ（人絹及製紙）鐵道車輛、船舶、電力（ロ）公共團體の事業としては應舎、宿舎及漁港の新增設、土地改良及水利施設防空施設、（ハ）一般民需に於ける事業計畫としては私設鐵道、船舶、航空、金屬及機械工業、化學工業、食料品工業、紡績工業、漁業、天然瓦斯利用工業等を列挙しうるのであつて、これらの事業計畫に於ける所要鋼材のみでも實に十五年度民需總割當額を超過すると云ふ狀況であつた。新增設事業並に一般民需に對する資材要求に對し企畫院が徹底的に斧鉞を加ふべきことは當初より豫想してゐたのであるが、物動計畫の設定過程に於て示されたる本島物資割當額は豫想以上の削減必至の見透し確實となりたるを以て之に對應するため總督府に於ては「昭和十六年度物資動員實施計畫要綱」を決定公表し遂行上完璧を期することとした。

一 本島に於ては物動物資の大部分を内地供給に期待する關係上、物動計畫割當數量の現物入手如何は直ちに諸般の計畫並にそれが實施の成否を決定支配する重大性あるに鑑み、世界的に逼迫化する船腹不足に絡む輸送問題の解決に萬全の方策を確立すること

- 二 鐵鋼を中心として之が年間配當額を豫め指示し（從來は四半期額のみ）この指示數量の範圍内に於て需要者をして自由にて期別額を選定せしめ、鐵鋼以外の物資に付ては鐵鋼にリンクして之が適正なる割當配給を行ふこと
- 三 事業の新設擴充に付ては國家總動員業務委員會に於て採擇決定せられたるものにして且つ企畫院に提出して承認せられたる事業のみに限定し、右以外のものに對しては物資を配給せざることを原則とすること
- 四 統制物資の現物の入手は配給機關乃至配給機構の良否に繫るところ大なるに鑑み積極的に之が改善の方途を講ずると共に、需要者自體も入手方法の迅速化を圖り、最少の物資を以て最大の効率を擧げ高度生産性の昂揚に努むること
- 五 非鐵金屬類の需給は最も困難を豫想せられ特に電氣銅はこの傾向顯著なるを以て極力代用品の使用を期すること
- 六 第三國向輸出用資材に付ては企畫院よりの第四半期別割當數量に著しき變動あるを以て年間配當額を指示し難きにつき四半期毎に實施計畫を樹立すること

併し乍ら其の後に於ける客觀情勢の激變は物動實施計畫遂行上極めて不利なる状態に於て發展した。即ち内臺間海上輸送の逼迫狀況は大東亞戰を契機として一層深刻化し、生擴用、官需、民需物資中内地期待のものは入荷の激減又は杜絶を見る事となり、之が産業經濟に及ぼす影響は逐次重大となりつゝある。加ふるに本島の特殊事情として、（イ）廣東、厦門、汕頭等對岸との間に於ける物資の交流、（ロ）海南島開發用物資の流出、（ハ）特殊方面の需要に應ずるための一般民需の壓縮等は物動上の諸條件を更に悪化せしめつゝ進行した。

物資動員計畫の高度綜合性を完遂するために其の基底を流るゝ諸問題に對し採らるべき措置として次のものを擧げ得る。（一）物資供給力の確保増進のためには生産力擴充の遂行、在庫物資の調査、未働遊休設備の活用、物資の回收、代用品の普及徹底等の諸對策が強力に推進せらるべきである。（二）物資の配給に關しては移入の確保、配給機構の整備強化、統制諸法令の周知、法的規制並に行政監督の強化、物價政策の適正等の諸對策が其の中心を爲すものである。（三）物資の使用消費に關しては制限規定の強化、増稅等の方法により其の目的を達成し得べきである。（四）以上の外、勞務の需給調整、資金の融通、豫算との關係、輸送力の増強等物資動員計畫に關聯する之等諸對策の設定如何は、物資統制の推移發展に決定的な影響を與ふるものである。

二 物資統制に關する法的體系

わが國に於ける戰時經濟の國家的統制は臨時措置法、臨時資金調整法、外國爲替管理法、國家總動員法等が中核となつて運営されてゐるのであるが、之等立法は内地と同一内容に於て臺灣にも實施されてゐる。而して物資の配給統制は從來その法的根據の大部分を臨時措置法に依存してゐたのであるが、今後戰時立法の中心が國家總動員法に移すべきことは嘗て第七十六議會に於て企畫院總裁が「物資の統制は總動員法第八條に統合する方針である。統制法規はすべて總動員法に依ることとする。而して臨時措置法の如きは將來適當の機會に廢止し全面的に總動員法に肩替りする」と答辯せるに徴

するも明らかである。今回總動員法第八條全文及び第五條一部を援用する「物資統制令」の發動を見るに至つたことは正にこのことを實證するものであつて、現在措置法に基く各種の命令も漸次物資統制令に乘替へられること必然である。臨時措置法は昭和十二年九月十日公布されたものであるが、之に基く命令に依り具體的に強権力の發動を見たものは貿易、鐵鋼、石炭、液體、燃料、木炭、非鐵金屬、機械、纖維、化學工業品、皮革、ゴム、木材、食料品、奢侈品、其の他の部門に亘り十六年八月末現在で商工省令八五件、農林省令三五件、商工、農林兩省令四件、合計一二四件に達してゐる。臺灣に於ては總督府令として公布せられたるもの、昭和十三年以來十六年九月十三日現在に於て、非鐵金屬、皮革、米松、石油、苧麻纖維、肥料、空爆、單寧含有樹皮、米穀、甘藷及キャッサバ、砂糖、落花生及胡麻、茶、肉豚、蕪及蕪工品等の部門に亘り四十一件に及ぶのであるが、右の中最初に強権的統制の實施せられたものは鐵鋼工作物築造許可規則及白金使用制限規則であり、之は昭和十二年十月二十日府令第一四一號「輸出入品等ニ關スル法律第二條ノ規定ニ依ル需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ對スル措置ニ關スル件」に依り商工省令を依用してゐるものである。獨立の府令として公布せられたるものは揮發油及重油販賣取締規則（十三年五月）を最初とし、次で鐵鋼配給統制規則（十三年七月）を擧げることが出来る。

次に昭和十三年四月國家總動員法が公布せられて以來の發動状況を見るに、企畫院が十六年十一月末日現在を以て發表した所によれば、既に發動せる勅令は五十一件に達し、その範圍は勞務（十八件）生産力擴充（六件）物資の統制勅令（五件）電力（三件）運輸交通（三件）貿易（三件）資金（四件）企業統制（一件）價格（六件）其他（四件）の全分野に及んでゐる。右の中勞務關係のものが全體の三分の一を占めてゐることは勞務の範疇に屬する法規が整備して居らなかつたことを示すと共に現段階に於ける勞務勅令の重大性を如實に示唆してゐる。このほか現在發動準備中のものも相當あるが、更に事態の進展に對應して一層の發動を見ることは當然豫想され、今後の總動員法の運用は戰時體制の根幹として頗る注目される所である。而して十六年中に發動されたものとしては國民勤勞報國協力會、臨時農地等管理令、生活必需物資統

制令（物資統制令）金屬類回收令、配電統制令、日發と東北振興電力との合併勅令、港灣運送業統制令、貿易統制令、株式評價臨時措置令、株式價格統制令、重要産業團體令、臨時農地價格統制令、新聞紙等掲載制限令、物資統制令、企業許可令等を擧げることが出来る。尙臺灣のみに關するものとしては總動員法第八條の規定に基き制定せられたる「臺灣農業水利臨時調整令（一六、四、二、勅令三八二）があり、これは食糧農産物の生産を確保するため臨時應急の措置として水利の統制を行ふものである。而してこれらの勅令に基く施行細則等は臺灣總督府令の形式を以て既に夫々制定され又は制定されんとしてゐる。以上の中で物資統制に直接關係ある勅令としては生活必需物資統制令（及びその發展としての物資統制令）金屬類回收令、重要産業團體令、企業許可令等を指摘し得る。何れも物資統制に關する劃期的立法として今後その適正なる運用が期待される所である。

かくの如く國家總動員法體系は今後の全面的發動により決戰態勢を推轉することとなるが、それと共に本島の所謂特殊事情なるものは漸次否定せられ内地と全く同一内容の状態に置かれることとなる。このことは總動員法の本質より生ずる垂直線的支配の結果であつて「總動員法等ノ施行ノ統轄ニ關スル件（十四年九月勅令六七二號）に依り府令の制定に當つて内閣總理大臣に協議すべし」とされたことによつて確立された。これは外地としてのセクシヨナリズムを打破して所謂内臺一體化に役立つと共に、臺灣の産業經濟及客觀的文化に綜合性と計畫性を與へ高度國防體制確立への發展のテムボを促進しつゝあることは決して看過せらるべきではあるまい。

三 物資統制の中樞機構

支那事變發生以來國家總動員計畫に關する總督府の事務機關としては「官房調査課」が之を擔當し來つたのであるが、昭和十四年七月「官房企畫部」と改稱し、物資動員計畫並に生産力擴充計畫のみならず、資金、貿易、勞務、交通、電力の各動員計畫の設定及遂行の綜合並に右計畫に伴ふ物資割當確保の事務を擔當せしめ、計畫樹立に要する諸調査、計畫の實行

等は各主管局課に於て實施し來つたのであるが、其の後事變の進展及國際情勢の推移に伴ひ國家總動員計畫の設定及遂行の綜合に關する事務は著しく精密化し且つは重要性を加へ來り、従来の機構を以てしては之が圓滑なる遂行を期すると極めて困難となつたので、新たな構想の下に十六年一月八日各局に相當する「企畫部」を新設し、從來官房企畫部に於て處理しつゝあつた前記事務の外に殖産局商工課に於て所管しつゝある物動物資及勞務の配給調整に關する實務をも合せて一貫的に擔當せしむることとなつた。而して事務分掌規程の建前より物資統制の中樞機關は物資課であると見るべきであるから、物動計畫の「設定」に關しては當然に物資課が關係各局課の統轄的地位にあるけれども、物資の「配給調整」に關しては鐵類、非鐵金屬及非金屬礦物、機械類、纖維、皮革、生ゴム、工業藥品及化學成品類、輸入雜品の部門のみが物資課の一貫作業（物動設定より配給調整までの）となつて居り、其の他の部門即ち木材は山林課、燃料は礦務課、醫藥品は衛生課、食糧及生活必需品は米穀局と商工課、肥料及飼料は農務課に於て夫々配給調整を擔當してゐる。尙物動計畫の設定及遂行の「綜合」に關する事務及生産力擴充計畫の設定に關しては企畫課の所管事項である。要するに物動計畫の設定は一般民需に關する限り物資課の所管であり、官需は豫算との關聯に於て主計課に屬し、更に生産力擴充計畫に付ては計畫設定事務は企畫課之に當り、資材關係は物資課本來の事務なりと言ふが如く、各者相互間に於て必ずしも有機的關を有せず且つは統一的體系を爲してゐないのであつて、機構の運用に於て適切妥當なりとは認め難い。物動及生産の基本計畫に關する右の如き現存機構については企畫部設置後一箇年の經驗と實績に鑑み相當の内在的矛盾が存するのであつて、總督府全體機構との關聯に於て早晚根本的改編の爲されることが豫想される次第である。

第二節 生産力擴充計畫

一 概 説

生産力擴充計畫は物資動員計畫と表裏一體を爲すものであり物動計畫に於ける重要な供給源を確保するための計畫であるから、兩計畫は昭和十三年設定以來相互の關聯性を持續しつゝ今日に及んである次第であるが、生産力擴充計畫は我が國運の將來に於ける飛躍的産業につき、昭和十六年を期し重要資源の自給自足體制を確立することを目標とする目滿支を通ずる生産力の綜合的擴充計畫である。計畫産業の範圍としては鐵鋼、非鐵金屬、輕金屬、石炭、石油及其の代用品、曹達及工業鹽、硫酸アンモニア、バルブ、金、工作機械、鐵道車輛、船舶、自動車、羊毛、電力の所謂十五品目に限定したのであつて、以上のものは何れも國防産業並に國民生活に缺く可からざる基礎産業關係に屬するのである。これら計畫産業の遂行によつて如何なる程度の自給自足が可能となるかと云ふに、政府の公表せし所によれば昭和十三年を基準として十六年度に於ては普通鋼材が六割、特殊鋼・鐵鋼が約二倍、鋼塊が六割、鉄鐵が二倍、鐵鑽石が二倍半、石炭三倍、アルミニウム數倍、マグネシウム數倍、鉛九倍、亞鉛七割、錫二倍、石油及其の代用燃料は天然石油が三割、人造が三倍、重油は天然四割、人造九倍、無水酒精は十倍、曹達灰二割、苛性ソーダ四割、工業鹽六・五倍、硫酸アンモニア四割、製紙用バルブ二割、人絹バルブ約三倍、金二倍、工作機械二・五倍、羊毛三倍、電力五割として増加目標が樹立されたのである。而して之等の計畫目標に對し四箇年間に於ける實施の結果が其の完成年度に於て如何なる成績を擧げてゐるか十五品目の個々に亘つて分析檢討することは許されない。然し乍ら本計畫樹立以來外國機械の輸入難、資材及勞力不足等の各種の制約を受けながらも、官民必死の努力により比較的順調なる實績を擧げつゝあるものと思惟されることは、昭和十三年以後に於ける我國經濟の飛躍的發展の過程に徴するも「相當進捗し物資動員計畫上大いに貢獻裨益してゐる」と推斷して誤なきが如くである。

抑も計畫産業の範圍を十五品目に限定したことに付ては漸進主義に基く効果の確實性を覘つたものと考へられるのであるが、之に對しては猶ほ檢討の餘地が存するものとされたのであつた。十六年度に於てセメント及非鐵金屬の一部等品目の追加が爲されたとは云へ、猶ほ計畫産業以外の重要諸産業との密接なる關聯に於て幾多の矛盾が指摘される所である。

幸ひに昭和十七年度を起點として二十一年を完成年度とする第二次生産力擴充計畫（正確には日滿支産業建設五ヶ年計畫）に於ては前期計畫實施の經驗に徴し計畫産業の範圍を著るしく擴張し、農林水産部門等に互る重要品目の追加が豫定されてゐる。

十六年度生産力擴充計畫の根本方針を按ずるに、前述の如く政府は國際情勢の變轉に對處するため自主的生產の飛躍的擴充を基底とする十六年度第二四半期以降の物資動員計畫を決定すると共に之と表裏をなす生産力擴充計畫に一大改訂を加へることとし、八月二十九日の閣議に提案正式決定を見たものである。企畫院總裁談として發表されたものは次の如くである。「本年度生産力擴充計畫に付ては曩に第一四半期に於て暫定計畫を定め之が遂行に努め來つたのであるが、其の後に於ける國際情勢の推移に鑑み從來の計畫に一大改訂を加へ、専ら重要國防資源の自給自足體制の確立促進並に本年度物資動員計畫に於ける供給力の確保を主眼として之を策定した。刻下喫緊の要務たる軍備の急速なる増強並に國民生活の最低限度の確保を圖らんが爲には、東亞圈内に於ける自給生産力の速かなる増強は絶対に必要である。仍て本年度生産力擴充計畫の編成に當りては重要國防資源の開發増進、重要機器の國産化、輸送能力の増強等に重點を置いた……而して内外の諸情勢に鑑み本生産力擴充計畫所期の實績を擧ぐることは絶對の要請たるに拘らず、本計畫遂行上必要なる諸條件は必ずしも満足ならざるものあるを以て、この際關係業者は勿論官民を擧げて、強烈なる戰時意識の下に最高度の生産性を發揮し、以て本計畫の完遂に邁進せられんことを切に希望す」

臺灣に於ける生産力擴充計畫は以上の如き中央の方針に即應して計畫産業の遂行が促進されたのであるが、計畫目標と生産実績との間に相當の開きが存することも「計畫遂行上必要なる諸條件が必ずしも満足ならざる」の結果に歸すべきであつて、この關係は内地及他の外地とも略々同様の状態なりと見られるのである。各産業の個別的體系を通じては夫々特殊の制約を見出し得るのであるが、共通的原因としては資材の入手難、氣象條件、勞力不足、食料不足等の現象を取り擧げることが出来る。

二 計畫産業の概観

一 鐵 鋼

本島に於ける鐵鋼業は内地とは著しく其の趣を異にし、島内に鐵鋼石の埋藏もなく、製鐵所の設備もなきため普通鋼材の生産の如きは皆無で全然内地依存の状態である。従つて茲に擧げ得るものは僅にフェロプロイ、鑛鋼、低磷鉄、ニツケルの如き範疇に屬するものである。(1)フェロプロイ……これは臺灣電化工業會社の事業であつて現在設備としては基隆及羅東に工場を有し、原料たるマンガン鑛及珪砂を輸入して製品たるフェロシリコン及びフェロマンガンを生産してゐる。フェロマンガンの生産実績は昭和十四年以來順調な經過を辿つてゐたのであるが、十六年一月以降マンガンの輸入杜絶となりたる爲め生産減少を來しつゝあるもので之が對策につき考究されてゐる。(2)鑛鋼……鑛鋼の製造には屑鐵を原料としてゐる爲め原料屑の出廻り如何によつて其の生産が影響される。即ち内地に於ける鋼材配給統制の強化に伴ひ屑鐵の移入は杜絶し従つて鑛鋼の生産も一時減少しつゝあつたのであるが、十六年度に於ては屑鐵の特別回收が實施されてゐるので前年に比し増産の可能性ありと見られてゐる。現在本島の鑛鋼業者は櫻井電氣鑛鋼所、興亞製鋼所、臺灣船渠會社、前田鐵工所、臺灣鐵工所の五工場である。(3)低磷鉄……臺灣電力會社の松山電氣製鐵試驗工場に於て生産され製品は島内に配給されてゐる。尙同工場では試験的に海綿鐵、鋼塊、特殊鋼等の研究を繼續してゐる。(4)ニツケル……東邦金屬製煉會社が輸入原鑛石により粗ニツケルを生産する目的の下に花蓮港に工場を新設し十六年八月より操業を開始してゐるが、目下生産額は僅少である。

二 石 炭

昭和十四年度は計畫目標以上の生産実績を擧げたるも十五年度に於ては七月八月九月の三回に亘る暴風雨により炭鑛設備の損害、坑道の崩壊、停電、出水等に因る被害甚大なりしたため異常な減産を示したが、そのほか資材配給の遅延、輸送

の不円滑、勞銀の値上り、食糧品の入手困難等も亦その原因を爲すものであつた。十六年度の生産は氣象條件には恵まれたるも資材、輸送その他の諸條件に於ては寧ろ前年よりは悪しき状態にあると見られるから、多くの期待は得られぬであらう。

三 輕 金 屬

(1) アルミニウム……本事業は日本アルミニウム會社の經營する所で、設備としては高雄及花蓮港に工場を有し、其の生産額の如きは日本全體生産總額中相當の分野を占むるものである。高雄工業は昭和十三年九月完成以來漸次擴張發展を遂げ生産も順調に進捗しつゝあるが、十六年四月以來原鑛石たるボーキサイトの輸入杜絶したる爲め原料關係に於て打開策を講ずるの必要に迫られてゐたが、南方新情勢の展開により解決が促進せらるゝであらう。花蓮港工場は十四年七月より工事に着手し十六年秋に設備を完成して操業を開始してゐる。製品としては高雄はアルミナ及びアルミニウムを、花蓮港は内地よりアルミナを移入してアルミニウムのみを製造し、これらのものは全部内地に搬出されてゐる。(2) マグネシウム……事業關係會社としては旭電化、南日本化學工業、日本アルミの三會社を挙げうる。旭電化會社の高雄工場は昭和十五年一月工事に着手し十六年十月より本格的生産を開始してゐる。次に日本アルミ會社のマグネシウム工場は昭和十四年計畫を樹てたが資材等の輸入困難のため事業開始が遅れてゐたが十六年秋操業を開始するに至つた。南日本化學工業會社の高雄工場は其の設備大半完成しながら資材配當困難なるため工事中止の状態にある。

四 金 及 銅

日本鑛業會社の金瓜石鑛山に於ては金、銅鑛石、沈澱銅の生産を爲しつつあるも、産金については最近に至り鑛床状態の變化、上位鑛の減産、勞力資材の不足等の原因より漸減の傾向にあるものと推察されてゐる。臺陽鑛業會社の瑞芳鑛山も専ら鑛床の状態より産金高の漸減を見つゝある模様である。尙砂金採取の目的を以て昭和十五年設立された臺灣産金會社は資材不足、勞銀昂騰等のため採算不引合となり未だ本格的活動をみるに至つてゐない。産銅については最近の情勢に

鑑み産金より轉換して之が増産に邁進することゝなつた模様である。尙沈澱式のもの銅一トンの採取に屑鐵三トンを要し而も原料屑の配給容易ならざるを以て、沈澱式に代る回收方法が研究されてゐる。

五 石油及其の代用品

(1) 石油鑛業……日本鑛業及日本石油兩社の經營に係るものである。出坑口油田は昭和十四年以來その生産額に増減はない。錦水油田は十三年八月本邦最深井の成功により始めて原油の生産をみた爲め注目されるに至つたが其の後の生産状況は一進一退である。竹東崎油田は試掘成功し今後相當有望視されてゐる。竹東油田は目下試掘中である。而して之等の事業に要する資材需給關係は極めて逼迫せるため果して所期の増産を期待し得るや否やは疑問とする所である。(2) 石油製精……原油の生産良好ならざるため揮發油の生産実績は減少を示してゐる如くである。(3) 無水アルコール……臺灣、明治、大日本、鹽水港及臺東の各製糖會社は夫々アルコール工場を經營し生産に従事してゐる。十六年度は原料糖蜜の減産と内地に於ける含水アルコールの需要増とのため生産目標を減少せる模様である。

六 曹達及工業鹽

(1) 苛性ソーダ……旭電化會社高雄工場に於てはマグネシウム工場の完成に伴ひ電解苛性ソーダ工場の竣工を見たもので十六年末より本格的操業を爲してゐる。南日本化學工業會社の計畫は資材關係のため未だその實現を見るに至らない。(2) 工業鹽……工業鹽の生産は本島特有の氣象條件に左右されること極めて大で、昭和十五年の如きは三回に及ぶ暴風雨のため鹽田築造遅延し又生産実績も著るしき低下を示した。十六年度第一四半期は多雨の影響を受けたが第二四半期以降は順調な生産状況にあるものゝ如くである。

七 バ ル プ

(1) バガスバルプ……臺灣バルプ會社(昭和十四年七月作業開始)及び鹽水港バルプ會社(昭和十五年三月操業開始)がバガスを原料としてバルプ生産を行つてゐる。十六年七月以來製造原料たるマグネシヤの入手困難なるため操業意の如く

でなかつたが、十月より順調な入荷を見てゐる。(2)木材パルプ……臺灣興業會社は島産材及び花蓮港林田山よりの自給木材を以てパルプの生産に従事してゐるが、内地に於ける移出統制の實施と資材關係よりする林田山伐木作業の進捗せざるため、十六年度の生産実績は減少を免れぬであらう。(3)クラフトパルプ……臺灣製糖會社はバガスを原料とするクラフトパルプの企業計畫を樹て島内に於ける米糖包装用麻袋及クラフト紙の需給逼迫を緩和せんとしたが、十分なる資材の配當なきため設備完成の可能性は疑問とされたが、十六年度中には工事着手の豫定である。

八 鐵道車輛

新車の大部分は内地依存の状態であるが、鐵道部花蓮港工場及び臺灣鐵工所に於ては若干の製造が爲されてゐる。他はすべて修理工場である。

九 電力

(1)西部地方(臺灣電力會社)……日本アルミの擴張工事、旭電化マグネシウム工場等の新設に備ふるため新龜山、圓山兩發電所建設中のところ前者は十六年二月、後者は同十二月竣工した。圓山發電所の完成は臺電に一威力を加へたわけだが爲め既に十四年二月より運轉を開始せる北部火力發電所の出力に餘裕を生じ、この方の運轉を一部制限することゝなつた。又特殊方面の需要に充つるため霧社第一及び同増設工事が進捗中であり、前者は十九年末、後者は十七年末に完成の豫定である。更に本年度より特殊需要電源用として天冷、豐原第一の兩發電所、工事に着手せるも、資材關係よりして十九年末に非ざれば完成は困難であらう。(2)東部地方(東臺灣電力會社、東部電氣會社)……東部の水力電源は開發日淺く昭和十四年九月に花蓮港一般需要用として清水第一の完成あり、十六年二月には溪口、初音、九月末には清水第一増設、十一月には清水第二の完成を見たもので、之等の電力を綜合して始めて日本アルミ花蓮港工場の運轉は可能となつた譯である。尙新興窒素會社(日本化成)の肥料製造用として銅門及びタツキ第一兩發電所の工事が進められてゐる。又臺東地方の需要増に備へ目下工事中の知本發電所は十七年三月完成の豫定である。

十 セメント

臺灣セメント會社に於ては十六年一月より年産十八萬トン増産工事に着手したるも、所要資材の不足のため進捗を見なかつたが、島内に於けるセメントの需給逼迫狀況及び内臺間輸送の狀況よりして之が完成を圖るは急務とするを以て、關係方面の協力の下に資材獲得の見込立ち十七年度より新能力を發揮することゝならう。臺灣化成會社は十五年五月より蘇澳に十萬トン工場の建設に着手したるも資材關係のため行儀みの状態にあつたが、十七年三月迄には工事完成操業の見込みである。尙第二次増産計畫として内地より工場を移駐すべく之が準備進行中である。以上のほか南海興業會社(資本金五百萬圓)が新竹にセメント工場を設置する計畫がある。これは東洋産業高濱セメント工場の遊休設備を臺灣に移駐するものである。これらの設備完成の曉に於ては本島内セメントの供給は需要を充足して猶ほ餘りある状態となるであらう。

三 生産擴充計畫と工業化

一 第一次生産擴充の意味するもの

本島に於ける生産力擴充計畫は時期的には工業化の本格的實踐段階に直面し飛躍發展の態勢を整備しつゝあつたのであるが、恰も支那事變の勃發に際會し物資統制方式としての物資動員計畫が設定遂行されることゝなつた爲め、その影響下に資材の割當も極度に制限せられ多々益々重要物資の圓滑なる供給を緊要とする状態に在り乍ら、而も島外依存物資の供給不圓滑は逐次増大しつゝあつた。従つて第一次生産力擴充計畫は必ずしも所期の成果を挙げ得たとは謂ひ難いけれども、計畫の實施を通じて本島の政治經濟に及ぼせる影響は決して尠くはない。これを分析して次の如き結論を得るであらう。(イ)工業化に針路を與へたこと。本島工業化の目標と内容は從來具體的に明示されることはなかつた。生産擴充計畫の遂行は工業化せらるべきものゝ實體を明らかにし本島産業將來の動向を決定づける役割を果した。(ロ)日本全體の工業生産に寄與したこと。臺灣の計畫産業を日本全體生産總額より見れば僅少の部門に過ぎないけれども個々の産業自體に付

て云へば相當の生産分野を擔當せるもの（例へばアルミニウム、アルコール、鹽の如き）もあり、又島内の需要を充し圓ブロック圏内に輸出せられるものもある（石炭、パルプ等）。（ハ）附帶的關聯事業即ち非計畫産業の勃興を促した。例へば臺灣電化會社のカーバイト及び石灰窒素、工業鹽によるプロムの製造、電力利用工業等である。（ニ）物資の自給自足體制への基礎づけとなつたこと。統制物資の大部分が内地依存的性格を脱却することは不可能であらうが、臺灣に課せられた計畫産業の遂行は今後南方共榮圏との物資の交流により徐々に自給體制への發展の可能性あることを實證した。（ホ）本島工業の立地條件を再吟味する機會を與へたこと。工業立地條件に付ては從來から調査研究が進められてゐたのであるが、それは兎もすれば獨斷を免れないものもあつた。帝國南進基地たるの實體を確立せんとして躍動しつゝある本島の立地條件について第一次生擴は、あらゆる觀點より新たな批判と吟味が追求されつゝ遂行された。

二 第二次生擴と臺灣

第二次生擴充計畫——正確には日滿支産業建設五ヶ年計畫は昭和十七年度より二十一年度に亙るもので、計畫産業の範圍は第一次のものに新たに多種の産業が追加される豫想である。計畫の重點は緊要國防産業特に從來海外に依存せし重要不足資源の積極的開發及び輸入機械の國産化に置き、日滿支三國の一體的協同により萬難を排して之が完遂に當るものである。然らば臺灣に於ては第二次生擴充計畫を如何に編成すべきであるかは、時局の急激なる進展に伴ひ益々重加し來れる其の國防的、經濟的使命達成のため内臺一體化の綜合的計畫化の要請に應へるべく特に慎重を期すべきであつて、總督府が新に官制を制定して「臨時臺灣經濟審議會」を設置し、十月二十七日より四日間をわたり「工業振興方策」及び「交通施設整備充方策」に關し委員の意見を徴したる所以のものは蓋し茲に存するであらう。

而して審議會は工業振興及交通擴充に關する劃期的答申を決定し臺灣産業を推擴するものとして多大の成果を收めて終了したのであるが、長谷川總督はその閉會の辭の中に於て「臺灣に於ける工業の振興は其の立地條件に照らし妥當なりや否や多少疑問とし研究の餘地も無きにしもあらずと云ふ所であるが、錯綜せる國際利害關係の最中にあつて南方施策完遂の必要から臺灣の全土を擧げて要塞化し動かざる航空母艦たらしめるため軍事施設の飛躍的整備を圖らざるべからず、從つて多少立地條件に缺くる所あつても工業振興は絶対に必要であり、相當の犠牲を拂ふことも覺悟して重點主義的に實現を期し、又交通施設の整備擴充に付ても其の實施の萬全を期すべきである」ことを強調し、又齋藤總務長官は特別委員會の席上に於て「現下の情勢は本島に有利な工業の自然發生的振興時期を待つべき時でない。今や臺灣は前小林總督時代の工業化の各論を實施すべき産業憲法制定の秋に入つてゐる」と述べたが、このことは同時に臺灣統治の現段階的意義を極めて端的に闡明したものととして特筆するべきである。而して高度國防國家體制の要請に對處すべく臺灣が樹立すべき産業方策は茲に一應總括せられたのであり、從つて日滿支産業建設五ヶ年計畫の一端を擔ふ本島第二次生擴の編成は、其の工業化計畫に關する限り經濟審議會答申の線に副うてなざるべきこと當然である。

第三節 重要物資の配給統制

本島に於ける物資統制に關しては第一及第二項中に於て概論的に説述せる所であるが、本項に於ては昭和十六年に新に配給統制の實施されたもの又は配給統制の強化せられたるもの、即ち普通鋼材、機械、鐵鋼製品、鐵屑、アルミニウム、洋紙、火藥等の重要物資につき、之が統制を必至的ならしめたる客觀的事情、配給統制機構の建方及統制機關の運営方式等に關し考察することとする。このほか石炭、生活必需物資たる青果物、鮮魚介、牛乳及乳製品に付ては夫々府令を以て石炭配給統制規則、青果物配給等統制規則、臺灣鮮魚介生産配給等統制規則、牛乳及乳製品配給及消費統制規則の施行により配給並に消費統制の確立を見たが、之等の内容に關しては紙面の都合により割愛することとした。

一 普通鋼材

普通鋼材は物動物資體系中に於て中樞を占むるものであり諸種の事業計畫の如きも之の配當如何によつて左右されるほ

重要な物資であるが本島に於ては鋼材の生産皆無なるため殆ど絶對的に内地依存の状態に置かれてゐる。而かも臺灣の現段階は工業化の推進、生産力擴充の要請より物資動員計畫の設定に際して臺灣として獲得すべき鋼材數量の多寡は極めて重要視されるべきであると共に、その地理的距離の關係より物動割當決定量の迅速確實なる入荷は更に緊要なりとされる所である。

本島に於ける最近の鋼材需要は之を支那事變前に比較し相當の増加をなせるものと推定される。推定の根據としては概ね次の事項をあげ得る。(イ)臺灣の工業化は昭和九年十一月の日月潭發電所の竣工を端緒として高雄に於けるアルミ工業、基隆に於けるフェロアロイ工業を發生せしめ、爾來徐々に發展を續けつつ支那事變を迎へ、南進基地としての客觀的要請に副ふべく茲に工業化の本格的實踐期に入つたこと、(ロ)日滿を一體とする生産力擴充計畫が昭和十三年より實施せられ、當然に臺灣もその一翼として課せられたる計畫産業の遂行に拍車をかけることとなつたこと、(ハ)一般産業經濟の躍進に伴ふ客觀的文化の諸施設が急激に増加しつゝあること、(ニ)南方基地としての諸條件を充實整備するための特殊需要の増大せるものと認めらるゝこと等、以上の如き觀察により鋼材需要の膨脹は必然的現象であるが、之に反し物動計畫に於て本島に割當らるゝ數量は極めて小額であつて年々減少壓縮せられ、需要に對する割當比率は大體四〇―五〇パーセント程度の如くである。而もこの比率は四半期毎に於ける物動實施計畫により更に何パーセントかの減少を餘儀なくされつゝある實情である。次に實需家に對する割當額と其の入手額との關係を見るに、昭和十五年度の實績に依れば大凡五〇パーセントを出でないと云ふ悲觀すべき状態である。尤も基礎となつた數字は十五年度の割當にして同年度内に入手せるものゝ報告に依るのであるから、この外に前年の期別による割當にして十五年度に入荷せるものも相當あり得るわけであり、又實需家が實際に入手してゐても正式に報告なき分は含まれない爲めそれだけの確實性を缺くこととなる關係上、本島に入荷せる實際の鋼材量は右の比率以上であると考へるのが妥當であるかも知れない。結局現在の如き不備なる配給機構の實情下にあつては確實な入手額を知ることが不可能に近いと云はざるを得ないのである。割當と入手との間に於ける

斯くの如く著るしき差額は如何なる理由によるものであらうか。鋼材入手確保上かくも重大なる支障を生ぜしめつゝある要因は何であるか。之に對しては島內的要因及び島外的要因の二方面より分析研究して見る必要がある。

(イ) 島內的要因

一 物資擔當官廳に於ける事務體系の不整備

物資動員計畫事務の複雑性より配給事務の澁滞を來し割當通知及切符發行の遅延より入手が遅れる結果となる。又配給機關との聯絡も從來十分でなかつた。要するに物資擔當官廳に於ける事務内容の整備充實は喫緊の要務である。

二 鋼材移入配給機構の不整備

臺灣に於ける鋼材の移入及配給機關としては臺灣鋼材配給會社を中心とするものと、三井、三菱等によるものとに二分することが出来る。臺灣鋼材會社は全島に於ける鋼材の移入配給の一元的統制機關たることを當初の趣旨として設立されたものゝ如くであるが、法規に基き別に統制機關として指定された譯ではなく寧ろ法規の建前は自由移入を骨子とするものであつた爲め實質的活動が出来ずに今日に及んでゐる。而して特約店としての鋼材取扱數量も小口需要を對象とする關係上比較的少量であるが、三井、三菱等の業者は臺灣鋼材會社と對立して存在し主として大口需要の移入配給に當り相當の實績を確保してゐる。併し乍ら之等業者間には何等の連絡も統制もなく鋼材會社以外の業者に對しては行政監督も十分ならず、極言すれば自由放任の状態である。鋼材の如き重要物資の配給が斯の如く無統制のまま、推移し來つたことは物資統制上甚だ遺憾とする所であつて、統制法規の整備と配給機構の確立が夙に要望されてゐる所以である。

(イ) 鐵鋼配給統制規則の改正

内地に於ては昭和十三年六月商工省令を以て鐵鋼配給統制規則を公布し所謂切符制度による配給統制の實施を見たのであるが、昭和十五年に入るや鐵鋼の需要は急激に増加し需給状態は極めて逼迫するに至つたので、切符運行經路を通じて不可分の關係を有する生産、配給、消費各統制部門の綜合運用に依る需給調整を更に積極的に強化するため從來の法規を根本的に改變するの必要を認

め、昭和十五年三月鐵鋼配給統制規則を廢止して新に鐵鋼需給統制規則を制定した爲め鐵鋼統制は劃期的段階に入つたが、更に鐵鋼統制會の設立並に販賣機關の統合等の新情勢に應じて第三次の改正を見んとする模様である。竊つて臺灣の状態を見るに内地に於て統制法規の制定をみた直後之に倣つて「鐵鋼配給統制規則」を制定し法的統制の一步を踏み出したのであるが、法規の不備に基く種々の缺陷が其の後の運用に於て指摘せられ之が改正は當然の措置なりとされたのであるが、偶々内地に於ける鋼材配給機構の整備確立に關聯して臺灣に於ける一元的配給機構問題が擧頭したるため法規の改正は寧ろ前面には押出されなかつたのである。従つて規則自體は矛盾を包含しつゝ今日に至つてゐるのであるが、之を鋼材配給の實際に即して見れば内外地を通ずる鐵鋼の一元的統制の急速なる發展に伴ひ、内地に絶對依存の臺灣に對する中央の統制方針が漸次支配的となりつゝあることは不可避の事實に屬するのである。この事は一面から見れば商工省令たる鐵鋼需給統制規則の一部が事實上本島にも及んでゐると云ふことが出來よう。

(ロ) 鋼材配給機構改革の方向

本島に於ける現行配給機構を概観すれば、先づ販賣機關としては指定問屋と特約店があり指定問屋に關しては大阪地區に於ける三井物産、三菱商事、大阪鋼材會社等の十四店が臺灣向鋼材の配給を擔當し島内の支店又は出張所が之を配給してゐる。特約店としては島内四十一店の業者が臺灣鋼材配給會社を組織し鋼材配給の一部門を擔當してゐる。本島に於ける配給系統としては鐵鋼配給統制規則第二條の規定に依り需要者は割當證明書を以て内地臺灣何れの販賣業者に對しても引合を爲し鋼材の購入をなし得ることになつてゐる。斯の如く現在の配給機構は内地販賣機關の末梢的部分として存在し臺灣としての統一ある機關を構成せざるを以て次の如く缺陷を指摘し得るものである。(一)臺灣向割當鋼材はバラバラ且つ不確實に移入せらる、(二)割當量に對する入手實績を握み得ず又寸法別の齟齬不一致を知り得ず以て島内實需に對する配給の圓滑適正を期し得ない、(三)最近に於ける海上輸送の逼迫化は前述(一)のバラバラ移入を事實上不可避的ならしめてゐる、(四)移入及配給に關する諸統計の作成、調査等を爲し得ず、業者に對する監督の徹底を缺き、以て鋼材配給に綜合性を附與することができない——以上の事實に基き現行制度の不備缺陷を容認するならば、鋼材配給に關する中央の根本方針に順應しつゝも猶そこに臺灣としての獨自性を加味したる配給機構を確立することの

必要且つ妥當なることを強調せざるを得ない。かゝる見地より鋼材の移入及配給を一元的に取扱ふ新機關を設置し配給統制の強化を圖ることは機構問題の重點なりと考へるのである。之と並行して統制法規の改正が斷行せらるべきこと當然である。而して鐵鋼配給機構に關しては從來の経緯に鑑み中央の配給統制方針が外地に對しても支配的であり、特に鐵鋼統制會設立後はこの傾向が顯著であるから臺灣獨自の判斷のみを以て遽に之を決定し得ざる所に問題の困難性が横はつて居り、鐵鋼統制會の今後の方針如何が注目される所である。

(ロ) 島外的要因

一 中央に於ける生産計畫と配給計畫との齟齬

鐵鋼の生産計畫は四半期毎の實際生産額により左右されることは勿論のこと従つて配給計畫との間に齟齬を來すことは或る程度已むを得ないことであるが、之が具體的調整は生産及配給組織の改編、價格政策等と密接な關聯を有するのである。而して之が解決は鐵鋼統制會設立の主要任務の一である。

二 需要者の希望鋼材と型別寸法別の不一致

鋼材の配給は計畫的に行はれてゐるので計畫と實際との喰違ひは一應無いかの如く考へられるのであるが、鋼材價格の適正ならざるに加へ生産業者に對して型別寸法別による生産命令を發すると云ふ制度は採られてゐない爲め、メーカーとしては採算上有利なる型寸法別の鋼材を生産し之が配給される結果、臺灣に移入される鋼材は必ずしも需要に適合せるものではない爲め實際の用途に使用せられず或は用途を制限せられ、延ては遊休資材をつくる原因をなすこととなる。

三 價格政策の影響

鐵鋼の生産部門に於ては原料、勞賃、輸送等の諸條件が最悪な状態下に置かれた爲め、一般的に見れば生産コストの昂騰による採算不引合のため生産を停止せる鋼材もあつた様であり、従つて配給切符のみ發行されても現物の入手は之に伴はなかつた事實がある。然し其の後に於て鋼材販賣價格の値上げが實現し、又製鋼原料たる銑鐵價格の昂騰に對しては國

家補償が爲されることとなつたので價格よりの影響は一應消滅したものと見ることが出来る。

四 輸送關係

國際情勢の激變に伴ふ時局の要請から海上輸送問題は極めて重大化して來たため内臺間の船舶輸送は不安に暴されるに至り、重要物資輸送計畫に基く鋼材移入の如きも實に悲觀すべき状態に置かれてゐる。

以上の記述によつて本島に於ける鋼材の移入及配給過程に存する制約方式を知ることが得たわけであるが、是等の點は大部分内外地共通の現象であり之が改善方策が夙に考究せられてゐたのであつたが、鐵鋼統制會の設立を契機として對策の確立を見ることとなつた。即ち鐵鋼の需給調査に關しては昭和十五年商工省令「鐵鋼需給統制規則」の制定による切符制施行と之に對應する生産割當制の實施に依り計畫的調整を行ひ來つたが、調整機構の不備の爲め現實には需給不均衡を來し所謂浮遊切符の激増と云ふ矛盾を惹起し種々の不都合を生ずるに至つたので、商工省に於ては鐵鋼統制會と協力し需給計畫化に關し研究中であつたが、今般「鐵鋼需給計畫化基本要領」の決定を見、十六年十二月十五日之が内容を公表するに至つた。其の要點は次の如くである。

- (一) 生産と需要を緊密に連繫せしめ品種寸法の完全なバランスを確保するため需要を、(イ)特定需要、特殊規格需要、(ロ)團體需要、一般需要の四種類に分ち、(イ)には註文生産を、(ロ)には見込生産の方法を採用し需要者團體並に問屋團體との連絡により所要の品種寸法の生産供給に遺憾なきを期すること、せること
- (二) 右に關聯して消費割當は特殊の品種を除き鋼材總トン數にて行ふことに變更すると共に切符も之に對應して新様式のもの發行する。而して需給統制團體の切符發行は之を統制會に於て管理すること、せること
- (三) 右に伴ひ昭和十七年第一四半期以降は新切符によつてのみ現品の引渡しを受け得る。即ち十七年三月末現在に於ける受渡未了切符は原則として之を回收し、唯だ其の中緊急需要と認めらるるものに於てのみ新規割當中に於ける復活を認めること

以上の措置は實施の中間過程に於ては需要家に對し尠からざる影響を伴ふ譯であるが、計畫化の進歩に伴ひ鐵鋼需給には高度の計畫性が附與され、一旦發行された切符により確實に現品の入手が保證される割當的措置と認められてゐるのである。臺灣に於ても當然に右基本方針に即應して需給計畫化を實施すべきであるが、問題となる所は、(一)受渡未了切符の處置と新規物動割當との關係、(二)鐵鋼配給機構の整備、(三)海上輸送の三點に存するものと考へられる。假りに配給機構の確立をみるとするも從來以上に深刻化する内臺間船腹不足の緩和せられざる限り鐵鋼需給の調整は前途容易ならざるものと觀察される。

以上は専ら鋼材の配給統制に關し述べたのであるが、鐵鋼の使用制限に付ては「鐵鋼工作物築造許可規則」(商工省令を依用せるもの)の運用に依り之が目的を達成しつゝある。次に鐵鋼製品の製造制限に關しては商工省令「銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件」を依用して銑鐵鑄物を以て製造し得ざる物品八十一品目を指定すると共に、更に商工省令「鋼製品ノ製造制限ニ關スル件」に基き鋼材を以て製造し得ざる物品百三十一品目を指定して來たのであるが、現下の情勢は金屬類の特別回收を必要とするに至つた爲め内地に於ては鋼製品並に銑鐵鑄物の製造制限により其の製造を禁止されてゐた物品につき之を一本建の省令に改むることとなつたので、本島に於てもこの機會に制限法規の體系を整備するの必要を認め、全屬回收令の公布に伴ふ四十二品目に亘る指定回收物件をすべて製造制限品目に包含すると共に、右の兩商工省令に基く告示の不釣合を是正すべく新に「鐵製品製造制限規則」(一六、一二、八府令一九六)を制定の上、製造制限物品三百品目を指定し以て鐵製品の消費規正の強化並に統一を期することとなつたものである。

二 機械

一 概説

本島産業は從來米糖を主軸として發達し來つた爲め工業方面に於ては専ら農産物を基礎とする製糖、製茶の如き加工業

のみに指向し一般工業の振興には留意せられること極めて少なかつた。従つて機械工業、化学工業等の勃興も大體大正年代に入りてよりのこと、見られ其の後第一次歐洲大戰時代の我國經濟界の好況の影響を受けて漸次發展的傾向を辿つたのであるが、昭和九年に於ける日月潭發電所工事の竣成は電力を必要とする重化学工業等の勃興及び發展に一線を劃するこゝとなつた。

本島の鐵工業はその中に機械器具、造船、鐵道車輛等の各種範疇を包含してゐるが其の大部分は機械器具工業に屬するものである。これらの業者中極めて少數のものは其の資本、設備、技術等の點より見て内地二流工場に匹敵し得るものもあるが一般的には弱小工場亂立して猶幼稚な段階にあるものと云へよう。従つて製品の價格、品質等の關係より實需家は成るべく之を内地メーカーに發注するの傾向を有し、其の結果島内工業の進歩發展を鈍化する一要因ともなつた。然し乍ら最近に於ける國際情勢の急轉に伴ふ國內自給態勢の確立は本島機械工業の分野にも必至的要請となつて現れ、鐵工業の整備強化再編成に關する具體的計畫が十六年九月に改組設立をみた臺灣鐵工業統制協會を中心として急テムボを以て實踐に移されんとしてゐる。尙南進基地としての軍事的要請より機械工業部門がその需要に應ずべき使命を有すること素より當然のことであつて、この側面のみよりするも本島鐵工業の整備統合は急速に實施さるべきであり以て飛躍的發展段階に突入すべきである。

二 輸入機械

國際情勢の急變により物動計畫に於て豫定せられた輸入物資の大部分は取得不可能となつた爲め、輸入機械の如きも輸入杜絶に對應して自給自足策への轉換がなされた。最近本島に於ける輸入機械は鑛山機器、化学機器、電氣關係機器、精密機器等であるが一般民需には全然認めず官需及生産力擴充用として限定的に認めてゐたものであるが現段階に於ては入手は全く不可能となつた。注意すべきは輸入機械の一部として取扱つてゐる軸受で、從來日本エスケイエフ興業株式會社高雄地方營業所が一手で本島移入を爲してゐたのであるが獨り開戦に依る輸入軸受の逼迫化は國產自給體制を速急確立す

る要ある反面、輸入軸受の配給統制を強化するの必要から總督府は八月十二日附を以て「軸受配給統制要綱」を定めた。その骨子は國產軸受に付ては自由入手の状態に放置されて居り直徑六〇耗以下のものの供給は相當潤澤であるから従來輸入品を使用してゐた向も國產品を以て代用すること、而も右に對しては優先的に配給されると云ふ點にあり、結局國產品への轉換獎勵の意義に於て爲されたものであつた。

三 内地製機器

内地製作機器に付ては昭和十四年第二四半期から發注承認制度が採られてゐる。當初は生擴及民需につき實施し十五年度第一四半期より官需にも及ぼしてゐる。内地發注機器の配給統制を行ふため先づ「電氣機器統制要綱」を定め十五年六月より實施されてゐるが、統制の對象はタービン發電機、交流發電機、調相器、變壓器、電氣動力計、電氣熔接装置、電熱器等の五十品目に及んでゐる。昭和十六年に於て注目すべきものは七月十五日より實施を見た「金屬工作機械配給統制要綱」であつて、統制の趣旨は、(イ)事變の長期化と米國の對日禁輸とは量質共に優秀なる工作機械の國內自給自足策を急速に確立するの必要が緊切なること、(ロ)品質性能共に劣弱なる機械の製造普及は資材の需給關係より之を抑制するの要あることの二理由に基くものである。従つて需要家が日本工作機械工業組合員又は全國工作機械工業組合聯合會所屬組合員より金屬工作機械を購入せんとする場合に於てのみ發注承認書を交付することとし、それ以外の劣弱メーカーより購入する場合を認めざることとしたのである。——以上のほか十六年中に配給統制の實施されたものは自動車配給統制要綱、自動車修理用部分品配給統制要綱である。

四 島内機器

事變の進展に伴ひ鐵鋼資材の割當配給が著減しつゝある情勢に即應し時局關係の鐵工機械器具類の製作を確保するの必要から、島内に於ける製造を統制するため「島内製作機械器具統制要綱」を定めて發注承認制度を採り昭和十四年第三四半期より之を實施したのであるが、其の後に於ける客觀狀勢の變化により鐵工業を整備再編成の上島内機械器具類に對し

計画的需給策を確立せんが爲め統制要綱の改訂が行はれ十六年第一四半期より實施された。これが改正の要點は、(イ)官需も新に統制範圍に入れたこと、(ロ)受註者の工場設備、資本、技術、職工及び營業実績等の諸條件を基礎として受註限度を決定し、之を超えて受註せしめないこととしたこと、(ハ)發註限度は物動實施計畫により指示された數量に對し需要者の選擇したる範圍内とすること、(ニ)統制補助機關としての臺灣鐵工業統制協會の機能強化するため「材料審査會」を正式に設置したることにあるのである。

併し乍ら右の如き統制要綱の單なる改訂のみを以てしては未だ根本問題の解決には徹せざること遠いものであつて、南進基地としての臺灣の特殊使命を完遂するため本島の鐵工業を如何に再編成すべきかは重要な課題とされてゐる所である。然るに之が推進機關として活躍すべき臺灣鐵工業協會が從來の如き法的根據を有せざる任意團體であり、又會員たる鐵工業者の恣意を規正するの機能を有せざるの状態に放置されてゐるのでは臺灣の鐵工業は立遅れとなるかも知れない。況や特殊方面の現地需要が新に發生せんとしつゝあるの情勢を考慮に加ふる時は、領臺以來永き沿革を有する本島鐵工業協會は茲に乾坤一擲の革新期に直面したものと謂ふべく、業界統制の使命を有する鐵工業協會の改組擴充は必然的要請となつて現はれた。遂に九月二十日從來の協會を解散して新に「臺灣鐵工業統制協會」として其の發足をみるに至つたものである。

臺灣鐵工業協會は當初本島に於ける鐵工業の健全なる發達を圖るため會員相互の親睦、必要資材の共同購入等を目的として設立されたものであるが、昭和十五年「島内製作機械器具統制要綱」の決定に基き同協會をして製作要望書の所要資材の査定を爲さしむることとし統制機關としての地位を認むる事となつたので、協會としても其の機構を強化するの必要を認め民法第三十四條の規定に依る社團法人たらしむべく之が認可を申請したことがあつたが、(一)鐵工業協會の如き種類の團體を民法の規定によつて規律するは今日の社會經濟事情に適合せざること、(二)目下内地に於て重要産業團體を規制すべき法規の制定公布が急がれつゝあること、(三)本島に於ける任意組合その他の團體に法的根據を與ふる爲め律令を

制定せんとするの議あること等の理由に依り、これら情勢の推移確實となりたる場合に於て鐵工業協會は重要産業團體令に依るか律令に依るかを決定することとして一應社團法人案は之を撤回することとなつた。而して重要産業團體令は九月一日より施行されたが之に基き臺灣のみの統制會を設立すべきや否や、設立すべしとするも如何なる産業を擧ぐべきやにつき總督府の根本方針は具體的に決定せられなかつた。然るに特殊方面よりする本島鐵工業の整備強化に關する要請は熾烈なるものがあつた爲め、鐵工業を以て統制會を設立するや否やの問題は一應保留し統制會の思想を織込みたる組織内容に於て協會を改組することとし、臺灣鐵工業統制會の設立を見るに至つたものである。協會は臺灣に於ける鐵工業の總力を最も有効に發揮するため鐵工業の綜合的統制運営を爲し其の發展確立を圖るを以て目的とし、この目的を達成する爲め(一)資材資金並に勞力に關する事項、(二)受註並に其の配分に關する事項、(三)原價計算並に販賣價格に關する事項、(四)技術の向上、能率の増進及規格の統一等に關する事項、(五)技能者養成に關する事項、(六)本會員の事業に關する指導、監査及監督に關する事項、(七)鐵工業に關する調査研究に關する事項、(八)其の他必要なる事項を行ふものである。——鐵工業統制協會の設立過程より見てこれが今後統制會組織にまで發展すべきことは必然の趨勢である。内臺一元統制を必要とする産業に關しては内地機構との一體化を策すべきことは當然の理なるも、本島經濟の實情に即し別個の考慮を要すべきものに付ては臺灣のみに關する統制會設立の必要があるのであつて、鐵工業の如き重要産業は差し當り臺灣に於て統制會の先驅的役割を果すべきものであらう。

五 農 機 具

イ 配給統制……臺灣の産業が從來重農主義的であつたにも拘らず農業の生産手段たるべき農機具類の製造、移入及配給が業者の自由活動に委ねられ統制方法が講ぜられなかつたと云ふことは一つの缺陷として指摘される所であつた。併し乍ら昭和十五年以來米穀問題を中心とする農産物増産が内外地當面の至上命令として要請せられ、本島はその重要な一翼を確保する關係上農業増産計畫遂行の任務を負荷されてゐるにも拘らず、之が生産手段たる農機具類の製造は區々たる

状態にあり配給も亦極めて不円滑の實情にあるを以て、製造用資材の確保を圖ると共に之が配給の適正を期するため總督府に於ては昭和十五年十一月「臺灣農機具配給統制要綱」を決定し、農機具に對する全般的統制を実施することゝなつた。統制要綱によれば統制の對象となるべき農機具の範圍は農業生産及農産物の加工調整に必要な機械器具中、(イ)農業用原動機(發動機、畜力原動機、水力原動機)(ロ)農業用作業機(鋤、鉞、犁、鎌、唐箕、シヤベル、スコップ、自動耕耘機、施肥用器具、噴霧機、脱穀機、簡易糶摺機、簡易精米機、甘藷削機、製繩機、卵卵機、育雛機等約八十種)(ハ)右の外農機具として必要と認め指定されるものである。統制機關としては總督府、州廳、臺灣農會及州廳農會が夫々配給機能を遂行することになつてゐる。農機具の調達に就ては内地向發註のものは臺灣農會より發註承認書を總督府に提出することゝし、島内製作にありては臺灣農會は島内製作機器要望書を作成し、臺灣鐵工業統制協會を経て總督府に提出し發註承認書の發給を申請する。州廳に對する配給は總督府の割當計畫に依り臺灣農會に於て州廳農會に對し割當を爲し、州廳内に於ける配給は知事廳長及州廳農會監督の下に農機具工業組合を設置して之を行はしむることゝなつてゐる。

■ 製造統制(製造能力の整備擴充)……農機具配給統制要綱に即應し本島に於ける農機具製造能力の整備擴充を圖り農機具の調達に遺憾なからしむる爲め「農機具製造能力の整備擴充に關する措置」が決定された。本島需要の農機具類は從來約一千二百萬圓程度にして此の中島内生産のものは約二百萬圓に過ぎず、其の大部分を内地よりの供給に依存し居るの現況にあるを以て、少くとも中小農機具の大部分は之を島内に於て自給し得ることを目標として進まなければならぬ。其のためには、(一)既存製造能力の整備を期すべきである。即ち從來の業者の製造能力を有機的に統合し能率の向上、規格の統制製品の改良等により計畫生産を期するため農機具製造業者を以て各州廳を單位とする工業組合(依法團體に非ず)を設立することゝした。工業組合は臺灣農機具製造統制會社の構成員として製造下請の受註者となり又下請品を所屬組合員に割當つる等の事業を目的とするものである。(二)製造能力の擴充を圖るべきである。之がため十六年臺灣農機具製造統制株式會社(資本金百萬圓)を新設し、島内に於いて製造すべき農機具の總括的調達責任者としての資格を與へた。從

つて會社は島内各農機具製造業者を統括すると共に自己の直營工場を經營し特定農機具の製造を爲すものである。構成員としては製造業者(農機具工業組合、有力農機具製造業者)、農機具移入販賣業者、産業組合、農會を包含する。尙右以外の擴充計畫としては從來の製造業者の設備増設並に内地休轉設備の移駐等が考慮されてゐる。

三 鐵 鋼 製 品

鐵鋼第二次製品中現に本島に於て配給統制機構の確立されてゐるものは亞鉛鐵板及線材製品のみであつて、其の他の製品に於ては從來移入の實績を有する業者が直接に内地配給業者等より割當を受けてゐる状態である。

一 亞鉛鐵板及線材製品

統制の範圍は亞鉛引鐵板、丸釘、亞鉛引鐵線であり全島的統制機關としては「臺灣亞鉛鐵板線材製品配給組合」があつて移入製品及島内製品の一元的なる購入、配給を擔當して居り、地方機關としては地方問屋、各州廳配給會が統制に當つてゐた。然るに内地に於ては線材統制會社の設立と共に線材製品の最高販賣價格の指定を行ひ配給系統の合理的なる調整、配給段階に於ける口錢率の改訂等がなされたので、本島に於ても内地の新情勢に對應し配給調整の合理化を期するたため若干の改正が行はれた。先づ島内製品に於ては高雄に工場を有する臺灣鐵線株式會社が本島唯一の工場として生産を擔當し、其の製品は臺灣鐵線商事株式會社が一手に買取り之を線材製品組合に配給してゐたのであるが、鐵線商事會社の存在は中間機關として獨立の卸賣的地位を認むべきにあらずとの見地より之を線材組合の指定商として取扱ふことゝしたのである。次に從來單に眠り口錢のみを取つてゐたに過ぎない地方問屋は之を廢止することゝし、以て線材製品配給組合を中心とする配給統制の高度化を期したのである。

本島に於ける需給關係を見るに内地製品の移入實績は十五年度下半年より十六年にかけて最も悪く所謂釘飢饉を來したのであるが、最近に於ては逼迫の状態は漸次緩和されつゝある。其の原因としては内地に於ける公定價格の値上、時局に

伴ふ輸出貿易の減少、日本線材製品配給會社の設立に依る統制の強化等に因る直接間接の影響と、島内工場の生産増加に依るものと考へられてゐる。

臺灣鐵線會社はもと本島人資本によつて經營されてゐたのであるが、昭和十六年に於て大阪の山本商店が會社株の大部分を所有して之が經營に乗り出すこととなり、其の資本力により工場設備の擴張、經營の合理化、生産の増加を企圖しつゝあるものである。然し乍ら同會社工場は地域的に偏在せる爲め種々の不便からざるのみならず、稍々もすれば獨占事業に伴ふ弊害發生の虞れなしとせず又災害等に因る生産機能の一时的停止を考慮するときは、臺北地方にも製釘工場を設置するの必要が痛感されるのであつて既にかゝる計畫が具體的に進められてゐるので十七年度初頃にはその實現を見ることとならう。

二 其の他の製品

この中に包含されるものとしては鋼索、硬鋼線、熔接棒、スコップ、シヤベル、ドラム罐、磨帶鋼、電線管、荷造用帶鋼、五ガロン罐、王冠、船用鎖、ツルハシ、ハンマー、サツシユ、粉砕用ボール等を主たるものとするのであつて、之等各製品に付ては内地に於ては既に夫々配給機構が整備されてゐるのであるが、本島に於てはこれらの製品に付て未だ機構が確立されて居らず從來移入の實績を有する業者が個々に配給を行ひ居る實情にあるので一元的配給統制機關の設置が要望されてゐる。然し乍ら線材製品組合以外に別個の新組合を設立すべきか又は線材製品組合は之を解散せしめ線材製品其の他全部の鐵鋼第二次製品を一元的に取扱ふ新機構をつくるべきかに付ては疑問の餘地もあるが、配給統制の方向としては後者の方法に依るべきが至當とされてゐる。

四 鐵 屑

一 概 説

從來我が國の製鐵業が原料屑鐵の大部分をアメリカに依存してゐた爲め其の禁輸の影響は相當深刻であつた。鉄鋼一貫作業への轉換確立も原料炭及マンガンの不足、努力の缺乏等に依り必ずしも順調な生産の進展を示してゐない。而も鐵鋼の需要は國防及計畫産業遂行上時局の急展開に伴ひ著るしき上昇過程を辿つてゐる。屑鐵、故銅等の金屬類回收強化の現段階的重要性が深く認識されねばならぬ理由が茲に存するのである。而も金屬類の回收は其の資源としての活用が即効的であり且つ一般國民をして直接に大東亞戰爭の眼目たる資源作戰に参加するものなりとの自覺を深徹せしめる意味に於て絶大の價値がある。

金屬類回收運動は昭和十六年度に於て始めて體系づけられ方法的には幾つかの段階的對策が内外地を通じて實踐された。先づ第一に擧ぐべきは故銅鐵屑配給統制規則の改正に依る一般的統制の強化、第二は法的強制を伴はざる官廳及公共團體の特別回收實施、第三は特別回收の前進運動としての工場及事業場等の清掃運動の展開、第四は金屬類保有狀況調査、第五は國家總動員法に基く金屬類特別回收令の發動であつた。これら一聯の事項は本島に於ける官民の熾烈なる協力によつて所期の効果を收めつゝある。かくして回收せらるゝ鐵屑及故銅は中央に納入すべき一定の責任量を除き、其の殘餘はすべて島内の鐵工業用、伸鐵用、沈澱銅採取用等の生産力擴充部門に充當されるものである。島内發生屑のほか昭和十五年迄は内地、對岸、比島等よりも相當量の輸入を見てゐたのであるが十六年に入りてよりは殆ど杜絶の状態にあり、唯だ沈澱船解體引揚による屑鐵が新たな給源として重要性を加へつゝあることを指摘するに止めよう。尙故銅及鐵屑の配給統制に關しては從來の推移に鑑み法的及行政的兩面よりする注目すべき改正が行はれた。

二 故銅鐵屑配給統制規則の改正

戦時下重要資源の回收を強化するため内地に於て故銅及鐵屑の配給統制に關する商工省令が公布せらるゝや本島に於ても昭和十四年府令「故銅及鐵屑配給統制規則」を制定したのであるが、十五年八月屑鐵禁輸以來これが鐵鋼生産に及ぼす影響の深刻なるに至つた爲め内地に於ては統制法規の改正を見るに至つたので、本島に於ても之に即應して十六年七月府

令を改正し配給統制の高度化を期することとした。改正の要點は、(イ)從來は熔解用屑鐵のみを統制の對象としてゐたが今後は所謂上物をも統制範疇としたこと、(ロ)從來自家工場に於て發生した屑鐵は自由に消費されてゐたのであるが之を總督府の定むる承認限度に於てのみ使用し得ることとなしたこと、(ハ)府令に基き指定せられた配給統制機關(臺灣故銅鐵屑統制株式會社)の機能を強化し其の實質的活動を促進するため故銅及鐵屑の蒐集配給に關し一定の指示權を認めたと並に自家工場發生屑の使用承認に當り承認書を發行するの權限を認めたと、(ニ)統制機關に對する總督府の監督權を強化せることである。

以上の府令改正に伴ひ需給の適正を期するため「故銅及鐵屑配給統制實施要綱」の改訂を行ひ回收、需要及割當(直接割當、地方割當、地方廳指定少量消費者)、割當證明書、使用承認書の各項目に亘る批判がなされ配給機構の改編が行はれた。

三 臺灣故銅鐵屑配給統制會社の運営

故銅鐵屑會社は昭和十三年十二月設立の認可を受け十四年二月故銅及鐵屑配給統制規則に依り全島の統制機關としての指定を受けた。爾來國策の線に副うて一般回收及配給實務を擔當し來つたのであるが今回特別回收運動の實施せらるゝに當り、回收機關として總督府の承認を受け其の任務を一段と重加せらるゝに至つた。又定款改正に依り役員及支配人の選任、利益權の處分は何れも臺灣總督の承認を受くることとし配給統制機關としての運営の萬全を期することとした。茲に注意すべきは從來會社の指定商(蒐集業者)は上物の蒐集により之を高價に販賣してゐたのであるが、上物統制の結果回收業者としての營業上に著るしき影響を受くるに至つたため企業を促進せんとするの機運が動きつゝあることである。尙會社の配給統制の對象は現在故銅と鐵屑のみに限られてゐるが、今後アルミ、鉛等の故又は屑が統制せらるゝに至れば統制會社をして取扱はしむることが其の第一回發起人會の決議より見るも又本島の實情に即して考ふるも妥當とすべきであらう。

四 其の他の問題

イ 上物統制と伸鐵製品との關係……一般に上物と稱せらるゝ屑鐵は鐵鋼素材と近似せる性能を有し其の儘の状態に於て直ちに一定の用途に使用せらるゝのみならず之を壓延することにより伸鐵製品と爲し得る。島内の伸鐵工場は其の數十一を算し製品も相當量に上り且つ實需家の希望に適合せる寸法別の製作も可能であるから、物資動員計畫上の普通鋼材割當との關聯に於て之が適切なる配給を考慮するの要がある。問題とさるべき點は、(一)伸鐵原料屑の蒐集及生産過程等に於て本島は内地と事情を異にするものあるを以て價格もこの點に留意し一應伸鐵價格の公定をみてゐるのである。(二)原料たる伸鐵用屑鐵の配給は極めて窮屈なるため採算不引合となり従つて未だ統制の實施せられざる伸鐵第二次製品への移行現象を助成しつゝありて結局企業合同の方向に解決を求むることとならう。而して伸鐵製造工場に對しては總督府が生産命令を發し又製品の販賣も其の指示に依ることになつてゐる。現在業者を以て伸鐵組合が自治的に結成されてゐるけれども實需家に對する販賣は業者直接に之を行つてゐるのであるから、之を以て物動割當鋼材と關聯せしむるものとせば當然に配給の一本建が要請され、結局現在の鋼材配給機關をして伸鐵製品の配給をも併せて行はしむると云ふことに歸着するであらう。

ロ 沈沒船解體引揚屑鐵……本島の沿岸及び海南島、東西沙島、新南群島附近の海底には多數の沈沒船が横たはつてゐることが明らかにされてゐるので、引揚作業によつて之等の屑鐵が本島に搬入せられ供給力を増強することは最も望ましいことである。北川海運産業會社は臺東沖の火燒島附近に沈沒せるアメリカ汽船フーバー號の引揚に着手せるを契機として本島に進出を試み、北川製鋼會社を設立してその他鐵工場を臺北市松山に建設し沈沒船引揚屑鐵を原料として年産五千トンの伸鐵を製造せんと計畫を樹て現に操業中であるが、重油の高度規正に伴ふ引揚作業用燃料の不足、上物の統制實施、大東亞戰の勃發等の影響を受け生産実績は低下せるものと觀測される。鋼材移入の不圓滑なる現狀に鑑み本島伸鐵業の合理的なる運営と配給調整とは緊要なる意義を有するものである。

五 金屬類特別回収の實施

支那事變勃發以來物資確保の對策として重要資源の回収を實施し來つたのであるが、其の方法は屑鐵發生者の任意の賣却により特定の回収機關が之を擔當して來たのであるが、アメリカの屑鐵禁輸以後は斯の如き消極的方法を以てしては到底鐵鋼生産の完遂を期することが出來ないので特別回収と云ふ積極策に轉換するに至つたのである。特別回収は一般回収と異り其の對象が單に廢品又は不用品と云ふが如きものゝみならず、現に使用中の設備及び設備に含まるゝ物件にまで及ぶものであるから之が回収には法的根據を必要とすること當然である。併し乍ら強権力に基く回収は最後の手段とされるので其れに至るまでの過程として次の如き段階的措置が採られた。(イ)官廳及公共團體の特別回収——これは民間に率先垂範する意味から十六年五月以降九月に互つて行はれ廢品及不要品を回収の對象とした。(ロ)工場、事業場等に於ける清掃運動——これは特別回収としてではなく一般回収を強化する爲の特別措置として行はれたのであるが其の眞の視ひ所は寧ろ特別回収の前進運動たる點にあつた。これは當時三十人以上の職工を使用する鑛山、工場及事業場に一應限定し回収對象も必要物件には及ばなかつた。(ハ)金屬類保有狀況調査——特別回収計畫の實施を容易ならしむる爲めの準備的措置として資源調査法第一條の規定に依り府令「金屬類保有狀況調査規則」が制定され十月十日を期して調査が行はれた。それは臺灣總督の指定に係る鐵、銅又は銅合金を主たる材料とする物件と、工場、事業所、營業所其他の施設に屬する物件とが調査の對象とされた。この調査對象と次の金屬類特別回収令に基く回収對象とが符合すべきことは兩者の關聯性より見て當然のことである。(ニ)金屬類特別回収令に依る特別回収——國家總動員法に基く金屬類回收令は八月二十九日公布せられ内地は九月一日、外地は十月一日より施行され本島に於ては之に基く府令「金屬類回收令施行規則」及び「回收物件及施設指定規則」が同時に施行された。回収物件の指定は一般回収に於ては、鐵を主たる材料とするもの約四十二品目、銅又は銅合金を主たる材料とするもの四十六品目、次に指定施設に於ける回収に於ては、鐵を主たる材料とするもの三十一品目、銅又は銅合金を主たる材料とするもの三十品目である。これら特別回収は何れも民間を對象とするもので

國、州廳市街庄及び之等に準ずるもの、所有又は管理に屬するものは法規の直接適用外とされ行政的措置によつて同様の効果を擧げんとするものである。指定施設以外の施設及一般家庭に於ける特別回収も併行して行はれるが、これらの回収運動に付ては強権力の發動は行はれず、飽く迄も一般國民の愛國心の發露による供出を基調として展開される所に其の意義を見出すことが出來よう。

五 銑 鐵

滿鐵の配給機構は日本鐵鋼原料統制會社臺北事務所(從來は日滿鐵鋼販賣會社)が滿洲銑の一元的移入を爲し之を其の取扱店たる大倉商事、共益社、草野商店の三社が切符と引換に島内に於ける配給を擔當してゐる。而して從來は比較的迅速確實に入荷を見つゝあつた。然るに本島銑鐵の移入先滿洲國に於ては銑鐵生産費の昂騰著るしきため從來の價格にては損失多大にして物動計畫に基く豫定數量の對日供給困難となりたる爲め日滿政府協議の結果日本向輸入價格を引上げるこゝとなり、製鐵用輸入原料配給統制令第一條を改正し十六年七月一日以降日本内地へ移入せらるゝ製鐵用原料の滿洲產銑は一般の輸入銑鐵同様に日本鐵鋼原料會社が日滿商事會社より買取り、同社にて價格補償の上日滿鐵鋼販賣會社をして之が配給を爲さしむることゝなつたが、之が臺灣に對する取扱に付ては、(イ)滿洲產銑鐵の補償は製鐵用原料配給統制令に依るものにして同勅令は臺灣には適要せざること、(ロ)臺灣には製鐵業者皆無なること、即ち臺灣向銑鐵は製鐵用原料に非ずして全部鑄物用原材料と認めらるゝこと、の二理由より一應内地とは別個の取扱とされた。本島に於ては之が補償對策につき種々考究し中央と折衝を重ねたるも容易に決定せず輸入も停頓中であつたが、國家總動員法に依る銑鐵配給等統制令の制定に依り鐵鋼原料統制會社を指定配給機關として内外地一元的に國庫補償の下に配給せしむることゝなつた。次に銑鐵の島内生産に付ては臺灣電力株式會社松山工場が製造を爲してゐるが之が製品の配給に關しては從來何等の措置も講ぜられず自家使用を除きストックとして保留せられてゐたので、島内需給の現状に鑑み總督府に於ては之が配給統

制を行ふべく十六年十二月「鉄鋼配給統制要綱」を決定發表した。之に依れば統制の対象は臺灣に於て生産せらるる、鉄鋼（但し再生産を含まず）に限り、配給統制機關としては鐵鋼原料統制會社臺北事務所及其の取扱店たる大倉商事、草野商店、共益社を指定し、鐵鋼原料會社は生産者との一手賣買契約により鉄鋼の一手買入及び其の輸移出並に其の取扱店を通じて島内配給に當るものとした。規格は低燐鉄、一級品、二級品、三級品と定め生産者より毎月生産數量につき規格別に總督及配給機關に報告するの義務を認められた。尙古鉄に付ては臺灣故銅鐵屑統制會社がその蒐集及配給を行つてゐる。

六 アルミニウム

一 アルミ製品の配給統制

戦時下重要資材たるアルミニウムの配給制限に伴ふアルミ家庭器物（鍋、釜、湯沸、辨當箱、水筒等）の減産は一般需要の増加と相俟つて最近著るしく需給不均衡を來すに至つたので、商工省に於ては其の國民生活に於ける必需性に鑑み昭和十六年三月告示を以て品種別、寸法別規格を九十四種に單純化し、之に基いて公定價格を制定實施すると共に器物生産者團體をして全國的に生産配給の一元統制を確立すべく日本アルミニウム家庭器物配給組合の設置を見た。従つて本島に於ても内地の方針に即應して配給統制を實施し以て島内に於ける家庭器物の圓滑なる配給を行はんが爲め「臺灣アルミニウム家庭器物配給統制要綱」を決定し九月一日より實施した。而して配給統制機關としては十六年二月設立された臺灣家庭必需品株式會社（資本金六十五萬圓）を指定し、之をしてアルミ器物の移入及販賣（島内製鑄器物を含む）を一元的に行はしむることとした。然るに同會社は「從來分散重複せる資本を統合して冗費を省き各卸店個々に取引する爲の弊害を除去し内地生産者及問屋との間に密接なる連繫を保ち物資の一元的移入及配給を爲し中間卸商の存在に依る物資の偏在を防止する」ことを主旨として設置されたものであるが、從來の有力卸業者は種々の理由より會社の傘下に入ること好まず個別的に内地業者と取引を爲すの實情であつたが、前述の如く内地に於けるアルミ器物の生産及配給統制の實施

を契機として島内一元統制の機運を促進することとなつたので、配給統制要綱に基く指定機關たるべく會社の改組を斷行し「臺灣家庭必需品統制會社」と稱することとなつた。而して配給の基本方針は其の必需的性格に鑑み地域別配給の適正を圖らんとするに在り、之が爲には必ずしも從來の配給實績に拘泥することなく地域別の人口、世帯數及客觀的文化程度を基準とするものである。會社は其の機關として各州廳に地方配給所又は出張所を設置し配給實務を擔當せしめてゐる。會社の業務は單にアルミ器物のみならず其の他の家庭必需品の大部分を取扱ふものであるが、アルミ製品以外の器物に關しては現在未だ配給統制は實施されてゐない。

二 アルミ屑の統制

アルミ製品の統制と共に必然的に屑の統制が當面の課題とされてきた。從來本島に於ては臺北に南邦輕合金製造所、臺南に共進、東成兩アルミニウム工業所を主要工場とし島内發生アルミ屑（推定量月平均約一〇トン）を原料として鑄物製品を製造し主として本島人家庭の需要に應じてゐたのであるが、今後之が統制を實施するに當つては先づアルミ屑の回收機關を如何に定むるかは考慮を要する所であり、又回收せる屑アルミを如何に配給すべきかは島内に於ける製造業者の統制問題と密接な關聯を有することとなる。

内地に於てはアルミの配給統制は原塊、屑の二本建の方針で進み、屑に關しては之が配給の衝に當らしむべく十五年四月日本アルミニウム屑統制會社を設立し、次で五月アルミ屑配給統制規則を制定し集荷配給の一元統制を實施してゐる。本島に於ても嘗にアルミ屑のみならず古鉛、亞鉛等に就ても之が回收及配給を合理的ならしむる爲の措置が可及的急速に講ぜらるべきことが要望されてゐるが、この爲には價格の公定はその前提たるべきものである。集荷配給の一元統制機關としては現在の臺灣故銅鐵統制會社をして之を擔當せしむることが最も實情に適するであらう。尙アルミ屑の配給統制に關聯して之を原料とする島内の製造業者が企業間の合同を目論見つゝあることは注目されるべきである。

七 洋 紙

洋紙については内地は既に十五年八月洋紙配給統制要綱に基き洋紙配給の一貫的統制を行ふべき共販會社の設立を見たが、更に同年十二月商工省令を以て「洋紙配給統制規則」を公布して割當制度を採用し、臺灣向に就ても商工省の指令に依り日本洋紙共販會社より臺灣割當量に基き配給せらるゝこととなつた。仍て總督府に於ては右内地の方針に即應し本島移入洋紙の確保並に島内の需給調整を圖る爲め「臺灣洋紙配給統制要綱」を決定し十月十六日附を以て發表された。要綱に依れば從來移入實績の大部分を有してゐた臺王洋紙株式會社（十五年十一月設立、資本金四十五萬圓）を移入統制機關に指定して内地に於ける洋紙共販會社に對應し本島割當洋紙の確保を圖らしめ、他面島内の配給統制に就ては從來の卸賣業者を以て「臺灣洋紙配給組合」を結成せしめて之に當らしめるものとし、別に「臺灣洋紙需給査定」を設置し、實績を基準として從來の小賣業者並に印刷業者への配給量を決定すると云ふのが骨子で、大體過去に於て取引せる業者より配給せしむる機構であるから實需家への流れは從來と別段變ることはない。尙羅東の臺灣興業株式會社にて製造する洋紙も内地一元統制下に在るから、同會社の臺灣割當分は臺王洋紙株式會社をして取扱はしめ移入洋紙と同様の配給統制を爲さしめる事となつたので、從來官廳證明による臺灣興業會社洋紙の優先配給は之を廢止することとなつた。

統制要綱に依る統制物資は當分の間、(一)印刷洋紙(印刷紙、模造紙、更紙(新聞洋紙を除く)アト紙)、(二)筆記用紙(帳簿用紙、フールス、便箋用紙、ボンド紙)、(三)圖書用紙、(四)包裝紙(包裝紙、ロール)、(五)艶紙、(六)色紙(羅紗紙、小間紙、原紙)、(七)雜種紙(吸取紙、クレープ紙、タイプライター用紙、グラシンペーパー、中ライス、蠟紙、硫酸紙、紙型用紙、レザー原紙、寫眞包裝紙、絶縁紙等)の七種類である。

本島に於ける洋紙配給統制の大意は以上の如くであるが、内地に於ては紙類の需給狀況に鑑み更に和紙及板紙についても統制を行ふため洋紙配給統制規則を改正し新に「紙類配給統制規則」を公布し十二月一日より施行されてゐるので、本

島に於ても之に對應して近く統制要綱の改訂をみる事とならう。

八 火 薬

本島需要の鑛工業用火薬類は全部内地より移入せられてゐるが昭和十五年頃より全国的に需要増加を來し、従つて本島移入も次第に困難を加へ來つたので之に對處するため十五年十月全島の火薬移入商を打つて一丸とせる臺灣火薬株式會社(資本金三十五萬圓)を設立し火薬類輸入の強化を圖りつゝあつたが、十六年四月内地に於ては中央統制機關として日本火薬共販株式會社が創立せられ、中央に於て樹立せる内外地の需給計畫に基き火薬類の配給割當を行ふこととなつたので、本島に於ても右の内地共販に對應する荷受機關を必要とすると同時に島内消費も割當制度とし、重點配給を徹底する要ある爲め總督府に於ては十六年十二月「工業用火薬類配給統制要綱」を決定した。統制の對象は膠質ダイナマイト、硝安ダイナマイト、硝安爆薬、アンモン爆薬、カーリツト、黒色鑛山火薬、工業用雷管、電氣雷管、假發電氣雷管、緩燃導火線、電氣導火線、導爆線等であり、之等火薬類の輸入は總て臺灣火薬株式會社を統制機關に指定して一手に之を取扱はしめ、會社は販賣業者又は需要者に販賣するものである。(島澤治郎)

第六章 物價統制の推移

はしがき——第一節 公定價格制の充實（價格公定の進捗—價格公定の困難な事情—價格公定の新傾向—地方における價格公定と内臺間の連絡—價格の調整—價格公定の効果—八・一一の停止と九・一八停止令の期限延長）——第二節 綜合物價對策の樹立（低物價政策の検討—低物價と生産増強の調整—増税目的の多様性—各般の統制——第三節 物價統制協力對策の強調（出來る價格とつくる價格—法律と道徳、經濟と道徳との協調—商業職士としての自覺）——むすび

はしがき

八代將軍徳川吉宗の享保二十年十月五日に、米價につき江戸においては金一兩につき米一石四斗以上、大阪においては米一石につき銀四十二匁以上との建値が決つて、我國における價格政策上の一大轉機を劃したのであつた。迂濶にもわれわれは、公定價格なる言葉を今次事變以降の新造語なるかの如く錯覺してゐるのであるが、焉んぞ知らん約二百年以前に紛れもない公定價格を、われわれは持ちえてゐるのである。

思ふに小身者の旗本や御家人が、米價の下落を恐れたことは家祿によつて生活してゐた者としてはまことに無理からぬ

ことであつて、その最低価格を維持する意圖の下に、米價が決定せられるに至つた幕府當路者の肚裡も十分に窺ひ知ることが出来る。たゞこの米の公價が仲買人達の買入手控へによつて、何時の間にかするするにその最低線をも維持することが出来ず、翌二十一年六月にはわづかに一ヶ年をも経過せずして廢止せられざるを得なかつたことは、惜みても餘りあることであつた。

いまこの折角の米價公定が失敗するに至つた原因を尋ねて見ると、そこにはいはゆる温故知新の資となすべき幾多のものが潜んでゐることを知りうるのである。

先づ第一には、當時士農工商の四民の制があり、結局武士の階級利益を偏重したといふことが挙げられると思ふ。つまり價格の定め方にいふところの普遍妥當性がなかつたと言へるであらうし、それはまた適正なる價格をつくることの必要を教へるものであると思ふものである。

次には、この米價の公定をした際に、賣主買主の双方より報告を徴することに居つたのであるが、業者側の歎願を納れてつひにこれを廢止したことである。この報告を徴することは、常に米の在高を抑へ、公定價格の維持を圖る上に、まことに重要であつたと思はれるのであるが、價格操作以外の手段を講ずることについての當初の熱意が中挫したことが失敗の今一つの原因に數へられるやうである。このことはわれわれに、價格を形成する場合、價格以外についての周到なる對策を樹つる必要があることを教へるものであると思はれる。

最後に、仲買人は米價が騰貴しても下落しても常に利得する立場にあつて、その立場からして私利追求の一本槍で臨んだことである。爲政者の公價維持の努力と、業者の利益獲得の恣意とが、たがひに歩み寄れなかつたことが、その原因であると思はれる。このことはわれわれに價格形成に當つて業者側の積極的な協力を求める必要があることを教へるものであると思ふのである。

かく考へると、われわれは二百年以前に米價が公定せられたといふ事實よりも、むしろそれがいくばくもなくして廢止

せらるゝに至つた事實の中にこそ、現段階における物價對策の動向につき大きな示唆を受けるのである。

公定價格が原價に生産費と適正利潤とを加へて、いはゆる適正價格をつくられつゝあることは、こゝに絮説するまでもない。

それはさておいて、昭和十四年九月十八日といふ一時點を捉へた價格等統制令——世にいふ九・一八停止令——の後を承けて、わが臺灣においては昭和十五年末公定價格一萬三千六十二點を算してゐる。これは例外許可や協定價格の認可等に類はされて、公定の進捗が幾らか阻まれた特殊事情の存したことを考慮に容れねばならないことである。

ところが本年に入つて、一つには價格公定技術の進歩といふこともあらうし、又一つには時限的な要請に驅り立てられたといふこともあつて、公定價格は目に見えてその進度を増し、十月末現在において、中央地方を通じ、九萬五千七百三十八點の多きに達するに至つた。

この點からすれば、昭和十六年に於ける本島物價對策の現段階は、公定價格制の充實に在るといふことが出来るであらう。

更に觀方を變へれば、昭和十四年九月一日ドイツとポーランドとの間に戰端が開かれ、次いで九月三日にはイギリスの側よりする對獨宣戰の布告があつた。また翌十五年九月二十七日には、世界における新秩序の建設を目指す日獨伊三國の間にいはゆる樞軸國としての締盟が結ばれた。またさらに、昭和十六年六月二十日に獨蘇戰の新たな展開があり、七月二十六日以後反樞軸國たる米英蘭等の對日資産凍結令が實施せられた。これら一聯の事實は、わが國における價格形成の上にも、それぞれ少からざる影響を及ぼすことは見逃し得ない。

つまり自給自足經濟建設の必要から、從來輸入に待つてゐた軍需物資等は、國內における生産機構擴充を要求せられるに至り、かたがた時局の進展につれて、これに應ずる総合的な物價對策を講ずることとなつた。

この點からすれば、昭和十六年における本島物價對策の現段階は総合的な物價對策の樹立にあるといふことが出来るであ

また九・一八停止令公布後すでに三年を閉するに拘らず、違反事實は却つて遞増の一途を辿るのみである。これにはもとより種々考慮せらるべき點も多いことではあるが、現時の危局打開の上からは、島民の協力が決して十全であるとは思へない。

よろしく業者の覺醒を促し、もつと積極的な自主的な國策遂行の熱意を煽り立てるべきである。

この點からすれば、昭和十六年における本島物價對策の現段階は物價統制協力對策の強調にあるといふことが出来るであらう。

第一節 公定價格制の充實

イ 價格公定の進捗

九・一八停止令が昭和十五年十月十九日に期限到來したにも拘らず、さらに一ヶ年延期せられることゝなつた。つまり本年十月十九日が延期の期限満了日なのである。このことは經濟的に、はた政治的に非常な重要性を持ち、同日までに嫌が應でも價格公定のすべてをなし終へる必要があるといふことから、公定價格制定の上に夜に日を繼ぐ大努力が拂はれたのである。

今試みに十月末現在における部門別公定點數を示せば左の如くである。

第一表 部門別價格、公定商品點數

織 雜 品	中央	一五、七三三	地方	一、〇〇〇
	合計			

これを物價専門委員會の開催回数並に人員について見れば、第二表の通りであつて、その功と勞とを衷心より多とせずには居られない。

更にこれを本島における現實の市販品について、公定價格の普及狀況を考

金 屬 品	三五、九〇一	三、五五九
化 學 工 業 品	七、二四六	四、五
燃 料 品	一四、五	八
食 料 品	三、二七三	七、七三
木 材 品	三、七三三	一
雜 品	二、三九七	二、六六六
計	八七、四二七	八、三二一

第二表 中央物價専門委員會開催回数

(昭和十六年十月末)

織 雜 品	二〇	二〇
金 屬 品	二〇	二〇
化 學 工 業 品	二〇	二〇
燃 料 品	二一	二一
食 料 品	五	五
木 材 品	一六	一六
雜 品	一〇七	一〇七
計		

中央物價専門委員會委員出席員數

昭和十六年十月末

一、三九三

へて見ると、未だ具體的な數字を詳かにしないが、例へば食料品の如きにおいては、優に七・八〇パーセントの高率を示すものと推察せられる。なほまたこの場合、商品の持つウエイトを加味するならば、比率的にはさらに高度となるであらうといふことは容易に斷言が出来るのである。

しかしながら、これらの成績は内地のそれと比較する時、遺憾ながら遜色なしとすることは出来ないのである。しかも悪いことには、この間隔は時に大きくこそなれ、縮まることはなかなか容易ではない。現在公定價格の充實期にあると見ることは、一應誤りではないとしても、それはあくまでも前年との比較においてさうであり、後年への努力を擲つてよいとの謂では到底あり得ない。

第三表 内地公定點數

(昭和十六年八月末)

織 雜 品	中央	二六、七六一	地方	二三〇、八三三
	合計			
金 屬 品	二一、四三九	一三、七六六		
化 學 工 業 品	二、二四九	一六、六〇五		
燃 料 品	七三三	三〇、〇〇一		
食 料 品	三、五七三	三〇、九五五		
農 林 水 産 品	三、九三三	—		
農 業 用 資 材	五、七九	—		
雜 品	二九、〇二八	二七、八三三		
計	五三、四五六	四七四、〇〇四		

價格公定の困難な事情

もつとも内臺間の點數算出基礎は必ずしも同一ではない。

1 取引事情 本島が内地より遠隔の地にあり、かつ高温多湿であることに關聯していろいろの問題が存する。運賃・荷造・包装・減損等については特に慎重を期し、まづもつて移入物資の獲得を圖らねばならぬ。また仕入價格が内地のどの段階であるかを確かめねばならぬし、それはまた現實だけの問題としてではなく、將來への希望をもそこに織込まねばならぬ。

2 價格統制 本島市場において内地品と島産品とが並び存するとき、それらの價格をどう處理すべきか。いづれも同値とすることが最も望ましいには違ひないが、單に同値といつても、移入品價格に揃へることもあるし、逆に島産品價格にあはせることもある。(例、トマトケチャップ)また島産品をある水準に引上げるまで、その生産を擁護する意味において、移入品に比し高價に定めることもある。(例、ハム)さらに島産品については、本島独自の原價計算を要するとはいふまでもないが、その多くが大工業生産品でないため、計算の正確を期しえぬ場合がある。しかしてかゝるものを内地へ移出する場合は、その移出が可能なる如く價格を定めねばならぬ。(例、海人草)

3 利潤 内臺人間原價において明らかに差等のある場合、同一價格で律することは、一方に薄く他方に厚くなるのであるが、致し方のないことである。經濟の合理化も必要であらうし、實際販賣價格の自肅も必要であらう。

4 其他 價格公定の前提として、またはその結果としての企業の整理を必要とすることや、規格の制定において脱法行爲を抑へ、島内運賃の見積において物資流通の圓滑を期する必要があることや、乃至は原料價格との關係において價格が定められねばならぬことなど、特に本島のみの問題ではないとしても、價格決定上困難を感ぜしめる點においては、大なるものがある。

ハ 價格公定の新傾向

1 生産地價格と消費地價格 價格は公定せられたが、物資の流動は圓滑でない。否却つて阻害せられたといふやう

な場合が遺憾ながらなかつたとは言へない。

この點業者の自肅を必要とすることも勿論あらうが、生産地と消費地との間に價格差を設けて流路をづけてやる必要がある。蔬菜にその例がある。基隆市を消費地とし臺北市近郊新莊郡下を生産地とする一つの相關價格をつくる如き場合である。

2 運賃加算 破損し易く變敗し易い、しかも日常生活に必需な物であるとすれば、これが如何なる邊陲の地と雖も流れ込んで行くことがまづ第一に要望される。この際中央の告示だけで委曲を盡して運賃込の價格をつくることは技術的にもなし得ない。従つて臺灣總督の告示せる價格に依らず、地方長官において別段の價格を定め得ることとするのである。しかも地方における價格は中央において定められた價格を超過することがあり得るわけである。藥品はその一例である。

3 段階の整理 内地に對する關係において、仕入が卸價格であることが多いため、結局島内價格は卸の一段階だけ重複することとなるのである。この點については、移入確保を期するため、新たな機關が設定せられる場合、價格の點ではかへつて更に釣上げられることになり易く、問題はなかなかデリケートである。島内においても段階整理の必要を痛感せしめられる場合が多い。最近整理に成功した例は蒲團綿・中入綿である。なほ現によりより進行中のものもある。本島における古くからの直仕入小賣業者と、統制經濟實施後における内地よりの進出業者との問題は、簡單には片附けられないが所詮は何等か妥結せしめねばならぬことである。

4 プール制 本島に移入せらるゝ物資について見ると、關西方面より仕入れるものがあり、九州方面より仕入れるものがある。また基隆で揚荷するものと高雄で揚荷するものがある。これはまた、數量の上においても、仕入先、荷受地によりそれぞれ異つてゐる。この點は島内で物資が流れる場合にも大同小異であるといへる。かゝる場合、プール制に據りうるものは、なるべくこれを實現せしめて、たゞさへ不足勝ちな物資をまんべんなく配給したいものである。小麦粉

はその顯著なる例であり、またかゝる事例が漸次増加する趨勢にある。

5 仕入段階の引上げ 従来とても、仕入の関係で、島内においては結局一段階多くなることは、既に述べた通りであるが、最近内地における段階價格の決定如何により、さらにこの傾向が強まりつゝあることは見逃し得ない事實である。つまり内地において、従来製造業者・卸賣業者・小賣業者の三段階に互り定められていたものが、製造業者と販賣業者の二段階に壓縮せられ、その結果として、本島の仕入は最終販賣價格に據らざるを得なくなる場合があり、あるひは内地が最高販賣價格一本建とせられたため、有無をいはず、最終價格で仕入れざるを得ぬ場合もあるのである。化學工業品にその例が多い。

6 内臺運賃の値上り 船腹の不足は現事變下においてまことに已むをえぬことであつて、これが運賃値上りに影響して來ることは、不可避的ながらも輕視することは出来ない。殊に例へば木材等における如く、不定期船主義、しかも一積出地、一荷受地主義を主張せらるゝことになると、これが運賃引上げに波及するところは甚だ大である。

7 二重價格 最近米價の引上げについて、内地・朝鮮において二重價格が採用せられたことは、世間周知の通りである。臺灣においては米穀増産の維持確保、並に供出の強化促進のために、生産者に對し一石につき獎勵金二圓を交付し同時に買入價格を一圓方引上ぐることとなつた。一種の變態的二重價格である。かゝる事例が著しく擴げられるとも思はぬが、ともかくも記憶せらるべきことであり、また可能な範圍において今後も期待せられてよいと考へる。現に本島において、砂糖に關し、米とは違つた二重價格が採られることとなつたのである。

8 規格外品の賣渡禁止 規格において周密なるを期し、不意思を持つ者の脱法手段を完封するといふことは、言ひ得べくして望み難いところである。この點からは、規格外品の製造を制限し、もしこれを犯した場合には、制裁することが肝要である。掛時計について規格を十五種類に制限し、なほこれら以外のものについては、奢侈品等製造販賣制限規則——俗にいふ七・七禁止令——第四條の發動によつて、その賣渡を禁止せらるゝことになつた。

二 地方における價格公定と内臺間の連絡

價格を公定するに當り、高度の普遍妥當性を持たしめ、物資が圓滑に配給せらるゝ如くなされねばならぬことは申すまでもない。そこに地方價格とか價格區域とかいふものが必要となる。陸揚地の價格を定め、これとの關聯において、産地道府縣の價格を大消費地の價格を睨んで定められた内地の鮮魚の改定價格は、その特色ある一例である。

しかしこの場合、われわれの注視せなければならぬ點は、地方價格とは言ひ條、それが中央において定められてゐる一事である。従前地方長官が定めてゐた價格を廢止して、中央の定めた地方價格に依らしめたことである。こゝに價格公定の一つの基本方針が秘められてゐることを看破せねばならぬ。つまりなしうるだけ、價格は中央集權的に定めらるゝことが望ましいといふことになるのである。

しかしながら、事務的な立場から考へ直すと、量的に中央のみでは負擔し切れぬ上に、質的にも地方において定めても島内物價事情に及ぼす影響のほとんど問題視するに足らぬものがあり、その限りに於いて、むしろ地方で定めることが實際的であるとせられる場合には、かたがた物價公定の進捗を圖る上から、これを地方廳に委譲することが望ましいことになる。

この見地からして、本年四月十三日訓令第四十二號を以て告示が發せられ、なほその後屢次追加せられて、現在百二十二品目の物が地方廳に委任せられ、ほとんど公定済みとなつてゐる。(部門別點數調は前掲の通りである)

なほ地方指定をなすに當つては、あらかじめ各州廳連絡會議を開き大局的には、同じ價格となるか、かりに相違しても支障のないところで決定せらるゝやう、指導もし連携もししてゐるわけである。連絡會議の開催回数は本年十二月末現在に於いて七回に及んでゐる。

次に現下の戰時經濟を乗切つるため、最も重要な物價政策であつて見れば、内地はいふに及ばず、内地と外地との關係に

おいても、常に脈絡あり統一あるものでなければならぬ。もし萬一、その間の聯絡に缺くるところがあつたならば、結果として物資の偏在を招致することとなり、等しからざるを憂ふる當路者の意圖にも背馳することとなるのである。

拓務省主催の内外地物價懇談會は、本年に入つても續行せられ、既に九回に及んでゐる。外地にあつては、ともすれば價格に附帯する諸條件において不利となり勝ちであり、物資獲得上窮心することが多いのであるから、内地の側においても帝國の一環として、殊に南方兵站の要衝としての本島の存在意義を、さらによく洞察してもらつて、ともどもに物價對策の完璧を期したい存念である。

木 價 格 の 調 整

公定價格は國の權威において、人爲的に定められた價格である。このことは一面公定價格に無理あらしめてはならぬと同時に、また萬般の經濟事象に即して天衣無縫なるを期しえぬこととなる。こゝに價格調整の問題が胚胎する。

價格の調整といつても、その内容はおのづから三種に區別される。公定價格と公定價格との間に彼此權衡を失する場合がある。それは公定の時期の相違、従つて公定時の經濟事情の相違もあつたであらうし、事態已むを得ぬこともあらうが、さりとてこれを放置してよいとは言へない。停止價格・協定價格等の未公定價格と公定價格との間に存する不均衡といふものもある。停止價格といへば、ものによつては二年も釘付けせられてゐるわけであり、常時流轉の經濟社會において、ひとり不變のまゝ取残されてゐる以上、公定價格が九・一八を睨んで定められるとはいふものの、公定價格との間に權衡を失する場合のあることは、まことに當然である。協定價格については、現在の立前として修正認可を認められてゐないこともあり、公定價格より常に幾分高目になる傾向のあることは、廣く世間の熟知する如くである。さらにまた、公定價格に對し、たとへば原料價格・賃金等の値上りにより、あるひは技術的に完全を期し得なかつたなどにより、現在においては適宜修正せられねばならぬものもあるやうである。

これらすべてに對し、速かに調整することは喫緊の要事であるが、さて實務的には一方多數の未公定物資を控へてゐる現在、調整本位に轉換することも、かへつて實情にそぐはぬこととなる。調整の緊要さを常に念頭に持しつゝ、必要に應じ順序に即して、調整を急ぐことにすべきであらう。

たゞ最近にいたり、公定價格の改正を見るものがまことに多い。あへてもの言はざるも、調整の歩は着々として進められてゐるわけである。

へ 價 格 公 定 の 效 果

日支事變が支那事變となり、さらに大東亞戰爭となるに及んで、局地解決・即戰即決の方針から支那との全面的戰爭となり、三轉して大東亞共榮圈を目指す長期建設戰に變貌し、わが國における統制經濟の運営は幾度か變遷を見た。

もとより物價政策はあくまでも統制經濟のその時その時における發展段階に即應するものであつて、この事情を考慮に容れず、後からこれを振返つて輕率にもとかくの批評をすることは、お互ひにかたく慎むべきであらう。たゞ價格形成の技術的方面からは、漸次粗笨性を脱して精密性を加へ來つたことを看取すべきである。

かくして公定價格の制定が序を遂うて國民經濟運行の實情と符合するやうになり、統制經濟に對する國民の信頼もだんだん厚きを加へるに至つたと一應は言ひ得るであらう。果して然らば、かくして公定せられた價格が如何に遵守せられ、如何に勵行されてゐるか、試みにこれを物價指數の上に見よう。

第四表の數字を種類別に見ると第五表の通りである。

この數字を通覽してまづ考へられることは、時に一上一下はあるが、全體を通じてなしくづしの微騰振りを示してゐるといひえられることである。殊に十五年七月、八月は七・七禁止令發令後の最も緊張した時であり「發澤は敵だ」の立看

第四表 臺北市卸賣物價指數

(支那事變前基準臺灣銀行調査課調)

十六年七月	一四二・二六
六月	一四二・二七
五月	一四〇・六〇
四月	一三九・四〇
三月	一三九・〇六
二月	一三九・一一
一月	一三八・九九
十五年十二月	一四〇・三
十一月	一四〇・二
十月	一三六・六
九月	一三六・六
八月	一三六・六
七月	一三四・六

第五表 臺北市商品種類別卸賣物價指數

食料品(十三品)	一三三	一三七
嗜好品(七品)	一三〇	一三七
衣服類(五品)	一三七	一三六
燃料(三品)	一三七	一三六

建築材料(七品)	一三三	一三九
肥料(四品)	一三六	一三九
その他(七品)	一三九	一三三
總平均(四六品)	一四二・二八	一四〇・六

第六表 東京市卸賣物價指數

(昭和八年基準商工省調査)

十六年七月	一八一・二
六月	一八〇・一
五月	一七九・七
四月	一七九・四
三月	一七六・四
二月	一七三・三
一月	一七〇・一
十五年一月	一七〇・一

下落の状況にあつたのである。しかるに十六年三月以降繼續して騰貴の趨勢にあることは着目せられねばならぬ。

低物價の線に沿うて價格が定められ、しかもその點數が躍進的に増大するにも拘らず、微溫的なりとはいへ、續騰の一途を辿りつゝあることは、未だに公定せられざるものがあり、これが正常なる價格の形成を妨げることもあらうが、残念なことといはねばならぬ。

しかも右の數字は、商工省または臺灣銀行の調査にかゝるものであり、従つて

いはゆる闇相場は見込まれてゐないのである。しかししてこの闇相場については多少の數字を持合せてゐるが、相當の闇相場があることを承知してゐるのである。

なほまた、技術的に價格に織込み得ない、たとへば感覺であるとか、手間であるとか、乃至は細かい使用原材料であるとかいふ點において、質的低下を來してゐることも考量せられねばならぬ。

醬油の例に見る如く、生産増強を期する立前から、國自體が品質についてある種の政策を加味する場合は格別、業者が自己の利益において、殊更に規格を通れ、事實上の高物價を形づくることは大いに警告せられてよいと考へる。

最後に参考のため、統制經濟運営の良否が物價指數の上に如何に反映するかにつき、外國における次のやうな興味ある數字を擧げること、以て他山の石とすべきであらう。

第七表 卸賣物價指數

(一九二九年基準國際聯盟調)

一九三三年	七三	八一
一九三九年	七六	八〇
一九四〇年(平均)	八〇	八〇
一九四〇年十月	八二	八三
十一月	八二	八四
十二月	八二	八四
一九四一年一月	八二	八五
二月	八二	八五
三月	八二	八六
四月	八二	八六

ドイツ アメリカ イギリス

ト八・一一の停止と九・一八停止令の期限延長

價格統制の對象が従來價格・運送賃・保管料・損害保険料・賃貸料及び加工賃の六種に限定せられてゐたものが、これら以外にも修繕料・請負料・手間賃等一般物價乃至は國民生活に直接または間接に影響を及ぼしてゐたこと、しかもこれら各種の給付が最近になつて特に騰貴が著しいことから、物價統制上支障を來す虞れありとして、國家總動員法の改正によりそれら修繕料その他の財産的給付についても、適當な統制をなしうることとなつたことは世間周知のことである。

また何分にも商品の種類範圍が廣汎多岐に互り、重要商品の全部について公定價格を設定するにはなほ相當の期間を要する實情において價格停止

規定が廢止せられると、公定價格の設定せられざる物資の價格騰貴の傾向を來し、なほ一般國民に對し、政府は低物價政策を拋棄するのではないかと心理的影響を與へ、戰時物價政策遂行上いろいろの障礙を生ずることとなるといふので、その有効期間を當分の間延長することゝなつたことは、これまたあまねく世間の知るところであつて、あへて冗言を要し
ます。

第二節 綜合物價對策の樹立

イ 低物價政策の檢討

價格引上げにより生産の擴充を期すべしとする議論は、政府當路者が折に觸れて低物價政策を強調し、かつ生産擴充を圖らうがため價格を釣上げることはいはゆる螺旋狀的な騰貴の惡循環を煽ることになるとの辯明にも拘らず、なかなかその跡を斷たない。

これらの主張の中には、さすがに素樸な物價引上論は漸く姿を潜めたやうであるが、しかも一律的な低物價は時に購買慾を誘發させることになり、悪性インフレを助長する逆効果を招來するものであるとの巧緻な論歩を進める者もある。

また中には「計畫物價秩序」を創唱し、物價問題のキイポイントは、その絶對的な高さを抑へるものではなくして、その相對的な適正なる差等をつけるにあるとなし、これを敷衍して、基本物資の價格は計畫性を加味して相當高い水準まで引上げ、それ以外の物資の價格も、或は引上げ或は引下げて正しい位置に調整し、また消費材については、必要性の少ないほど高價である如く、これらすべてを思慮深く按配するにあるとの趣旨を説く者もある。

更にドイツの四ヶ年計畫の樞機に參畫した、訪日經濟使節團長ヴォルタート氏の口を藉りていへば、ドイツにおける一九三三年の農産物價格の公定は、その前年の價格が農家の存立を危くしたため、これを擁護して引上げを斷行したもので

あるに拘らず、一九三四年の工産物の價格公定は、その前年より當年へかけての價格昂騰を抑止せんとしたものであつたことが述べられてゐる。あるひは物價の停止は國民生活必需品のみに限り、贅澤品や不要不急品については、收入大なるものを擁護する必要を認めずとの理由で、その製造制限又は禁止をなさぬとことが報せられてゐる。

これらもろもろの所説は、採つて以て参考に資し得ないとはいへまいが、政治はあくまで現實に即したものであり、理論倒れの架空なものであつてはならぬことはもとより申すまでもない。われわれとしては、まづ脚下を照顧して、現時日本に直面せる事態を正視すべきであると思へる。

今次事變に入つて統制經濟を實施するの已むなきに至つたが、遺憾ながら政府においてもその準備が十分であつたとは申されまい。それはそのことが、たまたま好戰的意圖を持たなかつたことの有力量證左にはなりえても、準備不足の點は到底免れ難いやうである。

また國民の側においても、もともと法制的に統制經濟に對する馴染みが浅いし、さらには未だ嘗て敗戰の苦杯を嘗めた體験を有せぬため、とかくに協調の足取りが鈍い。

かくして生産・配給・消費の上下連絡する各部門に互り、また物資・勞金・動力・資金・輸送等の左右相關する各分野に跨つて綜合施策をなすのでなければ、所詮は砂上に樓閣を築くの愚を演ずる結果となるのである。

□ 低物價と生産増強の調整

東亞共榮圈以外からの物資の供給が困難となつたため、その需給關係に大變革を來し、新たなる物價騰貴の要因を加へることになつたことは、いまさら申すまでもない。

この時に當り綜合的物價對策を講じて、一面低物價政策の強化を圖るとともに、國家の必要とする主要物資の生産増強を併せて圖らねばならぬのである。

この見地よりして、去る八月二日企畫院において開催せられた價格統制協議會において、低物價と生産増強の調整等に關する方策が樹立せられたのである。その要旨とするところは、わが國現下の物價對策の根幹は低物價政策堅持の方針に基き、

- 1 價格形成の基礎たる主要生活必需品價格、基礎的生產資材の價格、動力、運賃並に勞働賃金につき、現在の水準を嚴に確保するとともに、進んでこれが低下を圖り、
- 2 生産・配給の各面に互り、徹底せる合理化を行ひ、生産の増強と生産費及び配給費の低下を圖り、
- 3 國民消費生活の合理化を促進し、消費規正を一層強化するとともに、適正なる戰時生活の最低限を確保し、
- 4 購買力發生の根源を能ふ限り規正するとともに、浮動購買力を吸収するにある。

と述べられてゐる。

従つて右の如き根本方針に基いて、次のやうな物價統制方策が考へられるのである。

- 1 適正價格、それも戰時適正價格を内容とする公定價格を、出来るだけ急速に、また廣範圍に設定することが根本方針である。しかして大體の物價水準を九・一八價格に求むるとともに、原價計算主義に基いて、生産費に適正なる利潤を加へて價格をつくることとし、これによつて物資の生産を確保し、特に軍需資材・生産擴充資材乃至國民生活必需品資材等の如く、戰時經濟上必要缺くべからざる重要資材については、その所要數量の確保に萬全の努力を致すべきである。
- 2 價格と併行して、資材・勞力・資金・運輸等の徹底的調整を圖るは勿論、經營の合理化・企業の整理合同・遊休設備の整理活用・技術の向上勞務管理の強化・配給設備の整理統合・消費の規正・浮動購買力の吸収等、財政經濟のあらゆる部面に互り、對策を一段と強化すべきである。
- 3 以上のやうな方策を樹て、も、なほ現行價格が生産に支障を來すこと明らかな場合においては、次の如き措置を講ぜねばならぬ。

I 當該物資の値上げが一般物資に悪影響のない場合は、適當な範圍及び方法で價格の是正を認める場合がある。

II その他のものについては、補助金の交付その他適當な方法によつて採算を可能ならしめ、價格の引上げは出来るだけこれを抑止せねばならぬ。

以上の方法によつて、低物價を堅持しつゝ生産力の擴充を併せ圖るといふのが、いふところの綜合物價對策の眞骨頂である。これを具現するに當つて如何なる困難が横はらうとも、斷乎これを排除して、所信の貫徹に勇往邁進せんとするものが、その心髓であるのである。

ハ 増税目的の多様性

過ぐる第七十七議會の豫算演述において、賀屋藏相は劃期的増税に關し、左の如く闡明せられてゐる。

「今回の増税は、内外地を通じて奢侈的乃至國民生活上比較的不急と認めらるゝ消費の方面に對する間接税の引上げを中心として行はんとするもので、その趣旨とするところは、購買力を吸収し、消費の節約を促すとともに、國民精神の緊張を期し、併せて國庫收入の増加を圖ることにある」

一讀して明瞭なる如く、今次の増税は多様な目的を包含してゐるのであつて、今試みにその要旨を摘記すれば、

- 1 まづ内外地を通じて同一要領で増税されるといふことである。外地においては、その特殊事情のため統一しえざるものを除き内地の課税方針とほとんど異なるものがないのである。
- 2 奢侈品・不要不急品等について課税せられることである。生活必需品にあつては、課税より除外するか、免税點を設けて税を免除するか、もしまだ已むをえずして課税する場合においても、これが税率は一割で抑へるとの方針であるのである。従つて今次の増税により國民の最低生活は破壊せられぬとの立前を保持してゐる。
- 3 購買力を吸収するとともに、消費の節約を促し、國民精神の緊張を期することである。浮動購買力の吸収を必要とすることは

通貨の膨脹を阻遏し、悪性インフレを防止すべき實情にある今日、もとより當然のことである。たゞひとしく購買力を吸収するといつても、單純に多々益々辨ずるといふ風には考へられない。消費の規正とか、國民士氣の振作とかに、支障を來さぬ限度においてなされねばならぬことが肝要である。つまり不急不要品等の價格またはその生産が、自由に放任せらるゝことは嚴に慎むべきであらうし、資材・勞力・動力の有効利用を期し、簡易國民生活の樹立を圖る見地から、七・七禁止令の運用などについても適宜工夫が必要とせらるゝわけであらう。貯蓄の奨励についても同時に勵行せらるべきであつて、督府當局もこゝに鑑み、内地において國民貯蓄目標を百三十五億圓より百七十億圓に引上げられたこと、相呼應して、大々的に貯蓄強調週間を實施せられたのである。

4 収入の増加を圖ることである。この點については、一般會計における租稅收入・印紙收入の増加が一億七千三百十餘萬圓、專賣益金の増加が四千四百四十餘萬圓、合計二億一千四百五十餘萬圓がそつくり臨時軍事費に振向けられるのである。なほこの外一千四百三十餘萬圓が各特別會計より繰入れられることになつてゐる。これらにより、國は年間六億三千餘萬圓の増稅を捻出せんとしてゐるわけである。

こゝで思ひ合されることは、一九三八年におけるドイツの國民總所得七百九十七億ライヒスマークに對し、國庫豫算の稅收入百七十七億ライヒスマークとなり、その比率は二二・二パーセントとなつてゐる。これをわが國民所得三百億圓に對する稅額四十七億圓と押へれば、その比率はいまだ一六パーセント足らずとなり、まだまだ擔稅餘力はあるものと見らるるであらう。

二 各般の統制

識者の間において、アメリカの物價統制は各國中最も拙劣だといはれてゐるが、これは勞働者の反對に妨げられて、勞務統制に缺陷があるためだといふのである。しかるにドイツにあつては農産物の價格公定に應じて、直ちにその賃金の統

制をなし、工産物の價格公定の後を承けては、またすぐさまその賃金の統制をなしてゐる。かくの如く、物價と併行して賃金の統制を見てゐることは、まことに羨望に堪へないのである。わが國における賃金對策は最近著しく整備せられつゝ、あるやうであるが、將來なほ一層の努力を必要とするであらう。

價格とたがひに牽聯して配給統制をなすことについても、一段の努力が必要であらう。現在のところ食料品部門をはじめとして、纖維部門・金屬部門・化學工業部門等に互り、日一日と統制機構は充實せられつゝある。

運輸についても陸上運輸・海上運輸につき、それぞれ種々畫策せられてゐるやうである。消費規正については、「低物價と生産増強の調整等に關する方策」の中においても、「消費者組織を強化し、配給機關と消費者との連繫を合理化する」旨の一項が特にうたはれてゐる。消費者組織なる言葉が官邊で公けに使用せられたのは、恐らくはこれが始めであると思ふ。

消費者を組織化することは、まことに困難な問題ではあるけれども、またこれが實現せられた曉においては、その果す使命は限りもなく大きいものと思はれる。

島内における皇民奉公運動の活潑潑地の展開に鑑みて、われわれは大なる期待を寄せてよいと思ふのである。

第三節 物價統制協力對策の強調

イ 出来る價格とつくる價格

アメリカの週刊雜誌に、ドイツの統制經濟を惡罵して次のやうな記事が載せられてゐたといふのである。

「バター屋に一匹の犬がある。バターも勿論さうだが、犬にも價格がつけられてゐる。そしてバターを賣るときには犬も一緒に賣るのである。いはゆる抱合せ販賣である。ところがよくしたもので、犬は忘れずに元の家へ歸つて來る。かくしてバター屋は同じ

犬を何度も繰返し使つて暴利を占める」

諷刺としてはまことに機智横溢で傑作ともいへられやうが、われわれはさう輕々には取扱ひえぬのである。人心の機微といはうか利益追求の人性の弱點といはうか、さういつたものをひしひしと感じさせられるのである。

こゝにおいてかわれわれは、およそ價格を法によつてつくることそれ自體に内蔵する大きな缺陷といふものを思ひ合はさすにはおられない。

需要と供給との關係によつて市場において形成される價格は、自生的な、いはゞ出來る價格である。これに反して、法規によつて決定せられる價格は、人爲的な、いはゞつくる價格である。

この本質的な相異からして、經濟自然の流れに即して、そこにピタツと來ない、馴染みの悪い點が起るのも、蓋し自明の理であらう。しかしてこの隙に乘じて、價格制定の趣旨を蹂躪するもろもろの遺憾事が行はれるのである。

想ひ到れば、公定價格がそれ自身さらに新たな工夫研究を要する餘地なしとはせぬが、同時にその適用を求めらるゝ業者の側において、進んでこれを遵守する熱意がない限り、遂にその權威を保持することは至難の業に屬するといふことになるのである。

□ 法律と道徳、經濟と道徳との強調

昭和十五年の本島における統制經濟法令違反件数は約一萬件であるのに對して、本年八月までの実績はすでに一萬六千件に達し、この調子で進めば、本年は優に前年の二倍をも凌駕せんとする狀況である。時局重大の折柄、一億一心を強調する立前からは、甚だ遺憾に堪へないところである。殊に本年の一萬六千件中、法の不知に因るものはむしろ全體の二割そこらだといふ檢察當局の話を聞くと、一層その感を深くせざるをえないのである。

かくして嚴罰主義といふことが、さまで躊躇することなしに結論づけられるのである。われわれはこれを肯定するに吝

かな者ではない。たゞこゝにわれわれの強調せんとすることは、處罰の一層の苛察化を圖るとともに、同時に考慮を拂ふべき點がないかどうかといふことである。

ドイツは統制經濟の違反に對しては、極刑をもつて臨んでゐる。死刑をもつて處罰することさへ、あへて避けぬといふ峻烈振りである。しかしながらこゝで見誤つてはならぬ點は、死刑を以て臨む場合は、必ずしも事件の大小、金額の多少に依らず、ドイツ魂を缺如せりと認められる場合に、死刑の適用ありとしてゐることである。冷酷秋霜の如き擬律の中にも、形而上的なドイツ魂を援用してゐることである。

つまりそこには法律と道徳、經濟と道徳との歩み寄りが考へられてゐるのであつて、這般の着意がわが國においても大いに省察せられねばならぬのではないかと思ふのである。

ハ 商業戰士としての自覺

光輝ある大日本帝國の一臣民として、大和魂が缺けてゐるとの烙印を捺されることは、祖先に對し、世間に對し、何人と雖も到底よく忍びえぬところであらう。いかに求利心の強い者でも、その恣意を遂げることが日本人の面汚しだといふことになれば、統制違反の數歩手前でこれを阻止することが出来るのではあるまいか。

現在の狀態では、統制經濟法令の文言はよく判つてゐても、結局たゞそれだけに過ぎない。これを犯すことによつて、たとへば國の期待する低物價政策が堅持せられず、それがひいては戰時經濟運營の破綻を來し、いかに赫々たる武勳が樹てられやうとも、經濟戰の敗殘者となり、肇國の理想顯現を阻むことになるといふことを心魂に徹して熟知せしめられたならば、そこに何等か局面の轉換を望み得ないだらうかと思ふのである。

内地で行はれた金屬増産運動が、案外良好な成績を収めた有力な原因の一つとして、この期間中政府當路の顯官達が親しく山奥の職場に臨んで、鑛山勞務者の振上げる鶴嘴の先にかゝる一個の鑛石が、現下のわが國にとつていかに緊要なも

のであるか、したがつてかゝる業務に従ふ勞務者がいかに崇高な職責を果しつゝあるかについて、平易かつ懇切に論ずるところがあつたため、今まで平地を喰詰めて山に登つた者との世間の白眼に肩身狭い思ひをし、卑屈な態度を持してゐたそれら勞務者が、醜然として視野を新たにし、おのれの職務を自覺と矜持とをもつて見直しえたことが、大いに増産に與へた力があつたといはれるのである。つまり戦線の將士にもあへて劣らぬ産業戰士だとの目醒めが、まことに肝要だといふことになるのである。

この理を推して、商業人にも當てはめうるのではないか。鑛山の勞務者と違ひ、目に見えて國に御奉公したとの實感が乏しい憾みはあるが、商業戰士としての自覺を強め、その自覺の下に、喜びと誇りとをもつて自己の職場に勵ましむることが、まことに現下喫緊の要事ではなからうかと思ふのである。

かく考へると、士魂商才の鍊成を狙ふ運動が、當然企てられねばならぬわけであり、内地において商業報國運動がまたもや新たに活を入れて雄々しく再展開せられつゝあることについても、本島としてまさに一工夫を必要とするであらう。たゞ客觀的には、濱の眞砂の如く違反事實が絶えぬことに關しては、その間おのづから同情すべき點もないではないやうである。

時局の進展に伴ひ、中小商工業者の整理合同は、程度の差こそあれ、本島においてもまた急施を要する時事問題となつてゐる。この間、誰が整理後も残るか、誰が整理の俎上に上るか、またもしもさうだとしてその跡始末をどうして貰へるかなどについて、緻密な誠意ある對策が講ぜられ、行先不安ならしめることが、何より大切であると思はれるのである。前途の不安焦躁のために、思はずも目前の利を逐ひ、もつて一旦失職離職の憂目に遭つた日に備へんとする心理が作用しないとはいへないからである。

岸商相は十一月二十八日マイクを通じて、次の如く述べられてゐる。

「中小商工業者の整理統合は、出來得る限り官廳の行政的措置を避け、當業者組合の申合せ等に基く自治的措置と、官廳の適切な

指導とによらしむるを旨とすべきはいふまでもないが、必要に應じて、行政官廳の強制的措置によらざるを得ざる場合も豫想される。

とまれ、年毎に増加の一途にある統制經濟違反の事實を目して、たゞ一筋に嚴罰主義を以て臨むことはどうであらうか。處罰もとより避くべきではないが、それと同時に法律と道徳と經濟と道徳との融和協調を圖り、兩々相俟つて、統制法令の遵守の全きを期せねばならぬことであらう。この矛盾を矛盾とせず、その間巧みに調和點を求めて、一人も多く、商業報國の赤誠を傾け盡さしむべきではあるまいか。勿論商業人もひとしく上御一人の赤子である。熱鐵の一丸となつて現下の眞に未曾有な難局打開のため、積極的協力をなさしむる構想がまことに緊要であると痛感せしめらるゝのである。加賀の千代女は「流れてはまた根に返る柳かな」と詠んでゐる。流れのまゝにその枝を流してゐる柳ではあるが、ピンと跳ね返つてまたその根に戻る柳でもあるのである。

ひ す び

昭和十六年十二月八日は、われわれ日本國民の、いな全世界民族の永遠に記憶すべき日である。東亞における新秩序を創建すべく精強世界に冠たるわが日本が、敢然として米英二大國を相手として戦を宣した、いとも意義深き日であるからである。

しかもこの宣戦布告後、いまだ二句を出でぬ短期間において、わが方の收めた大戦果は眞に曠古未曾有であり、驕慢無禮の國々をして徹底的に恐怖畏縮せしめ、樞軸側與國をしてさながら雲霓を大早に望むの概あらしめてゐる。

もとよりこの大規模な大東亞戦争が何時終局を告ぐるか、われわれとしては長期戦あへて辭せずとの覺悟を定むる要あることはいふまでもないが、しかも現前の戦局より洞察して、將來におけるわが國の卓越せる國際的地位と大東亞共榮圈の連帶躍進への一新紀元を劃すべきことは昭々乎として白日の如く瞭かであらう。

この場合、經濟統制乃至は物價統制が、いかに變貌するかについて、世上すでに樂觀する者なきにしもあらずであるが、今次戰爭の終焉が短日月に招來されぬことであり、またその終熄後全世界の經濟秩序が如實にどう變るかは、何人と雖も今日において豫斷しえぬところである。

いまわれわれは、銃後の一人としてその爲すべきを爲し、盡すべきを盡して、應分奉公の完璧を期せねばならぬと思ふのみである。(樂滿金次)

第七章 臺灣貿易の統制

序説—輸出統制時代—準戰時統制—戰時體制下における臺灣貿易統制の進展—重要事項抜萃

第一節 序 説

臺灣貿易の統制を論述するに當つては、先づ最初に、本島貿易の本島經濟に對して有する連關性から記述するを至當とするからして、この兩者の關係を概説し、貿易統制の史的展開に及ぼすこととする。

本島經濟においては、その重點を長く農業經濟、特に糖業と米穀産業とにおかれ、爾餘の諸産業は全くその發生を阻止せられるか又は發展を抑制せしめられた。領臺以來統制化以前の産業がこの二つにそのポイントがおかれたといふことは、その期間における母國經濟の要求が、この米砂糖以外の産業の發生を欲しなかつたことを意味するに外ならない。

本島は、世界の諸他の植民地と異なる日本的統治形式を、その體內に最初から具有してはゐたが、經濟的側面からすれば依然それは第一に内地商品の新しい市場として登場したのであつた。内地資本の流入は、自身の安全性を要求する資本の本質からして、商品流入に遅れたのは當然である。しかし、その後における内地資本の進出と當局の技術的努力とは、熱と光とに恵まれた臺灣をして、當時わが國の對外貿易において輸入商品の大宗をなしてゐた砂糖、米を退け、消極的な意味において、國際收支の改善に貢献するにいたつた。このやうに、臺灣經濟の内地商品市場としての完成と、日本經濟への全面的隸屬を形成することにより、本島貿易部面に現はれる商品の流れ、貿易の構成は、必然的に對外貿易よりも對内貿易を優位におき、他方本島の外國貿易は、日本貿易政策の強き支配の下に制縛されるに至つた。最近における内外貿

易の構成は、貿易総額に對し内地貿易が全體の八六%六に對し、外國貿易が一三%四——何れも昭和十四年——で、本島貿易における外國貿易の地位は、内地貿易に比し極めて低位におかれ、従つて貿易統制の重要性も亦日本における外國貿易の統制とは、そこに大なる差異をみるのである。更に本島外國貿易の相手國別構成をみると、圓域貿易が七九%四（一億六百萬圓）第三國貿易が二〇%六（二千七百萬圓）——何れも昭和十四年——で、當時事變下日本の、外貨獲得を擔當する部門——尠くとも資産凍結令施行當時まではさうであつた——である第三國貿易は、こゝでは圓域貿易に壓倒せられ、又第三國向の輸出商品を有しなかつた關係からして、臺灣貿易統制の有する意義はそこに自ら限定されるものがあつたとみていゝであらう。

内地、臺灣間の一體化は又貿易部面においても強く示されてゐるからして、滿洲事變以來の日本貿易政策の動向を検討することは、臺灣に於ける貿易統制の進展を究める上に必要なことであるから、簡単に考察を試みよう。

昭和六年の金輸出再禁止を機とし、爲替安に乗じて、日本商品は未曾有の躍進を現出した。曩の歐洲大戰以來の明瞭性がみられ、又國內産業は重工業への發展をみつあつたといへ、輸出商品の生産を主として擔當する輕工業の繁榮が結果し、諸外國の日本品防止の障壁を突破したこの時代は、將に日本貿易の黄金時代と稱されることが出来るであらう。而して、當時の日本における重要事業であつた滿洲經營——莫大なる建設資材の需要を年々もつてゐた——及び日本經濟の重工業に對する編成替に要する諸種の資材の輸入に對しても、さしたる苦痛を感ずることがなかつた。國內的には日本資本主義機構の核心に對して幾多の批判と實踐とがみられたけれども、國際貿易の立場からは輝かしき榮光に充ちた時代であり、貿易政策における輸出主義こそは、當時にあつて、最も一般的のものであつた。尤も、この旺盛なる輸出の躍進時代にあつても、貿易の統制が全然みられなかつたのでは決してない。當時の日本資本主義は、既に高度の獨占化過程にあり、産業諸部門に對する巨大なる支配は、貿易部面へも端的に具現せられ、統制化の傾きが發生しつゝあつた。だが、そ

れは今日の戦時經濟體制下の公的統制とは本質を異にする所謂資本主義的、私的統制の色彩を多分に有ち、資本主義的經濟戰のための統制に外ならなかつた。

然しながら、この恵まれたる日本貿易も、昭和十二年七月の支那事變を契機として——嚴密には同年法律第九十二號輸出入品等に關する臨時措置法の實施——俄然その相貌を一變し、準戦時體制の諸要請からして日本貿易——同時に臺灣貿易——に對する國家的、權力的諸統制の端緒をなし、重大なる質的轉換を行ふにいたつた。産業的には、軍需産業の急速樹立であり、しかもそれは、平和産業の犠牲におけるものであるが、この軍需産業、就中重化學工業の國家的保護助長の立場に一切の經濟統制の基礎がおかれ、國民經濟の國際的表現である貿易は、明確にこの日本經濟の構成變化の過程を感受した。輸入部門においては、不急不要品の制限であり、軍需、準軍需品の優先的輸入であり、しかもこの不急不要品の輸入は制限——許可制ではあつたが、禁止的性質も有してゐた——から禁止に移した。輸出貿易では、外貨獲得のため一切のものが動員され、しかもこの輸出貿易は輸出補償法の改正、その他の手段を以て厚く保護せられたが、この段階における國家の輸出振興策は、もはや前段階におけるそれとは、對蹠的なものとなつた。

然しながら、この輸出振興政策も、滿洲經營の進捗と支那事變の進展とは巨額の商品を滿洲及び北支に流出せしめ、輸入代金決済としての外貨獲得の意義が喪はれんとしたので、遂に圓域貿易の統制と極端なる第三國輸出に轉換するにいたつたのである。貿易尻決済のために、即ちポンド、ドル貨獲得のために、僅かの商品さへもが輸出に動員せられ、將に貧困の輸出時代を現出せしめた。昭和十二年の臨時措置法から昭和十五年の第二回日獨伊同盟條約の締結までは、その間に日英、日米の衝突、昭和十四年七月二十六日のアメリカによる日米通商航海條約の一方的廢棄等の諸事件を生んだが、右に述べた政策——國家的、權力的統制——の強化に外ならなかつた。

日、獨、伊三國同盟條約締結以後を戦時體制といふことが許されうるならば、日本貿易は正しくこの戦時貿易體制を歩

み來つたといひ得よう。この三國同盟の政治的效果は直ちに現はれ、所謂反樞軸陣營は米、英を筆頭とし、A・B・C・D對日包圍圈を確立するに及んだ。特に、自らを民主主義國家群の寶庫だと自任するアメリカの對日經濟壓迫は、日毎に強化せられ、昭和十六年七月二十五日（日本時間二十六日午前九時）日本の西貢進出に對する最初の措置として、日本及び支那の在米資金の凍結を行ひ、二十六日午前零時から施行されるにいたつた。なほ同時に英國は日英通商航海條約、印度は日印通商條約、ビルマは日緬通商條約を廢棄し、蘭印、カナダも追隨するに至り、我が方としても直ちに「外國人關係取引取締規則」の公布により、即時對抗するに至つたので、こゝに我が貿易は全くドル、ポンド域から隔絶せられ、必然的に大東亞共榮圈貿易への轉換を餘儀なくされたのであるが、十二月八日の日、米英開戦と、緒戦における輝く戦果及び南方作戦の進展によつて、この共榮圈貿易の急速樹立が具體化を見つゝある。

以上簡単に考察したる吾國貿易政策の前進は、日本經濟の構造的變化の過程に照應したものであるのは勿論であり、世界政治經濟の變革を反映するものとしてみらるべきであるが、本島は曩にものべた如く、わが國の植民地といふ點から、又、日本の近代戰爭遂行のためには總ゆる部門の有機的連關を要するといふ基本原則からして、支那事變以來更には歐洲大戰を契機として、母國との緊密化、即ち、日本戰時經濟のピラミッドの基底の構成部分としての地位を擴大強化し、その結果臺灣における貿易政策の發展も亦全く日本貿易政策の意圖の下に行はれ、貿易統制の本質には何等の相違をみることは出来ない。唯、手續上は、内地の法律がそのまゝ適用せられることはなくて、勅令によるか又は府令によつて、本島に施行せられたといふ點は、法域を異にするところからして、當然のことに屬しよう。

本章においては、臺灣貿易統制を金輸出再禁止頃から昭和十二年の輸出入品等に關する臨時措置法までを第一期とし、臨時措置法から日、獨、伊同盟（昭和十五年九月二十七日）までを第二期とし、三國同盟から大東亞戰爭の勃發までを第三期となし、各段階がもつ時代的性格を、日本經濟の計畫經濟化への急進的移行關係と對比しつゝ、あるがまゝに叙述する。この段階の區別については、資産凍結までを第三期となしそれ以後を第四期となす人もあるが、なる程この資産凍

結の意義とそれの及ぼした影響とは大きいけれども、然しそれ自體、三國同盟の生んだ一つの派生的事件であり、當然豫想せられたものであつたから、吾々は特にこの時期を區分することなく、前述の三國同盟以後を一括して第三期となした。

第二節 輸出統制時代

世界大戰終結から以後の日本は、世界的恐慌の動搖の中に、資本主義經濟の國家的保護とそれに伴ふ産業の合理化が進行せられてゐた。恐慌の進展と共に、日本商品の輸出市場は甚しく縮減したので、政府は一部産業家群保護のために外國市場の喪失による犠牲の轉嫁を國內市場に求め、國産品愛用の運動を積極的に展開するにいたつたけれども、恐慌の重壓を押しつける方策は見出されなかつた。正統派經濟學の教へる資本主義經濟體制の調和と安定の理論、資本主義經濟の計畫性の増大の理論も、そこでは何等の具體的對策を提供することなく、更に金輸出解禁以來は、日本資本主義の退勢は更に回復をみず、資本の海外逃避が次第に顯著となりつゝあつた。かうした情勢下にあつて、我が國では、金輸出禁止が再び昭和六年十二月、政友會内閣によつて、遂にその實現をみた。日本經濟、特に貿易面における一新時期はこゝに始まり、低勞賃、低爲替に基づく日本商品は、恐慌時における合理化に伴ふ低コストと相俟ち、劃期的なる輸出の進展に移行した。

本島貿易も、當時の恐慌の重壓を逃れることは、勿論許されなくて、昭和六年における貿易總額は、大正十四年以來の未曾有の低落ぶりを示現し、遂に三億圓臺に減退するにいたつた。輸移出部門の不振は、内地經濟界の不況と、對岸における日貨排斥の端的なる反映であり、輸入部門の減少は、本島經濟、特に農家の經濟的苦悶を物語つてゐる。然し、貿易面のこの沈滞も昭和六年の金輸出再禁止に伴うて、即ち主として内地經濟界の立ち直りと物價の漸騰とに基づいて、次第に回復に轉するにいたつた。昭和七年は回復をみた最初の年であつて、次表にみるやうに、輸移出入共に増加の一途を

第一表 臺灣貿易の推移(單位千圓)

年次	輸出	輸入	計
大正十四年	二五、三四	一八、三五	四三、六九
昭和元年	二五、四五	一八、四三	四三、九八
二年	二四、七六	一六、九四	四一、七〇
三年	二四、七四	一七、〇六	四一、八〇
四年	二七、八三	二〇、九二	四八、七五
五年	二四、四一	一八、五八	四二、九九
六年	三〇、八七	一五、六三	四六、五〇
七年	二四、七六	一六、四九	四一、二五
八年	二四、四三	一八、九八	四三、四一
九年	三〇、五九	二五、〇三	五五、六二
一〇年	三三、七四	二六、三〇	六〇、〇四
一一年	三九、九七	二九、六六	六九、六三
一二年	四〇、七五	三〇、三三	七一、〇八
一三年	四六、四五	三六、六九	八三、一四
一四年	五九、九三	四八、六〇	一〇八、五三

國産業防衛のために、日本商品に對し、總ゆる方法を以つて、防遏の手段に出でた。かゝる日本商品の防遏に對應する輸出對策こそが、當時の我が國貿易政策の基調であつたが、同時にこの政策はわが國經濟機構が未だ戰時的體制の段階に達してゐなかつたからして、換言するならば、資本主義經濟の制約が未だ不動のものであつたからして、日本貿易統制も亦資本主義的色彩を有するものに外ならなかつた。即ち當時の貿易統制の本質は、統制法令が示すやうに、國家的統制といふよりもむしろ自治的統制にその明白なる性格をみることが出來た。

臺灣貿易の、この諸外國から受くる輸入防遏の影響は、臺灣貿易自體が内地貿易に全面的に依存してゐたからして、日本貿易におけるやうに顯著なものではなく、數量的にも金額的にもむしろ間接的なものではあつたが、貿易統制の一貫性からして、内地と呼應して貿易の輸出統制的振興が企圖された。この輸出貿易の統制的振興とは、一方では輸出の振興を期しつゝも他方に於ては邦品の進出に對する、即ち輸出市場の邦品輸入防遏手段に對する統制であつて、輸出統制は同時に報復的統制の性格をも有してゐた。通商擁護法、貿易協定、輸出補償制度、外國爲替管理法が國家的にとりあげられ、臺灣としても又輸出補償法、外國爲替管理法の施行に重要連關を有するから次に若干解説を與へよう。

輸出補償法は、元來、昭和五、六年當時に於けるわが國貿易の不況時代にその振興を圖らんがため、内地のみに施行せられたものであつた。然るに、わが國の金輸出再禁止に伴ふ諸外國の攻勢に對處するに、損失補償を以て對抗することとし、本法の活用が企圖され、本島にも昭和九年勅令第二百三十一號を以て、その施行をみた。輸出補償法は、専ら輸出業者に對する輸出貿易金融の便益を講じ、邦品の販路を開拓することによつて、本邦輸出貿易の振興を圖ることを目的とするものであつて、その方法としては、毎年政府が爲替銀行と包括的の補償契約をなし、實損失額の七割を補償することを豫め約することに依り、銀行をして安んじて金融をなせしめんとするものであつた。補償の種類には甲種補償と乙種補償とがあり、甲種補償は銀行から業者に支拂を遡求し得るもので、専ら輸出業者に對し金融の便益を供與することをのみ目的としたものであつたが、乙種補償は之に保險的色彩を加味し、終局に於て輸出業者の蒙る損失の一部を國家に於て補填することを目的としたもので、實質上の輸出補償はこの乙種補償のみといふべきである。

註 昭和九年十月一日本島に施行をみた輸出補償法及び同法施行規則は昭和十二年法律第二十二號、及び昭和十三年府令第三〇號を以て改正をみた。改正の要點は補償額の引上と新販路の開拓、米、英、獨、佛、伊以外の地域全部に及ぼしたのと、昭和十三年七月二十八日より長期信用による重工業品の輸出に對しても補償を行ふことになり、之が指定地域として、中華民國、タイ、海峽植民地、蘭領東印度、アフガニスタン、イラン、中米、南米及びソ聯が告示せられたけれども、本島としては重工業品の生産がなく又内地製品の出産も有たなかつたので、本島貿易の上にはさしたる意義がなかつた。

又、本島における第三國向輸出品は、主として内地貿易業者の手に掌握せられてゐたのと、日貨排斥に伴ふ對支輸出の減少とに依つて、輸出貿易は滿洲、關東州向がその中心をなし、この期間における臺灣貿易の統制の意義は、極めて限定されたものとなつた。たゞ、内地における情勢の變化に影響せられて、貿易統制の若干の變化があつた。それは、外國爲替管理法の發動である。

外國爲替管理法は、昭和八年四月二十六日勅令第六十六號を以て本島にも施行せられたのであつたが、實際にはその規定を適用されることがなかつた。元來、わが國では、世界各國の爲替管理と自給自足經濟進展とに對應し、更に直接的には、昭和六年十二月金輸出の再禁止以後における圓の對外價值暴落に伴ふ資本の海外逃避を防止するため、昭和七年七月に至り「資本逃避防止法」を施行し、わが國最初の外國爲替管理を規定したのであるが、更にこの法律に代り資本の海外流出に對する取締を擴充強化し、爲替の思惑取引を完全に防止し、以て圓價の安定を計る爲、爲替取引の全般に互り適切なる取締をなす趣旨を以て、昭和八年五月一日より管理法の施行となつた。(註)ところが、資本の流出防止を主とした本法は、日本經濟の構造變化——昭和十一年、同十二年の軍事費の老大放出と準戰時體制の胎動は、輸出の盛況にも拘らず、巨額の入超をさへ示現するにいたつた——に伴ふ國際收支の均衡を圖るといふ點に、その重點を轉換せしめたので、昭和十二年の一月に至つて、遂に同令(府令)の發動をみるにいたつた。

註 臺灣總督府財務局金融課發表による。

この外、外國爲替管理法の發動は、その發動の背後における經濟的構成の變化を反映せるものとして、大いなる重要性を内含してゐる。それは、昭和六年十二月の金輸出再禁止當時と昭和十一年十二月末期との間に於ける僅か四ヶ年の間に日本經濟が對內的、對外的に受けた變化の現象的形態の一つとして考へることが許されよう。言ひ換へると、爲替相場の低落が、一定の段階に達すると、貿易の伸展に反作用を示した顯著な例である。爲替相場の低落が輸出を促進せしめることは明かであるが、それには種々なる制約がある。わが國の如く輸出品の大部分が原料を輸入に仰いでゐる場合、原料品

價格の騰貴を考慮しなければならない。わが國に於てはかゝる騰貴した原料を以つて完成品を加工製造し、更に輸出するのであるからして、結局は輸出品價格の騰貴となり爲替相場の低落による輸出増加の原因が相殺され、(註)かくて、再禁止當時邦品の輸出増進の原因として作用した爲替相場の低落は、我が國に著しく困難な諸問題を發生せしめ、準戰時經濟體制に移行すると否とを問はず、解決を迫られた問題であつた。

註 岩田俊著「現代貿易統制政策」一三頁

滿洲事變以來の國際關係の緊迫化、即ち日ソ、日支、日米間の政治情勢の複雑化と、それに對應する國防國家體制確立の企圖は、日本資本主義の從來の行き方に、新しき方向を與へるものであつた。増大せる公債によつて賄はれる軍需工業は、その多くが既成財閥の再編成を行はしめ、國家の經濟統制も次第にその方向を明確に決定し、生産設備擴張のため、莫大なる輸入が——輸出品の原料と共に——繼續され、遂に昭和十一年には七千萬圓、昭和十二年には六億圓に達する入超となつた。國際收支を維持するための、僅かばかりの金の現送も、貿易外の諸収入も、このまゝ無制限の輸入爲替の入手を許すことが不可能となつて、こゝに輸出の促進と輸入の抑制の手段として、爲替關係においては一志二片維持を目的として、爲替統制即ち輸入爲替の許可制が行はれるにいたつた。輸入爲替の許可に關する當初の方針は大體次の如くであつた。

- (一) 軍需關係品輸入の優先的許可
- (二) 不急品の制限
- (三) 不要品の禁止

かくて、日本經濟自體の發展と國際關係の緊迫化に伴ふ經濟の再編成は、遂に日本貿易の相貌を一變せしめた。こゝに外國爲替管理法の發動を廻つて、經濟部門に對する國家の統制は、消極的なものから積極的なものに、又助長的なものか

ら指導的なものに飛躍した。臺灣外國爲替管理規則は、金貨幣、金地金、金の合金又は金を主たる材料とする物の輸出禁止（第一條）外貨及び外國より外國に仕向けたる圓爲替の賣買禁止（第二條）爲替賣買に對する臺灣總督の權限の擴大（第三條）等爲替取組の許可事項の範圍が増大し、統制部面への國家權力の増大となつた。

以上に記述した諸事項は、いふまでもなく對外國貿易の統制であり、臺灣に於てはその外國貿易が對内地貿易に比較して、極めて地位が低かつたがために、事實上の重要性は少く、内外地を統一的に統制するのでなければ貿易統制の目的を達し得ないといふ、貿易統制の一體化の理由の下に統制が行はれたものであつた。而して、當時における臺灣の外國貿易に對する政策には未だ確乎たるものが、見られなかつたかに思はれる。それは、當時本島始政四〇周年を契機として開催せられた、熱帯産業調査會における同規程並に總督の諮問に對する答申をみれば、その間の事情が略理解せられうるからである。

註 臺灣總督府熱帯産業調査會規程（昭和十年九月訓令第五十七號）

第一條 臺灣總督府熱帯産業調査會（以下單ニ調査會ト稱ス）ハ臺灣總督ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ本島ト南支南洋間ノ緊密ナル

關係ヲ保持シ相互ノ貿易ノ進展ヲ圖ランガ爲必要ナル諸般ノ重要事項ヲ調査審議ス

調査會ハ前項ノ事項ニ關シ臺灣總督ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

右調査會規程第一條第一項の規程に依つて知られるやうに、該調査會設立の目的は、（一）本島と南支、南洋間の緊密なる關係の保持と、（二）本島と南支、南洋間の貿易の進展にあつた。即ち臺灣の將來向ふべき方向、換言すれば總督府の對外政策の方向が一應はつきりと南支、南洋にあることを示し、併せてその手段として貿易の進展によることが推知せられるのであるが、この調査會における貿易がどんなものであつたかを調べよう。

貿易の振興に關する件——本島の南支南洋貿易も、本邦各種工業の進歩、日支關係好轉、圓安に依りて漸く伸張の曙光を認むるも、彼地における輸入防遏政策によつて樂觀し得ず、有效適切なる方策を講ぜざるべからず。

（一）有望なる輸出商品に關する事項——茶、バナナ、鳳梨罐詰、豚、石炭、水産物、食鹽等の増産、品質改善、輸出補償制度の

擴充、新販路の開拓。

（二）關稅制度に關する事項。

（三）商品の宣傳紹介並に調査に關する事項——これらの施設を創設すべし。

（四）仲繼貿易に關する事項——配給増加、運賃低減等につき攻究すべし。

註 楠井隆三「臺灣經濟再編成の基本的動向」臺灣經濟年報昭和十六年版第三八五頁參照。

この貿易に關する答申が、内容的に全く意義を持ち得なかつたことは、その中の一つとして具體化を行はなかつたことからしても理解し能ふのであるが、更にその個々の部分を検討してみると、當時の臺灣經濟からは餘りにも隔絶した考へ方であつたことが窺はれる。先づ有望なる輸出商品として掲げた商品は何れも農業加工品か又は原料品の類であつて南支南洋の必需品たる輕工業品を全く缺いてゐた。主要輸出商品が之では、その他の諸條件が特別に良好でない限り、本島の對南方輸出振興は到底期待出来るものではない。なかでも、水産物の南支輸出——鹽乾魚として——は相當古くから言はれたけれども、臺灣自體が未だ自給自足し得ない——沿岸漁業は遠淺で漁獲物が少く、又北部沿岸を除くとぼら類の漁獲があるに過ぎぬ——状態で、且つ毎年一千萬圓以上の移入をみてゐるからして、水産物の輸出、仲繼輸出もその期待は乏しく、又バナナを南洋に輸出することも、鳳梨罐詰を南支、南洋の生活程度の低い住民に押しつけようとする最も大膽な方法と同じく——英領馬來のバインアップル罐詰は、今日ではその八〇%以上が支那人の工場で生産せられるが——これらの商品は南支、南洋に行くどころか、殆んど全部が英本國とカナダに積出されてゐる。

註 Malayan Statistics 1940 參照。

かくの如く、臺灣貿易政策を決定する商品の貧困は、政策の貧困を結果した。即ち、臺灣の工業化特に輕工業化以前にあつての、輸出振興策がこの程度を出でなかつたことは、むしろ當然のことに屬し、廣大なる消費市場を南方に控へながら、本島の輸出貿易は對本國貿易に制縛されるといふ典型的な植民地貿易の域に止まつてゐた。

かくの如く、臺灣貿易統制の獨自性は、そこにみられることなく、全く内地貿易統制の延長として現はれたのであるが、右に述べた段階における貿易統制の特徴は、金輸出再禁止に伴ふ邦品の海外進出と諸外國の邦品輸入阻止策に対する統制的輸出振興策にあつた。輸出統制のためには、輸入の統制その他の手段が行はれたが、それはどこまでも輸出の振興が土臺をなしてゐた。そしてそれは、日本經濟特に日本資本主義の發展の線に沿うて行はれ、國家的干渉は、その初期においては能ふ限り避けられてきた。だが、この順調なる進展も昭和十一年、昭和十二年の支那事變にかけて、大きな變化を露呈はじめ、權益の進展にはその背後に武備の必要なことを強く意識せしめ、準戰時經濟體制が發生した。而して統制法令は私法的なものから公法的なものに轉回し、準戰時經濟的統制とそれに伴ふ諸矛盾の克服のために、國家的強權的統制が増加した。この私的なものから公的なものへの移行過程こそ、この時代の貿易統制の性格を形成するものである。

第三節 臺灣貿易の準戰時統制

臺灣貿易統制の進展は、昭和六年末の金輸出再禁止を契機として發展したる輸出の合理的統制から、日本の準戰時財政の膨脹、軍需生産力の擴充並びに軍需資材の輸入優先主義に基く平和産業の犠牲といふかたちに於いて、國家的統制の段階にまで突入した。この必然的な國家的統制を一層促進せしめたものは、昭和十二年七月の支那事變——當時は北支事變——であり、事變に對する政府の不擴大方針の拋棄と、更には長期對應の經濟體制に入ると共に、日本經濟の準戰時的構造への再編成が鋭く強行され、貿易部門も亦高度の統制化に進展した。

當時の慌しい經濟の動きとその表現である法律の流れについては、第七十一議會を回顧することによつて、判然と知り得るであらう。その意味からして、支那事變最初の第七十一議會を通過した貿易及關係産業の調整に關する法律（昭和十二年法律第七十三號）は自由主義經濟の統制經濟的修補を規定したものととして——たとへそれは、實際に施行せられることがなかつたとはいへ——一應顧みる必要が存しよう。元來、本法の上程はそれより半年早く廣田内閣時代に立案を

見、その後林内閣は、貿易組合法案及び工業組合法中改正法律案と共に第七十議會に提出せられたのであつたが、議會の突如たる解散に因り審議未了のため第七十一議會にて可決をみたのであつた。（註一）貿易並に關係産業調整法が昭和十一年の末から立案を豫定せられてゐたことは、當時既に軍需産業の確立過程を反映した莫大なる輸入の増加とそれに伴ふ入超の抑制とを必要としたのであつた。然し乍ら事變の進展は、本法のもつが如き程度の統制的規定を以てしては（註二）——餘りにも自由主義的色彩をその規定の中に具有してゐたから——日本經濟の急速なる準戰時體制に即應することが不可能となるにいたつたので、本法の施行を中止し、同年法律第九十二號「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件」の施行を以て完全なる國家統制の段階に及んだ。この事實は、當時における經濟機構の急激なる變革に對する經濟法令の遅れといふ現象を端的に顯示してゐる。

註一 後藤清「統制經濟確保のための新立法」法律時報第九卷第九號一三頁

註二 本法は先づ諸外國の邦品輸入防遏手段に對する對抗手段として、次に生産力擴充のための輸入増加とそれに對する國際收支の適合を企圖する目的を有し、是等の目的を達成するがためには、輸出及輸入の雙方に統制を加ふる必要があるので制定をみた。（吉野商工大臣の提案理由説明要旨）

又本法が極めて自治的であつたことに關しては「政府は直ちに國家強權を發動して當業者に對して一定の事項を命じ又は禁止せんとするものではなく、能ふ限り當業者若しくはその組織せる組合をして自治的に適當なる統制又は利害調整の方策を執らしむるの方針なることは、吉野商工大臣の説明せる」ところであり、「政府ハ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ルタメ特ニ必要アリト認ムル限リ、貿易審議會ノ議ヲ經テ統制協議會ノ議決シタル事項ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得ルノ途ガ開カレテ」ゐることから十分に知り得よう。後藤清「前掲論文」参照。

尙、貿易組合法は、貿易及關係産業調整法による貿易統制の實行に支障なきやう、從來の輸出組合の統制機構を一層整備すると共に、貿易調整法が輸入の統制を創めたのに應じて、その實行に當るべき輸入組合の制度を新設せんとするものであつた。然しながら、臺灣には本法の施行なく、今日群小の貿易組合は何れも任意組合に屬し、僅かに東亞貿易聯合組合が、滿、關、支向調整機關として指定されてゐるのみ。

國際的再軍備の急迫化の段階において、わが國民經濟が從來長く輕工業に重點をおき、重化學工業が比較的未發達の段

階にあつたことは、準戦時經濟體制の確立をして、何ものにもまして大いなる諸困難に逢著せしむるにいたつた。即ち軍需品の自己生産機構が未完成であつたこと——平時から莫大なる軍需品の輸出をもたず、又軍需工業に轉換しうべき工業が少かつたこと——は、急激なる生産力擴充施設への經費支出、それに伴ふ老なる資材輸入、及びそれに結果する國際收支の不均衡を是正するための現送すべき金の生産を缺いてゐたことは、必然的に輸入の統制——軍需物資以外の輸出の振興——に邁進せしめたのである。輸入の統制は、物資の不足となり、激増した通貨の膨脹のために、インフレーションの危機を激成し、日本戦時經濟機構を破壊しようとした。こゝに於て、貿易の全面的統制と同時に、物資の適正なる配給が樹立せられねばならなかつた。資本主義經濟の自治的統制を加味した統制的修補では、もはや戦時經濟の全き運行を期することは困難となり、經濟の再編成に堪へうる強力なる國家的の統制が要求せられた。この要請に應じて、昭和十二年法律第九十二號「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件」が公布され、本島も亦同年九月二十二日勅令第五百十五號を以て、朝鮮、樺太と同時に公布即日施行となつた。こゝに本島貿易統制における、從來の資本主義修正的統制の止揚と、それに代る純然たる國家統制への移行といふ劃期的飛躍をみたのであつた。

本法の根幹は第一條及び第二條(後に追加規定に依つて需給調整協議會の設立、及び場合によつては設立の強制が規定)にあるが、法規的にいふならば、總督權限の飛躍的擴大である。總督は支那事變に關し、國民經濟の運行確保のためには商品に指定して輸出入の制限又は禁止をなし得、(第一條)右の輸入制限その他の事由に因つて需給關係の調整を必要とする場合については「(一)命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト、(二)當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、讓渡、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト」を得て、貿易統制に伴ふ物資の生産、配給部門の統制にまで及び、その結果は消費統制に及ぶにいたつた。

註 事變下の物資統制については、臺灣經濟年 昭和十六年版參照のこと。
なほ本法のもつ特異性については、罰則の強化、法人の代表者のみならず法人、人及びその従業者の處罰が掲げられ、更に當時の

經濟狀況からして、本法は支那事變終了後一年以内に之を廢止するの規定が附加されてゐる。

臨時輸出入許可規則は臨時措置法第一條に基づいて公布せられ、本島に於ても昭和十二年十月十一日、内外地日を同じうして、施行せられるにいたつた。「同令第一條關稅定率法特別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ本則ノ別表甲號ニ掲グルモノハ郵便物又ハ原價百圓ヲ超エザルモノヲ除クノ外臺灣總督ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ」に基づいて、兎毛皮、豚毛、その他軍需品及び關係品二四種を指定し、「第三條關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル商品ニシテ本則ノ別表乙號ニ掲グルモノハ臺灣總督ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸入スルコトヲ得ズ」の規定に依り軍需品以外の商品が殆んど統制下に入つた。更に、この輸入の統制については、曩に外國爲替管理法の改正(昭和十二年法律第八一號)によつて、從來取締の出来なかつたところの貨物の無爲替輸入の中で、代金決済につき外國送金關係を伴はないものをも管理するやうになり、爲替管理の一段の強化を示したが、昭和十三年に至り從來主要物資の輸入についてなされてきた臨時輸出入許可規則に依る輸入許可と外國爲替管理法に基づく爲替許可制との二本建の煩雜化を防ぐため、手續簡易化の立場から許可規則の改正をみるにいたつた。

かくの如き輸入統制の強行に反し、輸出の發展は諸外國の國民主義經濟化と日本商品の價格騰貴、受註に對する發送の遅延等は主要國の邦品輸入を壓迫するにいたつた。その結果は新市場開拓を促すこととなり、長期信用に依る重工業品の輸出を目ざしての輸出補償法の改正となり、外貨獲得への血みどろの努力が企圖せられた。

註 昭和十三年七月二十七日附告示第二六八號を以て新爲替手形については、北合衆國、英本國、獨逸、佛蘭西及び伊太利以外の地域、即ち右五ヶ國を除く世界の各地が指定せられ、新しき商品市場への進出が國家的に防衛され、併せて同年七月二十八日から長期信用(五ヶ年)に基く重工業品の輸出に對しても損失の補償が行はるゝこととなり、之が指定地域として同日附告示を以つて中華民國、暹羅、海峽植民地、蘭領東印度、アフガニスタン、伊蘭、中部アメリカに屬する地域及びソヴェエト聯邦が發表せられた。これらの重工業品につき總督の指定せる商品は、(一)鐵道車輛並ニ部分品、(二)自動車、自動二輪車及自動三輪車並ニ部分品同附屬品、(三)船舶及航空機並ニ部分品及同附屬品、(四)機械及器具並ニ部分品及同附屬品、(五)鐵道、橋梁、道路、水道、家屋、送電設備、

運搬設備及び通信設備等の建設用品の五種類で、當時準戦時經濟確立の過程における我が國の努力が生々しく示されてゐる。

尙、臺灣に於て輸出補償法による、補償契約をなしたる銀行の名稱、補償契約の種類、並に補償手形を買取るべき銀行の營業所
の名稱及び位置は、左の通りである。(昭和十三年十一月十三日府告示第三八七號)

(一) 補償契約をなしたる銀行の名稱

補償契約の種類

荷爲替手形に關する甲種補償契約及乙種補償契約

株式會社臺灣銀行

株式會社三和銀行

株式會社華南銀行

(二) 補償手形を買取るべき銀行の營業所の名稱

株式會社臺灣銀行本店

株式會社三和銀行臺北支店

株式會社華南銀行

日本經濟の準戦時的經濟再編成過程にあつて、滿洲國の建設並に支那事變の進展は、如何なる影響を日本貿易に及ぼしたであらうか。元來、滿洲國並びに中華民國は資源的にわが國よりはるかに富んでゐた。然し乍ら、この兩國が日本準戦時經濟の維持發展に役立つ段階には、はるかに遠く、この兩國の建設には相當程度の資本の注入が長期間に亙つて必要であつたし、又それは全く我が國のみの援助に俟つべき性質のものであつた。滿洲國並に中華民國特に北支の建設工作は、民衆の政治的把握といふ點からしても、日滿支共同一體の觀念からしても、是非必要であり、更に、世界各地がブロック化の傾向にあつた當時において、東亞ブロックの確立は、何ものにも増して強く要請されてゐた。斯かる東亞ブロック確立の急速なる政治的要求にも拘らず、經濟部門においては、相反する政策をとらざるを得ざる矛盾が、日本準戦時經濟體制確立のために新しく登場し、この矛盾の克服のために、我が國貿易政策に大いなる變化を現出せしめるに至つた。即ちそれは圓ブロックの貿易の特殊性の問題である。では、それは一體如何なる理由に基因するものであらうか。

當時における貿易政策の背景をなす諸事情を述べると、外國貿易の重點が全く軍需資材の巨大なる輸入にあつた點である。この軍需資材の輸入のためには、正貨による支拂か又は輸出かの何れかに依らねばならなかつた。金生産並に保有額の大ならざる我が國としては、どうしても輸出の増加を企圖する以外になかつたが、この場合にも、原料品の大部分を海外に求める場合には多大の困難を伴つた。即ち輸出は軍需資材の輸入のみならず、輸出品の原料品の輸入をもカバーしなければならなかつたからである。これらの困難を冒してまでも貿易の調整に努力しなければならない所以は、國民經濟の金融面の破綻防止にあつた。當時の經濟機構において軍需産業の發展促進は、國家が大いなる購買者となることに依つて行はれた。この過程において、インフレーションの發生は重大なる問題であり、その防止のために對外的には爲替相場維持、従つて國際收支の均衡保持は不可缺の手段として要求される。即ち現在の經濟機構下においては、戰時體制への編成替を圓滑ならしむるためには、軍需資材の輸入と共に國際收支の均衡を目標として、外貨獲得のための輸出の促進が必要となる。ところが、關、滿、支向けの輸出は、これらの地域の貨幣制度が圓にリンクされ、所謂圓ブロックを形成するに至つた爲に、何等の外貨獲得が行はれず、國際收支の改善に役立つところがなかつた。更に、關、滿、支向けの輸出は、外國市場における邦品の防遏と滿洲國及び北支の建設工作の進捗とは兩者相俟つて未曾有の巨額に達し、昭和十四年には、一〇億圓の大出超となつた。北支地域の物價騰貴と、わが國の昭和十四年九月十八日における價格停止令(國家總動員法による)とは、この傾向に更に拍車を加へた。(註)

註 支那經濟年報(滿鐵調査部編)昭和十五年版二八頁

かゝる當時の經濟的諸情勢は、東亞貿易ブロックの確立といふ方向ではなしに、かへつて關、滿、支向け貿易の統制といふ方向に進展せしむるにいたつた。かくて「關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件」が昭和十五年九月二十九日府令第一二六號(改正十六年府令第四〇號)を以て公布せられ、本島に於ける關、滿、支貿易の調整は、從來の根

據法規たる臨時輸出入許可規則から明確なる規定にその基礎をおくに至つた。本令は昭和十二年法律第九十二號臨時措置法にその根拠をおき、第一條に「關稅定率法別表輸入稅率ニ掲グル物品ニシテ臺灣總督ノ指定シタルモノ（以下指定輸入品ト稱ス）ハ臺灣總督ノ指定シタル者ニ（以下調整機關ト稱ス）又ハ調整機關ヨリ輸出ヲ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ臺灣總督ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」と規定して、總督の絶大なる權限下に、關、滿、支輸入貿易は樹立せしめられた。指定された輸出商品は豆類以下數十種に達し、かゝる商品の輸出は、調整機關として指定せられたる「臺灣東亞貿易聯合組合」又は該東亞貿易聯合組合の委託によるの外、一切が禁止せられ、輸入も亦同令第六條により品目及び調整機關を總督が指定し輸入品目については大麥以下三十五種目と調整機關としては「臺灣東亞貿易聯合組合」とが指定せられ、こゝに圓プロツク貿易統制の機構が確立するにいたつた。

- 註 (1) 臺灣東亞貿易聯合組合の加入團體は、
- イ 臺灣藥品貿易組合
 - ロ 臺灣テックス紙類貿易組合(臺北市)
 - ハ 臺灣纖維製品輸出統制組合(臺北市)
 - ニ 臺灣雜貨共販株式會社(臺南市)
 - ホ 滿支向臺灣茶輸出組合(臺北市)
 - ヘ 臺灣木材貿易組合(臺北市)
 - ト 臺灣食糧品貿易組合(臺北市)
 - チ 臺灣雜貨貿易組合(臺北市)
 - リ 臺灣青果株式會社(臺中市)
 - ヌ 臺灣砂糖貿易組合(臺北市)
 - ル 臺灣珊瑚輸出組合(臺北市)

- ヲ 滿洲特産物臺灣輸入組合(臺北市)
- ワ 臺灣姜黃輸出統制組合(高雄市)
- カ 臺灣專賣事業用品貿易組合(臺北市)
- コ 臺灣棉花配給組合(臺北市)

註 (2) 圓プロツク向統制は、内地と臺灣とは法令の公布に時間的（相違をみる。内地では昭和十四年九月に統制規定が出されたが、本島では對圓プロツク向商品が少いことと、臨時輸出入許可規則及び總督府の内規による取締に委ねてあつたために、法文化が若干遅れ、昭和十五年九月にいたつて、統制規定の發令となつた。

以上の如く昭和十二年の支那事變を契機とする日本貿易は、その軍事經濟的要求からして、前段階における輸出振興主義から輸入確保主義に質的變化を辿つた。こゝでは、わが國貿易の脆弱面としての軍需原料又は材料の輸入確保がその重點を占め、輸出は國際收支均衡のためであり、輸出のため輸出即ち資本主義的利潤追求のためではなかつた。その端的な現はれば、政治的一體化の關係にあつた圓プロツク貿易の抑制となり、冷靜なる計畫貿易への移行現象である。かゝる日本貿易の統制の方向に、又臺灣貿易もその自らを統制せられ、事變下における母國經濟への全的寄與を形成した。更に、かゝる國內的諸要因に加ふるに、米、英を主とするA・B・C・D陣營の對日孤立化の謀略は活潑化し、こゝに樞軸陣營再強化のための日獨伊同盟の締結（昭和十五年九月）が行はれ、來るべき世界戦争参加への日本の態度表明となり、我が國民經濟亦戰時體制に移行し、臺灣貿易統制の戰時編成が強化をみた。

註 本段階において附記すべき點は、從來の對外國貿易のみの統制に反し、臺灣の對内地貿易統制の發生といふ點である。昭和十四年四月には、臺灣貿易における内地貿易統制立法の先驅として、府令第四五號を以て「空堀ノ輸移出制限ニ關スル命令」の公布を見、内地經濟機構の再編成過程の間隙を縫ふ運移出の統制を行ひ以て本島需給の調整をも企圖するにいたつてゐる。

第四節 戰時體制下における臺灣貿易統制の進展

前節の終りに述べた如く、米、英をその中心とする反日陣營の強化は、必然的に日本をして世界大戰突入を不可避的な

らしめ、こゝに我が國は自衛の手段として日、獨、伊樞軸陣營の強化に進むにいたつた。こゝに於て、臺灣經濟も亦決戦即應の段階に入り、昭和十六年度は、先づその前年からして幾多の繁忙を約束せられてゐた。かくの如きわが國貿易の多難さの中にあつて、獨逸のためその本國から切斷せられた佛領印度支那の特殊的地位が、東亞共榮圈内に新しき地位を顯揚し、日、佛印の通商調整の改善をみ、昭和十六年初頭に早くも南洋貿易部面に、新しき一つの脈動が見出された。だがこの對佛印貿易に對しては、本邦業者の自由なる進出を許すならば、當時外國貿易から締め出されてゐた幾多の中小業者の無統制なる競争的進出となるべきを憂慮し、つひに南方貿易統制、言ひかへると計畫貿易樹立の萌芽をみるこゝとなつた。

南洋貿易調整規則は、府令第三十二號として、昭和十六年二月六日に、臨時措置法に基いて公布をみたが、その統制の地域的對象は佛領印度支那であつた。南洋貿易調整規則第一條は、指定輸出品は指定輸出調整機關又は輸出調整機關より輸出の委託を受け若しくは買受けたるものに非ざれば之を指定地域に輸出することを得ずと規定し、この爲に同日附告示を以て指定輸出調整機關として臺灣南洋貿易聯合組合を、指定地域として佛領印度支那を、又指定輸出品として麥芽、豆類、油脂類、綿糸その他殆んど全商品が指定せられ、こゝに對佛印貿易の一體的統制が樹立せられた。他方この段階においても勿論軍需資材の輸入確保が従來通り繼續せられたが、同時に決戦不可避の立場から、臺灣經濟の自給化——それは自給經濟とはいつても全商品のそれを意味するのではなくて、主として生活必需品の島内確保——が企圖せられるにいたつた。従來における本島貿易の統制が、主として對外國貿易の統制にあつたのに比すると、この内地貿易の統制は實に劃期的の意義を有してゐる。このことは、臺灣が日本貿易政策の一環としての立場を持つと同時に、孤島としての臺灣の特殊性を主張するものであつた。臨時移出入調整規則は、この特殊事情下にあつた臺灣の對内地貿易統制の重要規定であつた。昭和十六年四月九日府令第八七號を以て公布せられた「臨時臺灣移出入許可規則」においては、移出入とも臺灣總督の指定品は臺灣總督の指定したる移出調整機關（又は移入調整機關）或は移出調整機關より移出（又は移入）の委託を受

けるのでなければ、移出（又は移入）を禁ぜられるにいたつた。移出統制については、即日發動せられ、品目並に調整機關については、次のやうに告示をみた。

品名	移出調整機關
(イ)落花生、(ロ)澱粉類、(ハ)胡麻子、(ニ)蔬菜、(ホ)果實及核子、(ヘ)切乾甘藷、(ト)姜黄、(チ)カツサヅア、(リ)ト	臺灣農會
生鮮魚介類	臺灣鮮魚輸出組合
羽毛	臺灣羽毛輸出振興株式會社
(イ)獸骨(醫藥用ノモノヲ除ク)、(ロ)植物性揮發油、(ハ)シトロネラ油	臺灣シトロネラ油輸出組合
木炭	臺灣山林會

かくの如き、臨戦下臺灣の自給體制の確立が企圖せられたけれども、他方第三國への輸出の懸命の努力は忘れられることがなかつた。輸出しうるものはその凡てが動員せられ、そのためには輸出品の原材料さへもが、優先的に配給を與へられるにいたつた。昭和十六年四月九日の「輸出品及輸出品用原材料配給統制規則」は臨戦下にあつた本島の限りなき外貨獲得への最後の努力を顯示したものである。統制方法は、本規定においても他の統制諸規定と同じく、臺灣總督の指定商品は、臺灣總督の指定機關によるのでなければ、その輸出入が制限を受けるのである。こゝに、強權的なる臺灣第三國貿易の一元的統制が完成するにいたつた。

輸出統制機關	臺灣貿易振興株式會社
指定輸出品	冷凍肝臟、珊瑚、シトロネラ油、綿製品その他二一八種
輸入配給機關	臺灣貿易振興株式會社
輸出品用原材料	釘、針金、鐵線その他

第三國貿易の統制機關として、臺灣貿易振興株式會社(資本金五十萬圓)が新設指定され、該會社は輸出入のみならず、

輸出品用原材料の配給をもその目的の中に加へられた。この統制の特色は、規定の強権的な點にあり、而かも同令第二條第二項は「輸出統制機關ヨリ指定輸出品ヲ買受ケ又ハ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケタル者ハ其ノ輸出ニ關シ統制機關ノ指示アリタルトキハ之ニ從ヒ當該指定輸出品ヲ輸出スベシ」と規定し、統制機關としての臺灣貿易振興株式會社の絶對的地位を明示してゐる。

國內的には、經濟再編成への強行、對外的には國際關係の切迫とによつて、一般的にいふと本段階の貿易は沈滞を示してゐた。然るに、原材料配給統制規則の施行後二ヶ月を出でずして、總動員法第九條の發動をみたことは、當時の我が貿易が如何に危機的であつたかを十分に物語つてゐる。貿易統制令は、五月二十五日、公布施行せられたが、その細則は九月十三日に書畫骨董を除く全商品に互り指定せられ、こゝに戰時的な、そして最後の國家管理への移行となつた。

註 國家總動員法第九條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得。

かくの如き、強力なる統制化の過程においても、その統制の繼續性については、自ら二つの考へ方が岐れて存した。一つは徹底的なる計畫貿易への移行を豫想し、他は自由競争時代への復歸を豫定しての一時的統制とする考へ方であつた。然し乍ら、この後者の考へ方は、七月二十六日に於けるアメリカの對日資産凍結令の施行——日本の西貢進出に對する報復的措置としての——及び、英、蘭並びに屬領の追隨に依つて打ち破られた。この劃期的な事態は日本をして、好むと好まざるとを問はず、大東亞自給圏の確立に邁進せしめ、貿易も亦この方向に統制せられるにいたつた。東亞共榮圈貿易は、かゝる外部的諸要因によつて促進せしめられ、更に昭和十六年十二月八日の對米英宣戰布告は、この機運を決定的ならしめ、こゝに東亞自給貿易體制の確立となつた。

日本貿易の共榮圈貿易における役割は、共榮圈内諸國——それは凡てが農業國——に、日本の工業製品を供給するにあ

る。即ち、特に南方諸國は、彼等が共榮圈に参加し來ることから生ずる貿易の轉換に對し、從來彼等が世界市場に供給してゐた重要物資を日本及び共榮圈諸國に向け、これに對し、彼等が從來世界から供給を得てゐた程度の商品を日本から供給を仰ぐべき地位にあつて、こゝに商品配給を通じての共存共榮民族把握といふ日本貿易の重要性が存する。

この新段階において、臺灣貿易が如何なる役割を與へられるか、この重要問題は東亞自給自足體制確立の爲めの圈内綜合的經濟の再編成計畫の進展につれて漸次明らかになるに於て、今直ちに臺灣貿易今後の動向を豫測することは早計であるが、臺灣重要物産と南方圏の主要生産物と類似して居る事實に鑑み、臺灣貿易の性格が將來可成り變革されるであらうことは想像され得るのである。

重要事項 拔萃

臺灣貿易の統制に關係する重要な諸事項を年代的に掲ぐれば次の如し。

- 一、金輸出再禁止(昭和六年十二月八日)
- 一、資本逃避防止法(昭和七年)
- 一、外國爲替管理法(昭和八年四月二十六日勅令第六六號臺灣施行)
- 一、輸出補償法(昭和九年十月一日勅令第二三二號臺灣施行數次改正)
- 一、臺灣熱帶産業調査會(昭和十年九月訓令第五七號)
- 一、支那事務勃發(昭和十二年七月七日)
- 一、貿易並ニ關係産業ノ調整ニ關スル法律(昭和十二年法律第七三號)
- 一、貿易組合法(昭和十二年法律第七四號)
- 一、輸出入品等ニ關スル臨時措置法の臺灣に於ける施行(昭和十二年九月二十二日勅令第五一三號)
- 一、臨時輸出入許可規則(昭和十二年十月十一日)

- 一、輸出補償法ニ基ツク銀行ノ告示(昭和十三年十一月十三日府告示第三八七號)
- 一、日、獨、伊三國同盟の成立(昭和十五年九月二十七日)
- 一、關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件(昭和十五年九月二十九日府令第二二六號)
- 一、空襲ノ輸移出制限ニ關スル件(昭和十五年府令第四五號)
- 一、南洋貿易調整規則(昭和十六年二月六日府令第三三號)
- 一、臨時臺灣移出入許可規則(昭和十六年四月九日府令第八七號)
- 一、輸出品及輸出品原材料配給統制規則(昭和十六年四月九日)
- 一、貿易統制令(昭和十六年五月二十五日)
- 一、米、英、蘭對日資産凍結令施行(昭和十六年七月二十六日)
- 一、貿易統制令施行細則(昭和十六年九月十三日)
- 一、對米英宣戰布告(昭和十六年十二月八日)

(田淵 大浦 賢實)

第八章 金融統制の推移

序説——臺灣金融の獨自性——十六年度金融動向(銀行券發行高—預金狀況—貸
 出金狀況)——金融統制の推移(資金統制—公債消化政策—貯蓄獎勵—金融機關
 統制—非常時金融對策)——結言

第一節 序 説

戰時金融統制の意義は、戰爭の完全遂行を全面目的とする金融政策であり、現下本邦に於ける金融統制はあらゆる基礎が戰爭完勝に置かれてあり、又今後と雖も此の線に沿うてのみ總ての金融統制は講ぜられなければならない。支那事變並に大東亞戰を通じ戰時經濟の最大任務は戰爭資材の確保と、之を中核とする生産力の昂揚に外ならぬが、此が爲には勿論之より派生する諸金融活動に對しては、必然的に強力にして一貫した國家統制を必要とする。

第一には生産力擴充資金の問題であるが、我國戰時經濟に於て其の最高目標が要請する生産力擴充に當り、事變當初に於ては餘剰生産設備が殆どなかつた日本産業として、先づ既存設備の擴張乃至企業の新設と云ふ形に於て、生産力擴充資金の需要が尨大に要求された。然るに一方此の生産量及生産力擴充に對應するものとして、政府の國民經濟に於ける購買者としての地位が壓倒的に高められたのであるが、政府と雖も資材の獲得には貨幣の媒介を必要とするものであり、何等かの形に於て資金調達の道を求めなければならぬ。茲に公債發行の問題が登場する。今や公債發行は事變前想像さへも出來なかつた程の量に上り、今後漸次増發せらるべき運命にあるのであるが、斯くの如き尨大な購買力の創造とその撤

布に依つて、國內インフレを激化させる事態になるならば、政府は次第に其の所要資材を確保出来なくなるのみでなく、社會不安を惹起し、經濟活動を混亂に陥らしめ、戰時經濟其のものを瓦解せしめる危険をも包蔵して居るのであつて、如何なる手段に依つても之を防止する必要がある、其の手段は金融對策のみに依つては求め得ないとするも、何よりも先づ第一には公債消化の問題が取り上げられねばならない。

斯くて戰時金融統制の發端は、生産力擴充資金の調達と公債の完全消化といふ事に在る。以下之を臺灣に於ける金融統制の推移如何の觀點から説述し、併せて之に關聯する諸金融活動に對する對策、例へば資金統制、貯蓄獎勵、金融機構の整備等に就きても、逐次項を追うて其の推移を述べて行き度いと思ふ。但し本書編輯上の要請に依り、昭和十六年度の推移に重點を置く事とする。

第二節 臺灣金融の獨自性

臺灣に於ける金融統制の推移を述べるに先だち、一應臺灣が金融的に一つの單位を構成する事實を前提しなければならぬ。臺灣の政治經濟が一應内地と離れて獨立性を持つて居るが如く、臺灣に於ける金融構成も臺灣銀行と云ふ島内限りの發券銀行を持つ事に依り、一つの特色をなして居る。

尤も臺灣銀行對島内各金融機關の關係は、内地に於ける日本銀行と一般銀行との關係と同一でなく、中央銀行たる臺灣銀行自體は、他面では普通銀行の役割をなし、商業金融や不動産擔保貸出をも營む島内最大の銀行であり、隨つて金融機關に對する統制力に於て内地に於ける日本銀行の其れと相距る事甚しいものがあるが、兎も角發行權を持つ臺灣銀行の存在に依つて、島内の金融は一應の纏りを持つた一體的な構造と機能を賦與せらるる結果となつて居る。

然し乍ら斯かる臺灣金融の獨自性も、本質的には内地金融と分別し得るものではない。

臺灣經濟が内地經濟の一環たる事からして、日本經濟の根本動向が事毎に臺灣金融の動向を左右し、直接間接強力に影

響するのは當然であり、茲に謂ふ臺灣金融の獨自性も以上の意味での地域的な特異性と、主として植民地産業條件から來る一體性を指すものに外ならない。隨つて全國的な金融統制を離れては、臺灣の金融統制は成り立たないことは當然であり、寧ろ從來の成行は、臺灣に於ける金融統制はその獨自性に不拘、先づ中央に追隨といふ事から始まる傾向にある事、蓋し已むを得ない成行であらう。

第三節 十六年中の金融動向

金融統制の本論に入る前に、近年に於ける本島金融の基調を述べて置きたい。このことは金融統制の結果を示すものであり、謂はば表裏の關係をなすものであるからである。

本島の金融は、農業金融即ち農生産並に農生産物の集荷に關する金融と、商業金融即ち輸移出入物資の買付及配給に關する金融を主流として居るのであるが、最近農業生産力の擴充と集荷に要する資金及本島工業の振興に伴ふ工業資金の供給を十分に且つ圓滑にする爲、不急不要資金貸出の抑制を圖ると共に、他方には斯かる資金供給源として、又國債消化並に低物價維持の立前より、遊資の極力吸収が必要とさるるに至つた。斯かる目的達成の爲實施された資金運用令の効果と、國民貯蓄獎勵の徹底化による資金統制の影響は、十六年中に於て漸次金融各指標に現れるに至つた。

第一項 銀行券發行高

本島の經濟諸情勢は、銀行券發行高に最も端的に集約せられて反映する。先づ銀行券發行高の最近五ヶ年間の推移から見ると、次表の通り最高、平均、最低の各發行高共逐年増進を示し記録を更新して居るが、特に十六年中の最高發行高の膨脹振りは目覺しいものがある。

事變發生以來、戰時財政は未曾有の膨脹を來し、巨額の軍費が撒布され、本邦通貨の膨脹が惹起されたが、本島の蒙つ

銀行券發行高各年比較 (單位千圓)

年	最高	前年比較	平均	前年比較	最低	前年比較
十二年	一四、九四三	三、〇三三	八三、五九九	一、五一一	六七、八八九	二、五九六
十三年	一四、五八九	二七、六四七	一〇、八五三	二七、二八四	九四、四六四	二七、二五五
十四年	一三、九六六	三、三九七	一四、〇六二	三、三三六	一〇、〇〇八	二九、五三四
十五年	一〇、四四四	三、四四六	一五、〇六六	三、九四七	一五、八〇六	三、九七八
十六年	二五、六六六	五、〇三三	一九、四七三	二、四七七	一七、八八九	三、〇三三

た影響は一部特殊土木事業を除いては飽くまで間接餘波のものであつて、本島通貨の膨脹は主として内地の物價騰貴に基き、貿易好調が齎した收受金の増大と、移入生活必需品の昂騰による生活費の膨脹及労働の騰貴を通じての現金需要の増加から來たものであつた。偶發的には、物資不足から來る信用取引の縮小及闇取引が齎した現金取引の増大も亦、銀行券膨脹の一有力原因として看過出來ないものではあつたが、然しこの様な傾向は、九・一八價格停止令の實施された年たる十四年の末より價格配給系統の未整備期たる十五年に互り盛行を見たものであつて、價格の全面的適正化、配給機構の整備を見、然かも個人消費生活に於て現金の使用用途が著しく制限を蒙り、尙且つ現金取引が或る程度飽和状態化した現在では、銀行券膨脹の積極的原因とはならない。

前表に示す通り、十二年以降前年に比べ毎年三千萬圓内外の増勢を續けた最高發行高は、十六年には五千萬圓と異常な膨脹を來したが、この様な急激な最高發行高の増大は、通貨の需要増大を惹起する經濟的の諸因子より見る限り、起り得ぬ筈であつた。即ち貿易状態も船舶關係により良好ならず、物價銀も一應は抑止せられ、物資は流動・消費面共規正せられ、又現金取引も飽和状態に達し、更に農生産面に於ても十五年度に於ける米の不作を受け一般に不調であり、又貯蓄奨励増税による餘剩購買力も極力吸収されつゝあり、通貨の需要には消極的素因として擧げられるもの多い折柄、發行高が例年並外れて膨脹したのは一應不可思議であつた。

然しこれを一ヶ年の平均發行高の増加趨勢から見ると、經濟界の自然的膨脹に伴ひ毎年増勢を續けて居るとは言へ、十六年の増加額は一億九千九百萬圓と前年比較二千四百萬圓の増加であつて、十四、五年共三千二百萬圓の増加を示したの

に比べると、寧ろ増勢鈍化を示して居ることとなる。従つて一ヶ年平均發行状態は、前述の通貨需要の低調たる結果原因を正しく反映して居ると見る可きであつて、この點毎月平均發行高の前年同月比較を見ると、更にはつきりして居る。即ち十六年中の平均發行高の毎月推移は、十四

銀行券月別平均發行高比較 (單位千圓)

月	十六年	前年比較	十五年	前年比較	十四年	前年比較
一月	一八、六五三	三、九五〇	一六、七〇三	三〇、〇七五	一三、六八八	二七、〇七
二月	一四、八八三	三、二〇〇	一六、九八三	二九、四〇三	一三、八八九	二九、八九〇
三月	一六、〇七四	二九、八七五	一六、〇九	三、四三六	二六、七三	二九、一九〇
四月	一〇、〇四九	三、八八五	一六、七六四	七、二七四	二九、八九〇	三、〇四七
五月	一六、三三	一八、二六八	七、〇五三	三、四四七	三六、九五	三、二二三
六月	一〇、七三	一八、六三三	一七、〇五	三、六六二	一四、〇八九	四、七三三
七月	一〇、六八八	三、七四	一七、九六四	二九、二五	一五、〇一九	三、七三三
八月	一〇、六六八	一七、七四	一八、三九四	四、三三	一五、一五九	三、〇九
九月	一〇、七一〇	一七、五三	一八、一七八	三、一七〇	一五、〇〇八	三、七五
十月	一〇、二八	三、七九	一八、〇〇	三、三七八	一四、五三	二、四九
十一月	二二、一四	三、七三	一七、三三	一八、五七	一四、五七	三、四四
十二月	二二、九〇	四、四八	一〇、九三	二、六二	一六、三三	三、七三

五年の發行状態に比べ増勢が可なり低調であつて、十四、五年の各月共前年同月に比較し三千萬圓—三千五百萬圓の増加を維持したのに對し、十六年に於ては年初より十月迄前年同月比較千七百萬圓—二千三百萬圓増見當であり、大略千二、三百萬圓の縮減を示して居る。

然るに十一月に入り急増、前年同月比較三千三百萬圓増、更に十二月に入つては四千二百萬圓増と増幅を擴大し、年初より毎月平均發行高に比べても、又十四、五年十二月の前年同月比較増加に比べても、異常とも言ふ可き急激な膨脹を來した。この急増は、全く大東亞戰勃發前後に於て、本島が果たした兵站基地的役割による通貨の需要増大に因るものであつて、十二月より實施された間接税増徴による目先の通貨の増加及下期賞與金の増額等も、副次的の原因をなして居ると考へられる。

以上述べた様に、十六年中の銀行券流通状況は十二月の特殊事情による急膨脹を除けば、十四、五年に比較して可なり低調に終始した。或は低調と言ふよりは、寧ろ十四、五年の膨脹振りが經濟轉換期に當る異常であつて、十六年を戰時

經濟下に於ての正常状態と言ふのが適切であるかも知れぬ。

更に補助貨に就き述べると、銀行券發行高の増加は當然小額貨幣の増發を随伴する。臺灣券が昭和十二年六月より十六年末迄に三・三五倍も殖えたのに並行して、補助貨の推定流通高も事變前月の七百四十七萬圓より十六年末には一千九百六十六萬圓と二・六三倍に増加した。その割合は銀行券に劣る如く見えるが、銀行券は十一月、二月に於て異常に急著増したことを考慮すれば、即ち十月迄の比較に於ては銀行券二・七四倍に對し補助貨は二・五八倍と略均衡し、殊に十六年中に於ける増加額は百五十五萬圓であり、夫々十五年の三百二十九萬圓、十四年の二百八十四萬圓、十三年の三百九萬圓増に比較し増勢可なり鈍狀であつたのは、銀行券發行高の増勢が低調であつたのと同じの事情が、その儘補助貨にも作用して居ると考へられる。

第二項 預金 狀況

一 銀行預金

十六年中に於ける本島預金の推移を概観するのに就いて、銀行預金と共に本島蓄積資金の主要形態を

銀行預金増加調 (單位千圓、割合%)

年	預金残高 基準指數	十二年六月 前年比	同上月 加割合
十二年六月	八二、九四	一〇〇・〇	二、五七六
十二年	八六、八〇	一〇一・二	六、三三六
十三年	二四九、六八	二八六・二	六、二七八
十四年	三二一、九三	三六六・六	七、〇〇五
十五年	三六、八七	一九六・六	四〇、六八四
十六年	四〇、六五	二〇三・九	六、七九八

なす處の信用組合貯金を無視することは出来ぬが、何分組合統計の集計が約一ケ年も遅れて發表される状態なので、銀行預金に就いてのみ述べざるを得ないが、從來信用組合貯金と銀行預金の増勢とは大體並行的に増進して居ることから見て、銀行預金の増勢を以て資金蓄積の全推移を示すものと見て差支へないと思ふ。先づ銀行預金の増勢を見れば上記の通りである。

事變前、昭和十二年六月末現在に於ける島内各銀行各種預

金の總額は一億八千二百萬圓で、同年末には一億八千六百萬圓と僅か三百九十萬圓、十一年末に比較しても六百五十萬圓程度の微増に止まつたが、十三年以降の増勢は誠に顯著で、前年末比較増加額は夫々十三年末六千二百萬圓(三三%)、十四年末七千二百萬圓(二八%)と二ケ年間會つて無かつた連続的の膨脹を見、十五年に入つては稍増勢低調となり、前年末比較四千萬圓(一二%)増が再び十六年末には五千八百萬圓増(一六%)と、十三、四年の増勢には及ばなかつたが、十五年の増加を上廻るに至つた。事變前迄は一ケ年の増加額が精々千萬圓程度で、最好調を示した昭和十年でも二千百萬圓に止まつたのに比べると、事變以後の預金の増勢は誠に顯著と言へる。

銀行券、貸出金の増大と共に、金融指標の躍進は、根本的には戰時經濟下に於ける臺灣經濟の大膨脹を反映したものであり、更に具體的には價格生産兩面よりの貿易受取勘定の増大、工業臺灣建設に伴ふ事業會社資金及南方進出の基地を本島に求むる内地有力商社の經營資金の流入等が主なる要因をなして居るが、更に十三、四年の〇千萬圓に達する退職金買上代金の預金化、貸出金の預金への反轉、國民貯蓄の増強等特殊事情も貯金増加へ大なる貢獻をなして居る。十六年に入つては退職金の買上げは言ふに足らず、又貿易關係も、農生産の不調と輸送關係により輸移出額は著減を見た模様で、預金増加を阻害したかに見られるが、反面輸入も相當縮減して居る筈で、島内各銀行荷付爲替手形及代金取立手形の十六年中の島外取組高より觀ると、仕向(收入)の十五年比較千四百萬圓減に對し、被仕向(支拂)は二千八十萬圓減と減少額大であつて、之に代る送金爲替の増加はあるとしても、一應貿易の縮小は却つて内地への物資支拂代金を節約し、預金増加の要因をなして居ることが解る。

この他事業會社の資金の流入は、臺電、臺拓の拂込を始め、内地資本系統會社の新設、拂込による資金の流入(但建設資材手當の代金となるものは内地に保留されるが、勞賃、島内手當資材其他新設に伴ふ諸費用として本島に送金せらるるもの不尠)又貸出金の振替りによる預金増加、即ち最近統制諸團體の活動に伴ひ取扱金額の巨大なる割に自己資金の寡少なる爲、勢ひ運轉資金の大部分を銀行貸出に求めざるを得ず、これ等貸出金が一時的に反轉形成する預金の増加、

科目	十三年	十四年	十五年	十六年	通計
定期預金	六、八八八	七、七〇七	七、一八八	三、〇〇〇	三、〇〇〇
通知預金	八、〇三三	四、七〇七	三、八八〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
其他	八、七三五	五、〇〇一	九、九〇四	九、九八八	三、〇〇〇
計	一七、六五五	一〇、〇一五	一〇、九七二	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
貯蓄貯金	二、二七七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、二七七	一〇、〇〇〇
日銀預金	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一
合計	一八、八八〇	一四、三二六	一四、二七三	一五、五七八	三、〇〇〇

科目別預金前年比較増減額調 (単位千圓)

科目	十三年	十四年	十五年	十六年	通計
當座預金	九、〇八二	一五、九三三	三、二〇九	一、九六六	六、九〇〇
特別當座預金	三、三五四	三、七〇一	三、一五五	二、二二五	一〇、〇〇〇
定期預金	九、七七一	二六、二四二	四、五七五	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
通知預金	一五、八八八	二二、二四九	一、七	七、八八六	三〇、〇〇〇
其他	一、一七九	四	二、七六	一、一六七	一、〇〇〇
計	三六、〇三二	六三、九三九	一四、四〇〇	四、八八〇	一〇〇、〇〇〇
貯蓄貯金	四、三三八	九、三三九	八、九〇〇	八、九七一	三、三五八
日銀預金	一、四〇〇	九、九八八	一、三三三	二、九四六	一〇、〇〇〇
合計	三三、三七八	七三、〇五五	二六、六六四	一六、七七六	三三、七五五

備考 △印減少
 十六年中特別當座預金二千百萬圓、當座預金千九百萬圓、通知預金七百萬圓の増加に對し、定期預金其他は百萬圓の減少を來し、差引四千六百萬圓(貯銀及日銀預金を除く)の増加となつた。十五年は安定預金たる定期預金四百萬圓減の反面、預金通貨たる當座預金は二千二百萬圓を激増し、預金増加額三千百萬圓の七〇%を占め、金融の多忙を思はせるものがあつたが、十六年に入つては當座預金増加額は千九百萬圓に低下し、更に特別當座預金の千三百萬圓より二千百萬圓へ向上したること、及通知預金の七百萬圓著増があつた爲、預金増加額四千六百萬圓中に占むる當座預金の割合は、四二%と低下するに至つた。

然し乍ら當座預金の總預金中に占むる割合(貯銀及日銀預金を除く)は、十二年の一五・二%より十六年末二五%以上

昇したるに對し、定期預金は十二年末三七・七%より毎年遞減傾向を示し、十六年末二五・五%に低下し、内地に於ける當座預金及定期預金の總額金中に占むる割合が夫々一七・〇%及五〇・五%なるに比し、預金構成上著しき相違のあるを見受けられ、臺灣工業化實現の途上預金運用の長期固定化を必然とするの際としては、短期浮動資金の増大傾向は好ましくない現象である。

二 貯蓄銀行及郵便貯金 貯蓄銀行及郵便貯金は、事變勃發の年たる十二年末には稍減少を示したが、爾後引續き増加一途を辿り、一般銀行預金が主として産業資金と結び付いて居るのに對し、兩者は一般大衆の所得の餘剰に基礎を置く丈に、最近の如く貯蓄が國民運動として提唱される時代には、その増勢にも一段の根強さが認められる。

郵便貯金増加調 (単位千圓)

年	郵便貯金現在高	同指數	前年比較増減
十二年六月	二六、一八〇	100	一、三九三
十二年	三三、四四七	128	五、五九
十三年	三三、六六六	129	六、二二九
十四年	四〇、六〇三	155	八、九七七
十五年	五二、二六八	199	一〇、六五五
十六年	六四、三七五	246	一二、一〇九

十二年六月を基準とする十六年末指數は三六二で、銀行總預金の二三〇、郵便貯金の二四五を遙かに凌駕して居る。

三 信用組合貯金 信用組合貯金は農村分が十六年五月以降公表に至らぬ爲、十六年中の推移は判然としないが、從來より信用組合貯金は略銀行預金と並行して増加趨勢を辿つて居り、十二年六月末現在高は九千五百萬圓であつて、銀行預金一億八千二百萬圓の五二・二%に當り、其後の比率は低下したが、十五年末には一億八千萬圓と銀行預金の三億六千百萬圓の四九・九%に回復した。今この割合が十六年末に於いても變らないものと假定して銀行預金より逆算推定すると

信用組合貯金調 (単位千圓)

年次	貯金前年比較増	銀行預金	信用組合 銀行預金 對スル割合
十二年六月	九五、一五八	一八、三九〇	三三・二
十二年末	八四、一五六	一八、八八九	三三・〇
十三年末	二二、四三三	二四、九一六	三三・五
十四年末	二五、〇四三	三三、一五三	四八・三
十五年末	一八、四四四	三六、八七七	四九・九
十六年末	一八、〇〇〇	四〇、〇三三	

信用組合貯金は二億九百八十萬圓見當となり、十五年末に比較二千九百萬圓の増加を見たこととなるが、市街地信用組合貯金が十六年末四千九百萬圓と十五年末に比較して三百四十萬圓の増加に過ぎず、十四、五年中増加額が何れも千萬圓に上つたのに比べると意外に少く、この點銀行預金の増加を齎した原因が信用組合預金増因と共通的のものでなかつた。例へば事業會社、統制團體等の運賃資金は直接信用組合に影響を及ぼさぬことなど考へられ、更に十六年中の農村収入が十五年の暴風雨被害により減少したことも想像されるから、右

の十六年中増加額と推定された二千九百萬圓は最大限度を示すものであつて、實際は十二、三年の銀行預金に對する比率四五%に近い残高を示す方の可能性が多分にある。この割合にて推定すれば一億八千九百二十萬圓で、十五年末に比し八百六十萬圓程度の増加に過ぎず、十四年中増加額四千百萬圓、十五年中増加額二千五百萬圓に比較し著しい減少である。

第三項 貸出金狀況

事變發生以來銀行貸出金の趨勢は、預金と大體その步調を一つにして増勢を續け、現在に至つて居る。

十六年末現在の貸出金は五億一千八百萬圓、預金は四億二千萬圓で事變發生前月の十二年六月を基準とする指數により兩者を比較して見ると、預金の二三〇に對し貸出は一九一と遙かに及ばぬが、絕對増加額は預金二億三千二百萬圓、貸出二億四千六百萬圓と略同額を示して居る。従つて指數の開きは基準たる十二年六月末残高の相違によるものであつて、同月末には貸出は預金より八千九百萬圓多く、十三、四年中の預金増加は貸出金増勢を凌駕し、預金、貸出の差額は四千百

萬圓迄に縮小したが、十五年に於いては預金の四千萬圓増に對し貸出は九千五百萬圓と記録的激増を來した爲、兩者の差額は再び九千五百萬圓に擴大、翌十六年には預金五千八百萬圓、貸出六千萬圓と略並行して増進し、従つて兩者の差額も九千七百萬圓と些したる變化はなかつた。事變前にも預金貸出に於ける右の様な關係は存在して居り、昭和六年にはその差額一億五千萬圓を示したことがあり、この様に貸出金の預金超過を常態として居る點は、植民地たる本島金融の一特徴であり、資金蓄積不十分の一斷面と見られる。

扱て十六年末の貸出金は五億千八百四十萬圓を示し、預金と共に新記録を作つて居る。前年末に比較し六千八十萬圓(一三%)を増加して居るが、十五年中の増加額九千五百萬圓(二六%)に比べると三千四百萬圓も少く、一見貸出増勢の低下が見受けられる。これは比較の對象たる十五年の貸出著増を異常と見る可きであつて、同年には偶々事業會社の新設、擴張による工業資金及鑛業資金の需要増大し、更に重要物資の配給組織の變革に伴ふ新資金の需要擡頭、統制未整備時に於ける思惑的商業資金も増加し、又これ等資金の需要に應ずる爲の對信用組合、銀行間の融資も相當額に達した。十五年に比較して十六年中の貸出金増加額は劣るとは言へ尙六千萬圓の膨脹を示したのは、依然として資金需要の旺盛さを意味するものである。

十六年中貸出金増大の主因と見られるものは、後述の資金調整の項にも觸れてある通り、生産力擴充の爲農工業部門へ對する貸出及米穀關係政府貸上金を始め、統制團體に對する物資の集荷、配給に要する資金の貸出が巨額に達した爲で、統制團體は自己資金少きに反し、多量の物資を一手に取扱ふ爲、營業資金は勢ひ銀行貸出に求めねばならぬ結果となり、貸出金の膨脹を齎したものである。この外に十六年末に於ける特殊事情として、食糧、衛生材料等非常時重要物資の貯蔵に伴ふ資金の固定も貸出金増加の一因をなして居る。これに反し一般商業部門へ對する貸出は、十五年十二月より實施された銀行等資金運用令による不急不要資金として貸出の抑止と、物資統制整備による商業部門自體の停頓による資金需要減退の兩面より、可なりの減少を來して居る。

預金貸出対照表 (単位千圓)

年	預金	前年比較増	指数	貸出	前年比較増	指数
十二年六月	一八二,九四〇	二,七六六	100	一九一,九二〇	△五,三五〇	100
十二年	一八六,八九〇	六,三五六	101	三〇〇,三三三	三,一九五	110
十三年	二〇九,一六八	二二,二七八	106	三〇九,〇六八	六,七三五	115
十四年	三三,一二三	七三,〇五五	126	三二二,四〇〇	五,三三四	115
十五年	三六,八七七	四〇,六四四	126	三三〇,六四九	八,二三九	115
十六年	四〇,六三五	三,七五八	105	三三八,四七九	六,八三〇	111

備考 △印減少 以下同じ

更に十六年中貸出金の増加が、本島の重要物産である砂糖、米、茶、金、石炭等へ對する各銀行の放資と如何なる關係にあるかを見ると、これ等重要物産に對する放資残高は、十五年末の一億三百萬圓より十六年末一億三千九百萬圓と三千五百萬圓の増加を示し、勸業銀行、貯蓄銀行を除く各銀行貸出金増加額四千六百萬圓の七六・五%を占め、内、米のみにて二千七百萬圓即ち五八・二%の壓倒的割合を占めて居る。この内五百萬圓は總督府貸上金であり、残額二千二百萬圓は本島産米の全面的管理に伴ふ米穀集配團體に對する買付及手持資金の貸出である。諸物資の集配機構の變革に伴ひ、新規資金の需要擡頭を示す典型的の一例である。

重要物産に對する放資残高は毎年増加を續け、十二年末の七千二百萬圓より十六年末一億三千九百萬圓と六千六百萬圓の膨脹を來して居るが、工業勃興に伴ひこの方面よりの資金も漸増の趨勢に在る爲、總貸出金(勸業銀行及貯蓄銀行を除く)に對する割合は三六・五%より僅かながら低下、三六・〇%を示して居る。

十六年末重要物産放資残高調 (単位千圓)

重要物産放資残高推移 (単位千圓、割合%)

十六年末 前年比較増
 貸出金増 貸出残額中ニ
 額中占ム 占ムル放資残
 ル割合 高ノ割合

砂糖 米 其他共計 總貸出金中ニ
 占ムル割合

品名	十六年末	前年比較増	割合%	十六年	十五年	十四年	十三年	十二年
砂糖	三三,八〇六	七,〇	二一・五	三三,八〇六	三三,八〇六	三三,八〇六	三三,八〇六	三三,八〇六
米	五七,八八三	一一,〇一〇	一五・〇	五七,八八三	五七,八八三	五七,八八三	五七,八八三	五七,八八三
茶	七,六三三	五,〇七三	八・九	七,六三三	七,六三三	七,六三三	七,六三三	七,六三三
金	一〇九	△二,五二〇	一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
石炭	九,五二二	三,六八八	七・九	九,五二二	九,五二二	九,五二二	九,五二二	九,五二二
其他	七五	一・〇	一	七五	七五	七五	七五	七五
計	一三六,二一八	三三,五九〇	二四・五	一三六,二一八	一三六,二一八	一三六,二一八	一三六,二一八	一三六,二一八

備考 △印減少、割合%

次に十六年中貸出の月別推移を見ると、次表の通り五月、十一月を例外とし、増減強弱の度合には相違があるが大體その趨勢を同じくし、例年の季節的傾向が看取される。尙預金の項にて述べたと同様、十五年を通して見受けられる特徴として、貸出金に就いても増減共にその金額が大きくなつた點が目につく。これは勿論資金量の増大、計畫的物資の集配に伴ふ一定時への資金需要の集中に因るものではあるが、更に本島金融統計作成上の技術的方法も有力原因をなして居る。即ち内地の發券銀行たる日本銀行の預金、貸出は全國銀行の預金、貸出統計より除外されて居るのに對し、本島では各銀行の對外預金、貸出と對臺灣銀行預金貸出が區別せられず集計され居る爲、預金貸出共その増減が重複して表現され、殊に最近の様に各銀行の國債所有多額に上り資金の運用に弾力性を缺く際には、資金需要期に於てより一層その傾向が強く見受けられる。

各銀行貸出金月別増減

年	十六年末	前月比較	十五年各月 ノ前月比較	十四年各月 ノ前月比較	十三年各月 ノ前月比較	十二年各月 ノ前月比較
一月	四四,八六五	△二,七八五	△一,七二〇	△五,五〇	△六,六七五	△五,二二五
二月	四九,二二二	一,八八六	△一,七二〇	△五,五〇	△六,六七五	△五,二二五

三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
八六、六四八	四七、一〇〇	四七、八五九	四八、三九六	五〇、〇〇九	四九、九〇一	四九、九〇七	四九、九〇五	四九、七〇九	五八、四七九
二七、四六六	△二五、五八六	△六、二二一	一六、五三七	二四、六二一	△三、一〇六	△七、四〇四	六、四四八	△三、三三三	三、七三〇
一四、七四七	六、四四八	九、九六一	一三、三三六	一八、三三六	△二、八八五	△九、九〇一	七、三三六	三、一〇九	三、八七〇
一、五五三	△二、二六一	△三、六三三	八、〇八六	一六、二五五	五、一九二	△一、三三〇	五、九六六	一八、三三三	六、四四八
三、三三三	△二、八八七	一、〇一〇	一〇、八八八	一〇、一〇一	△八、五二五	△一、八四四	△二、二二七	五、四四五	六、四四八
三、七五七	△七、八七一	八	三、二二七	六、五七三	一、二二二	三、四四九	二、九四七	三、七五九	一、五九四

更に貸出金（勸銀及貯銀を除く、以下同じ）趨勢を科目別即ち貸出の形式より見ると、事變以後十五年迄進つた趨勢、即ち利付爲替、當座貸引手形の著増に反し、荷付爲替買入爲替の低落傾向はその儘十六年にも延長持續され、十二年六月を基準とする各貸出金の指數は利付爲替二九五四、當座貸二七五、割引手形二七四、手形貸一八四、證書貸一三五等の増大に反し、買入爲替は二二、荷付爲替は三一に激減して居る。

利付爲替は圓域輸出の旺盛、特に従來内地經由爲替取組が直接取組に移行したことにより、當座貸は米穀納入組合の運轉資金調達の方法として、又割引手形は、一般的に融資方法として最も廣く利用されて居る爲、資金需要の増大に伴ひ夫々膨脹したものである。手形貸及證書貸の指數が向上を示しては居るが、貸出合計の二二一より劣るのは、實質的にはこれ等の兩科目を以て整理されるべき貸出金中割引手形の形式を以て融資されて居る金額が尠くないことと、官廳、公共團體に對する貸出金が含まれて居る爲指數が低いのである。

荷付爲替が縮小を示して居るのは、米穀管理による米手形の減少と十六年末船腹不足による移出の減少に基くもので、買入爲替の著減は第三國輸出の梗塞によるのは申す迄もないことである。

右の通り利付爲替、當座貸の増加も指數から見て躍進に不拘絶對額が尠い爲、貸出金總額中に占める割合は些したる變化を及ぼさずして、依然として割引手形と手形貸とが歴代的に多く、兩者で八八・三%を占めて居る。このことは同時に増加割合の比較とは關係なく、増加金額に就いては割引手形と手形貸が絶對的多額を占めて居ることを意味する。即ち十六年増加額四千六百萬圓（勸業銀行、貯蓄銀行を除く）中に於いて占むる割合は、割引手形千九百萬圓（四二%）、手形貸千六百萬圓（三七%）、兩者併せて三千六百萬圓（七九%）を占め、利付爲替、當座貸は何れも二百萬圓に過ぎぬ。

科目別貸出金調（單位千圓）

	十二年末	十三年末	十四年末	十五年末	十六年末
政府貸上金	九、五七三	三、一〇八	三、一〇一	三、六五五	一四、九五五
證書貸	七、八七九	七、八三三	八、五五五	二八、九四四	三三、九六一
手形貸	三二七	一、四八六	三、八七五	七、七五五	一〇、七三三
利付爲替	四、八三〇	二、一九九	三、七六七	九、六七七	二、六九五
當座貸	九、六三三	九、六六一	三、八三三	一、八二七	三、五九三
割引手形	九、一六四	一〇、九三一	四、三三八	三、八七五	三、〇〇一
荷付爲替	七、五〇〇	三、六四〇	六、六六六	三、三三三	八七
買入爲替	一九九、五五五	一九九、五五五	三、三三三	三、三三三	三、六八三
其他共計					

科目別貸出金趨勢

	十二年六月ヲ百トスル指數					貸出金ニ對スル百分比				
	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
政府貸上金	六六	一〇九	一一五	一一三	一一五	〇	〇	七・九	〇	一・三
證書貸	一〇九	一〇〇	一一三	一三一	一八二	〇	〇	六・一	五・〇	五・九
手形貸	三三	三三	三三	三三	三三	〇	〇	一・一	一・一	一・一
利付爲替	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	〇	〇	一・一	一・一	一・一
當座貸	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	〇	〇	一・一	一・一	一・一
割引手形	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	〇	〇	一・一	一・一	一・一

有付爲替	三三	一一	四五	五九	三三	四・五	四・四	一・九	一・一	〇・七
買入爲替	一六	〇	一五	三	三	〇・三	〇・一	〇		
其他共計	二二	二二	一四	一四	三三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

第四節 金融統制の推移

第一項 資金統制

戦時經濟に於て生産力擴充の不可欠なる事は冒頭述べた如くであるが、それと共に巨額に上る資金需要に對し、其供給の源泉は之を當然國民貯蓄に求めなければならぬ。然かも其の國民貯蓄は同時に公債消化の源泉でもあるから、斯くて一般的資金需要は極度に抑制される立場となり、戰爭遂行上缺くべからざる方面への資金供給を確保する爲には、不要不急方面への資金の供給は一時的に供給を断たれることとなる。此の役割を果す爲め生れたのが、先づ設備資金を對象とする臨時資金調整法であり、次いで運轉資金をも統制する銀行等資金運用令であるが、以下臺灣に於けるその推移と影響に付き概観することとする。

一 臨時資金調整法の推移影響 臨時資金調整法は、内地に於いては昭和十二年九月より實施を見たが、臺灣は少しく遅れて同年十月十五日より實施された。然して十三年八月十五日及十四年四月二十二日等一部同法の改正を見た際も、同じく臺灣は之に順應した。

同法の内容は廣汎に互つて居るが、問題となるのは其の中心をなす事業資金の調整である。生産力擴充資金の調達方法として、(イ)金融機關よりの借入、(ロ)増資又は未拂込株金の徵集、(ハ)社債の發行、(ニ)積立金の使用、(ホ)金融機關以外よりの借入金等が考へられるが、資金調整法は資金供給者及資金需要者の兩方面を統制する事に依り、是等の経路を全面的に調整し、以て自由經濟に於ける資金の流れ、即ちより利潤の多い、より安全なる方向へ流れる傾向を抑制し、戦時

經濟の要求に應ぜんとしたものである。

然して之が爲、事業資金の調整標準を事業種類に依り、甲、乙、丙の三種に大別し、更に甲種はイ及びロの二類に、乙種はイロハの三類に細別された。即ち甲類の産業とは軍需に直接關係ある産業、及それと密接な關係にある基礎産業を謂ひ、丙類の産業とは既に生産力の過剰なる産業及其性質上不急乃至不要と看做される産業を指し、乙類の産業とは右二者以外のもので、資金に餘裕ある限りに於て擴充を許すものを指す。然して右資金調整の標準は内臺共通のものでなく、臺灣經濟の發展度合が必ずしも内地のそれと一致しない爲に、自然其の相違から本島独自の調整標準を構成して居る。即ち臺灣の工業發達程度は内地より著しく後れて居り、分けても臺灣の工業化が漸く第一歩を踏出しかけたばかりの狀況に於いて事變勃發を見た關係もあつて、資金供給の順位を内地と全く同様には定め難い實情に置かれて居たのである。随つて資金調整の順位格付上、島内に於いては内地に於けるそれより上位に置かれる事業も尠くなかつた。工業鹽製造業、水産業、上水道業、馬産事業、硫酸製造業、繰綿製造業等は此の好例で、孰れも内地より一、二級上位に置かれて居る。

但て資金調整法の實施を見た本島の事業金融は、爾後如何なる形態に移行したか、特に昨年度本報第一輯以後の推移如何を見るのが、本節の主眼であるが、此經過説明は、遺憾乍ら資材が第一輯以上を出ない爲、不可能と云ふ外ない。即ち總督府財務局の發表する資金調整法關係統計は、昭和十五年度以降公表せられない爲、吾々は推移の概要を知るに足る材料の若干さへも獲得し得ない。依つて本法實施以來發表禁止に至る迄の統計を基礎とし、曩に其經過を説明された北山教授の所説(本報第一輯所載)を茲に敷衍するの外ない。

先づ總體的な觀察に於ては、左表に依ると各年の設備資金合計は昭和十二年が七千萬圓、十三年が一億一千四百萬圓、十四年が一億四千四百萬圓と漸増を續けて居り、十二年は十月半以降の數字であるから暫く別とすれば、十三年基準の増加率は二割七分に當る。十五年の増加率は更に一層高かつたと考へられるから、大體設備資金に於いて三〇%前後の加速度が、ここ數年間に於ける臺灣の事業擴張の速度と考へられないだらうか。尤も、物價の騰貴をも見込まなければならぬ

から、設備資金の増加率を其の儘直に事業設備乃至生産力の實體的増加率と考へてはならないこと勿論である。

臨時資金調整による取扱別設備資金累年表 (単位千圓)

年次	金融機關ノ貸付タルモノ		調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニヨリ認可シタルモノ(註一)		他部局ヨリノ協議ニ同意セルモノ(註二)		合計	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
昭和十二年	二、三三三	六・四	六三、九六三	九〇・八	四、〇九〇	五・八	七〇、三四六	一〇〇・〇〇
同 十三年	八、九七〇	七・九	六三、〇三三	五・三	四、八四三	三・八	一三、八八七	一〇〇・〇〇
同 十四年	三、三三三	一・二	六、九七四	四・九	五、〇六九	四・九	一四、四二二	一〇〇・〇〇
果計	三、三三三	一・六	一四、〇一一	七・八	一四、〇〇一	三・六	三、八七〇	一〇〇・〇〇

備考 「臺灣金融年報」による、但し百分比は算出せるもの

昭和十二年は十五日、臨時資金調整法實施以後の数字 (以下同)

註一 理論上の自己資金を謂ひ、細則すれば自己資金等に依る設備、株金、拂込、増資、會社の新設等が含まれる。

註二 臨時資金調整法以外の法令に依つて、事業設備の新設擴張改善を要する等の理由から當該法令乃至事業の種類に應じて、夫々の主管官廳より協議して來たのに對して、資金調整の主務官廳が同意を與へた場合を謂ふ。

尙右内譯は、法第四條以下に依る認可許可額が連年第一位を占め、其割合は總設備資金中、昭和十二年が九割、十三年は五割六分、十四年四割三分、三年間の累計に於ては五割八分が自己資金に依つて、換言すれば直接には金融機關の貸付に依らず、主として内地資金の取寄せ或は株主の負擔等に依り調達された事が分る。第二位は「他部局よりの協議に同意せるもの」であり、この部門に於いても金融機關よりの借入に依つたものが相當ある筈であるが、推定するに足る資料がない。随つて表面上直接金融機關の貸付けた分は、以上二項目に比すれば甚だ小額であり、總累計に於いて僅か三千五百萬圓に過ぎず、此期間に於ける事業設備資金中漸く一割強を金融機關が直接に賄つたと云ふ程度を出て居ない。然し之は資金が長期に亙る設備資金であり、本來普通銀行に頼り難い點があることから來る結果であり、本島金融組織上免れ難い

成行と云ふべきであらう。

次に設備資金の主なる用途を見れば、左表の如く十四年末迄の設備資金三億三千萬圓の内、二億五千七百萬圓即ち全體の七割八分と云ふ壓倒的部分は、工業資金として投下されて居る。

事業別設備資金の用途 (単位千圓)

年度別	礦業		工業		農業		水産業		交通業		商業		其他の事業及施設		合計	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
昭和十二年	六、一〇〇	〇・九	六五、七五五	九三・一	九、一三三	一・三	—	—	—	—	一、三三一	一・九	二、〇四四	二・八	七〇、二二八	一〇〇・〇
同 十三年	九、〇四六	八・三	九〇、七三七	七九・七	一、七〇七	一・五	—	—	—	—	一、〇三六	〇・九	七、三三三	六・二	一一、八八七	一〇〇・〇
同 十四年	九、九二六	六・九	一〇一、〇一八	六九・九	二、三三六	一・六	六、六六七	四・六	一五、〇三〇	一〇・四	六、四四〇	四・五	八、七九四	六・一	一四、四三三	一〇〇・〇
果計	一九、九五二	六・一	二五七、三六〇	七八・三	四、一五七	一・二	一八、四九九	五・六	三、〇七一	二・一	一〇、九一七	七・九	三、八七五	二・八	三、八七五	一〇〇・〇

(三、八八七)

備考 臺灣總督府編「臺灣金融年報」による、但し累計及び其の百分比は算出せるもの

總累計は「年報」所載の合計欄を合算せるものと各業累計を合算せる結果と計數合致せず、暫く前者をとりて括弧内に後をも併せ示しおけり。

内地に於ける設備資金の事業別は、總額八十三億圓の中、工業に投ぜられたものが五十五億圓餘で、内地に於いても工業生産の擴充が第一位を占めて居ることは現下の情勢上當然であるが、其の割合は六割六分に過ぎず、臺灣に於ける同比率よりも一割二分の内輪になつて居る。即ち事變以來本島に於ける工業用設備資金の比重は、一應内地以上と見て差支へない。次に臨時資金調整法第四條、第四條の二、第八條に依つて認可乃至許可せられた自己資金は、前述の如く事業設備資金の過半を占めて居るが、今此の内譯を見ると、昭和十四年六月末日迄に於いて「自己資金等に依る事業設備」が第一位を占めて居る。

調整法第四條、第四條の二及第八條に基く取扱成績

申請事項別	件数	取扱金額	千圓	百分比
自己資金等による事業設備	三三	六九、〇三五	四一・二	
株金拂込催告	三〇	四九、二八五	二九・三	
資本増加	〇	〔公稱〕 四三、四四〇	八・三	
會社設立	三	〔公稱〕 一三、八七〇		
會社合併	三	〔公稱〕 二九、九〇〇	三・二	
目的變更	一	〔公稱〕 三三、五三三		
合計	三九	〔公稱と合計〕 二四、〇〇〇	一〇〇・〇	

備考 自昭和十二年十月十五日至昭和十四年六月三十日

要するに臨時資金調整法第四條以下に依る設備資金は、主に狭義の自己資金、即ち積立金其他會社自體蓄積した資金に依つて賄はれたと見る可きであり、未帰込徴収が之に次で重要性を持つて居る。此の二項を合算すると、設備資金認可許可總額の七割餘に達し、結局最近迄の處では、臺灣での生産擴充は有力な内臺既存大會社の自己資金に依る設備擴張に依つて大勢を支配せられたものの如く考へられ、茲にも臺灣經濟の本質の一端が示現せられ居るものを見る可きであらう。

二 銀行等資金運用令の推移影響 資金統制は、當初

外國爲替管理法並に臨時資金調整法に基くもの外は會社利益配當及資金融通令に依つて行はれて來たが、外國爲替管理法は其の名の示す如く對外國資金の統制であり、對內的資金の統制は専ら後者の二つの法令に依り行はれた。然して臨時資金調整法は、事業設備の新設、擴張、改良に要する資金即ち固定設備に要する資金の統制を眼目とし、最近迄運轉資金に關しては別段統制を加ふる事なく、一方會社利益配當及資金融通令に依る資金の統制も日本興業銀行のみに限定せられ、其他の金融機關は、適用外に置かれてあつた。然るに事變の長期化、戰時計畫經濟の進展に伴ひ、不急不要方面への資金流入を極力抑制する事が必要となり、その爲に銀行等資金運用令が生れたのであり、從來の會社利益配當及資金融通令は之に改廢統合せられたのである。

本令は、内地に於ては昭和十五年十月二十日より施行され、臺灣は些か後れて十一月五日より之が實施を見た。同令の内容は凡そ三項目に大別し得るが、先づ其の第一は資金運用計畫の調整で、金融機關の資金運用計畫を政府の資金統制計

畫に適應させる爲、政府が金融機關より報告を徴して之を適宜變更し得る事にしたのである。第二は運轉資金其他の流動資金の貸出調整を圖る點で、本令の眼目でもあるが、從來稍もすると所謂流動資金として融通を受け乍ら、之を設備資金に流用し、或は投機、思惑、買溜等の好ましくない用途に充てる等の弊害があつた爲、之を嚴に抑制し、本來の流動資金貸出の調整を圖らんとするものである。第三は資金融通の命令で、從來「會社利益配當及資金融通令」の中に規定されて居た日本興業銀行に對する所謂融資命令と同趣旨の規定となつてゐる。

扱て斯かる運轉資金の統制を目的とする銀行等資金運用令が本島に實施された以後の推移影響は如何であるか。十五年十一月以降今日迄其期間は僅か一年餘ではあるが、其の實施影響は自ら分明に現はれて來る筈である。然し乍ら茲に於いても本令が國家の資金計畫と一聯をなす關係上、其の推移を端的に表示する統計資料を公表し得ないのを遺憾とする。以下臺灣銀行資料の一部から、全體の趨勢を察知するに止め度い。但し本統計は臨時資金調整法施行以降作成された調査であり、本表に所謂運轉資金の名稱は資金調整法に規定する設備資金に對照する意味に於いての運轉資金であつて、十五年十月實施の銀行等資金運用令に規定する運轉資金とは必ずしも一致しない點がある。

臺灣銀行の事業別運轉資金貸出調 (單位千圓)

事業別	昭和十四年末		昭和十五年末		昭和十六年末	
	残高	百分比	残高	百分比	残高	百分比
銀行業	一、六六六	一〇〇	三、九六六	三三・七	三、一〇一	一九・七
工業	四〇、三六〇	二・五	六三、八八五	三・七	一、一五五	一・五
農林業	一五、〇一五	一・一	一六、二九二	一・四	一五、〇三三	一・〇
水産業	四、二九〇	〇・三	七、七七一	〇・七	五、七五五	〇・四
交通業	四〇、三六〇	三・〇	六、五五五	〇・六	九、五五一	〇・七
商業	二六、三七七	一・九	四三、三六	三・六	四一、六九七	三・〇
其他	三〇、八八一	二・三	三三、六六一	二・九	五三、四三〇	三・九
合計	一、〇〇〇	一〇〇	一、一七三	一〇〇	一、五七三	一〇〇

合計 三九、九四 100 100 三三、八八 100 114 147、二六 100 110

右表に據ると、臺灣銀行の運轉資金放資は事業別に於いて工業部門が連年首位を占め、次いで商業放資が二位となつて居るが、今兩者の増加趨勢を辿るに、昭和十四年末の二千八百萬圓より十五年末一躍四千三百萬圓に躍進した商業部門が、爾後銀行等資金運用令の實施と共に十六年度は足踏み状態を始めたのに對し、工業部門は依然堅實なる足取りを以て増加趨勢を辿り、銀行等資金運用令實施後の十六年度に於いても、前年に比し尙五百萬圓の増加を示して居る。其他の事業が、十五年より十六年にかけて二倍以上の躍進をなしたが、此の内譯増加の主なるものは、總督府の米管運用資金五百萬圓増、各州米穀納入一千六百萬圓増等であり、何れも米穀關係の特殊需要に基くものである。斯くて其の他公表せられざる資料等を參酌し、銀行等資金運用令實施後一ケ年の推移影響の遠觀的な觀察としては、本島に於いても運轉資金の供給は、一部不念不要資金を含んだ從來の自由主義的方向から、眞に國家の要請する時局資金供給の線へ、大きく角度轉換をなしつつあること疑を容れない處である。

第二項 公債消化政策

公債消化を主要目的とする金融統制は、事變勃發以來、内地では概ね次の如き方法で行はれて來た。即ち

- 一 資金の蓄積—貯蓄獎勵、消費節約
- 二 資金の調整—臨時資金調整法、銀行等資金運用令
- 三 低金利政策—預金利子の引下及銀行合同
- 四 金融機關への公債割當

等で、斯くの如き基礎政策は直に臺灣にも適用されたのであるが、是等諸政策が臺灣では如何に具體化され、又推移しつつあるかを見るに、第一の資金の蓄積に關しては後述の貯蓄獎勵の項に譲り、第二、資金の調整は前説資金の統制に於い

て十分織り込まれてあり、茲には第三の低金利政策推移及第四金融機關への公債割當に就いて述べたいと思ふ。

一 低金利政策 尤大なる公債の累加を控へて、公債の利率は政府將來の負擔を輕からしむる爲、之を出來るだけ低位に置かねばならぬこと勿論であるが、一方之を消化部面から見る場合に、公債利廻以上の好放資利廻を其儘放置しては到底消化對策の完遂は期し難い。そこで公債利率を三分五厘の低位に決定すると同時に、他の一般金利も可及的引下げる事が考慮された。其の政策の中心は謂ふ迄もなく預金利子の引下である。

定期預金協定利率 (年利、單位分)

臺灣		東京			
改訂年月	甲種	乙種	改訂年月	甲種	乙種
昭和九年六月	四・〇	四・四	昭和九年六月	三・七	四・〇
昭和十年九月	三・九	四・一	昭和十一年四月	三・三	三・五
昭和十一年四月	三・五	三・七	昭和十一年四月	三・三	三・五
昭和十四年十一月	三・四	三・六	昭和十五年二月	三・三	三・四

本島に於ける是等政策實施後の預金利子状況は如何に推移したか。先づ銀行部門に就いて見るに、昭和九年六月、東京銀行集會所預金協定利率改訂當時の島内銀行の定期預金率は、甲種四分、乙種四分四厘で、内地の甲種三分七厘、乙種四分に對し三—四厘の鞘を有して居り、公債

利率三分五厘に比し五—九厘上廻つて居つたが、低金利政策の強行と共に漸次引下げられ、左記段階を経て現在甲種三分四厘、乙種三分六厘となり、先づ公債消化の一應の目標は達成せられた形となつた。然し之を内地に於ける甲種三分三厘、乙種三分四厘に比すれば、今一息の努力が必要と思はれる。

信用組合貯金金利調 (百分比)

年	昭和十一年末	昭和十四年六月末	昭和十五年八月末
三分臺ノモノ	二	四	三
四分臺ノモノ	三	三	三
五分臺ノモノ	三	三	二

次に信用組合の金利であるが、從來本島の信組金利は銀行金利から遊離し、土着金利の特異性を有して居り、一般金利趨勢には甚だ鈍感であつたが、當局の繼續的な努力に依り最近は左の如き低落振りを示して居る。現在に於いては一般的には更に低下されつつあると思はれるが、未だ一部には相當

六分毫ノモノ	三三	二	一
七分毫ノモノ	八	一	一
計	100	100	100

高率を維持するものあるを免れず、随つて之が爲信用組合方面に於ける公債消化、延いては公債の大衆消化に支障があるので、總督府金融當局では、組合金利の目標を島内乙種銀行

預金協定利率並に置き、各州、廳毎に協定をなさしめ、以て金利引下を徹底せしむる方策を採つて居る。
 二 金融機關への公債割當 公債消化の方式は、直接大衆消化と國民貯蓄を源泉とした預金部並に金融機關の公債投資の両面から其目的を達せんとするにあるが、現在の實情よりすれば、公債消化の大部分は銀行、信託會社、保險會社、産業組合等の金融機關及預金部等の引受により行はれて居り、内地に於いては大體國債發行額の八割は夫等金融機關の手に依り消化せられて居る。

支那事變以來の臺灣の國債消化調 (昭和十五年末)

島内に於ける保有増加額(備考表参照)

郵便貯金の國債轉化額	約 170,000千圓
生命保險料の國債轉化額	約 28,000千圓
計	約 198,000千圓

臺灣に於ける事變以來の國債消化額は正確なる資料を缺くが、之を島内に於ける公債保有増加額、郵便貯金の公債轉化額(預金部資金にて公債買入の内、島内郵便貯金相當額)生命保險料の國債轉化額(内地保險會社にて公債買入の臺灣保險料相當額)に就いてのみ考慮すれば、上表及左表の如く二

億一千萬圓となる。

本島國債保有高概況 (單位千圓)

銀行別	昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年		昭和十五年	
	年總額	增加額	年總額	增加額	年總額	增加額	年總額	增加額
特別銀行	八、二九	九四、七〇	八四、九四	二九、六六	三九、九三	一六、四六	一六、八三	五、二九
普通銀行	三、三三	一九、五三	六、二九	四、九一	二九、三六	五、五九	四、六四	四、三六
貯蓄銀行	五、〇九	六、三三	二、七三	三、八八	六、八五	二、八七	五、二八	一、二八
計	16,71	110,56	17,86	111,07	51,17	51,27	27,76	21,33

右の内金融機關の國債消化額は、島内保有増加額の内の一億八百萬圓と、郵便貯金、生命保險料の國債轉化額を加へた一億五千萬圓となり、總消化額の七一%を占めて居るが、更に金融機關内譯に於いては、銀行の公債消化協力が顯著であり、島内保有増加額の六一%、總金融機關消化額の六九%を占める。然して本島銀行の國債保有量の預金額に對する割合を全國平均と對比する時は、左表の如く各銀行とも比率高く、僅に貯蓄銀行の保有量が若干劣つて居るに過ぎない。隨つて概括的に論ずれば、本島各銀行の國債消化への協力は、全國的水準よりも優つて居るものと謂ふことが出来る。

銀行預金對比國債保有高 (昭和十五年十一月、但し本島は十二月、單位千圓)

銀行別	全國		本島	
	預金	國債	預金	國債
特殊銀行(日銀を除く)	1,335,699	1,025,696	1,180	1,26,338
普通銀行	3,333,821	3,711,333	1,86,474	33,599
貯蓄銀行	4,333,197	2,500,779	3,333	1,687
計	9,002,717	7,237,808	3,000	3,06,834

次に産業組合の國債消化狀況を見るに、昭和十二年末の國債保有量五十萬圓に對し、昭和十五年九月末に於いては五百萬圓に達し、約十倍の激増振りであるが、尙貯金總額一億七千萬圓に對しては僅に三%六に過ぎず、當局の方針もあること乍ら、國債消化に對しては前項金利水準の引下と共に今後の努力が要望される。

第三項 貯蓄奨励

謂ふ迄もなく生産擴充と公債消化の源泉は一にかかつて國民貯蓄にあり、之が爲め金融統制は重要國策の一として益々強化されつつあること既に述べた通りであるが、同時に國民貯蓄の増強は他方に於て戦時下兎もすれば誘發し易き悪性インフレの抑制となり、其施策の成果如何は今や國家的關心事である。

内地臺灣貯蓄目標額並実績表

年度別	内地		臺灣	
	目標額	実績	目標額	実績
昭和十三年度	八十億圓	七十三億圓	五千萬圓	一億圓
十四年度	百億圓	百二億圓	一億圓	一億五千萬圓
十五年度	百二十億圓	百二十八億圓	二億圓	二億圓
十六年度	百七十億圓		二億八千萬圓	

斯くて政府は、國債の發行計畫と生産擴充計畫とを脱み合せて毎年貯蓄目標額を設定し、之が完遂に努力し來つた。即ち昭和十三年度目標額八十億圓、十四年度百億圓、十五年度百二十億圓、然して昭和十六年度に於ては百三十五億圓と定められ、大東亞戰勃發と共に一躍百七十億圓に改訂引上げられたのであるが、臺灣に於いても之に對應して昭和十三年度五千萬圓、十四年度一億圓、十五年度二億圓、然して昭和十六年度に於いては二億五千萬圓、大東亞戰勃發と共に二億八千萬圓と改訂、内地に比し累年相當大幅の引上を行ひつつ、之が完遂に邁進し來つた。其實績は左表の如く大體所期の目標を達成し、我國經濟力の偉大さを物語ると共に、官民一致統後認識の徹底を遺憾なく表示して居る。

臺灣に於ける貯蓄奨励運動は内地のそれと歩調を揃へ、昭和十三年六月より差當り左の如き具體的方策の下に開始された。

貯蓄奨励の具體的方法 (昭和十三年五月府議決定)

一 國民貯蓄奨励の總旨徹底 國民貯蓄奨励は國民精神總動員運動の一部として實施し、之が趣旨の徹底を圖り、其の具體的方

法としては左記に依ること

- (一) 講演會の開催
- (二) 新聞雜誌に依る宣傳
- (三) 宣傳冊子の發行
- (四) ポスター標語の配布
- (五) ラジオに依る宣傳
- (六) 映畫に依る宣傳
- (七) レコードに依る宣傳
- (八) 學校に於ける宣傳
- (九) 博覽會、展覽會に於ける宣傳

二 本島に於ける貯蓄増加の目標 本島に於ける今後一年間に増加する事を要する貯蓄額は自然増加を合して五千萬圓程度を目標とし内二千萬圓を大體戸税賦課標準生産額に比例して各州、廳に割當つる事

三 國民貯蓄の具體的方法 國民貯蓄の具體的方法としては左記何れに依るも可なること

- (一) 國債證券及貯蓄債券の直接買入
- (二) 銀行預金、郵便貯金、産業組合貯金、無盡掛金
- (三) 各種生命保險及郵便年金への加入

四 國民貯蓄の實行機關 官公署、銀行、工場、各種團體、町會、部落會等に新たに貯蓄組合を設置し又は既設組合を利用して貯蓄の實行を爲さしむ

五 死蔵金の活用

六 國民貯蓄奨励功績者表彰

第一節 第八章 金融統制の推移

累年貯蓄目標が引上げらるるに伴ひ、金融當局は漸次施策を擴充し、十六年度に於いては左記貯蓄奨励要綱を掲げて、貯蓄報國に邁進して居る。

昭和十六年度本島國民貯蓄奨励要綱

興亜の大業達成の爲、あらゆる障害を排して高度國防國家體制の確立を圖るは我國既定の方針なるが、其成否は戰時財政經濟の運行如何にかかる所蓋し大なるものあり。昭和十六年度に於いて國債の消化及生産力の擴充に對する資金は引續き巨額に上る見込なるを以て、之が供給を確保し、且通貨膨脹を抑制して國民生活の安定を圖る爲には、國民貯蓄増強の要、愈々緊切なるものありと謂ふべし。

島民は此の際現下内外の諸情勢を正視し、一層生産を増大し國民所得の増加を圖ると共に、生活の緊縮を行ひ以て貯蓄の實行に努め、時艱分擔の責務を全うするを要す。

仍て昭和十六年度に於ては、從來採り來りたる方策を繼續實施するの外、左記に依り一層貯蓄奨励の強化を圖り、以て成果の莫全を期するものとす。

第一 貯蓄目標額

二億五千萬圓（自昭和十六年四月一日至同十七年三月末日）

銀行預金	六五,000
金銭信託	一〇,000
信用組合貯金	三〇,000
郵便貯金	一〇,000
簡易保険及郵便年金積立金	一〇,000
無盡掛金	一,000
生命保険準備金	一〇,000
計	一二〇,000

説明 内地に於ける昭和十六年度貯蓄目標額は、同年度國債發行豫定額七十五億圓、生産擴充所要資金六十億圓を調達する爲、百三十五億圓と決定し、之が實現を期することとなりたり。而して之に對する本島貯蓄目標額は、本島の經濟力の外、産業の發達段階、其の他本島の特殊事情、並に從來の貯蓄増加実績等を勘案すれば、昭和十五年度と同様大體内地の六十分の一程度を適當とし、同年度貯蓄増加実績が二億圓に達する見込なるに徴し、其の二割五分程度増の二億五千萬圓を以て適當と認めたり。

私人の有價證券投資

七四,000

第二 貯蓄組合を通ずる新規貯蓄

一、貯蓄額三千五百萬圓 右は本島國民貯蓄目標額二億五千萬圓の内、貯蓄組合を通ずる新規貯蓄にして、昭和十五年度三千万圓に對し一割六分増にして、之を大體昭和十五年度戸稅生産額の比率等により、別表の通り各州廳に割當つるものとす。而して右貯蓄は新規増加たるを以て、例へば從來より爲し來れる貯蓄を廢止若し減額して之に充つる等は許さざるものとす。

二、貯蓄組合を通ずる貯金より生命保険料及郵便年金掛金拂込に關する件 前年通り一組合員に付き保険金額二千圓以下は自由之を認むること。（但し民營保險料拂込は本年度を含み三年間のみ）尙郵便年金掛金の拂込は自由之を認むること。

第三 貯蓄奨励其他の方法

- 一、國民貯蓄主旨の普及徹底に關しては、一段と皇民奉公運動と緊密なる連絡の下に常時貯蓄報國の精神を鼓吹し、以て所期の目的達成に努むること。
- 二、金融機關の活動強化 各種金融機關は一層相互の連絡協調を圖ると共に、預貯金者に對する便宜供與の具體的方法を考究實施すること。
- 三、貯蓄に對する障害の除去 貯蓄心を阻害するが如き言動の一端を期すること。

因みに昭和十五年度迄の本島國民貯蓄目標及貯蓄増加実績の内譯は左記の如くである。

本島貯蓄増加額累年比較表（單位千圓）

區 別	昭和十二年度	自十三年一月至十三年十二月	自十四年四月至十五年三月	自十五年四月至十六年三月
銀行預金	一一,一八	一一,〇一八	一三,一七九	一三,一八四
金銭信託	(減) 三	一,〇一	三,三三	三,三三
信用組合貯金	(減) 二,三三	二,三三	四,七九	四,七九

第一部 第八章 金融統制の推移

郵便貯金	八二	八、九三五	九、一四〇	一一、四四〇
簡易保険	五八	一、〇三五	一、一三六	七、八〇九
無盡會社掛金	五六	一三	三六〇	一、〇一一
生命保險準備金	六、〇八三	六、八七七	九、六三〇	一七、八八八
私人の有價證券投資	一、四八六	三、八七九	五〇、八一九	三、〇〇九
計	三一、五二二	一〇八、三三三	一四一、三六〇	一〇〇、一三〇
國民貯蓄増加目標額		五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

第四項 金融機關の統制

臺灣に於ける金融機關の現況は、未だ一つの統制體系を持たざる分立状態に在りど斷じて大過はないと思はれる。即ち臺灣に於ける銀行は、中央銀行たる臺灣銀行と内地銀行の支店たる日本勸業銀行、及三和銀行並に地場銀行たる臺灣商工銀行、彰化銀行及臺灣貯蓄銀行と本來南支南洋に於ける金融を目的とする華南銀行から成立つて居るが、三和、勸業は其の金關係と營業條件から見て夫々別格的な存在であり、商銀と彰銀とは純然たる島内銀行であるが、最近預金の激増と放資の整備に依つて、必ずしも臺灣の資金的援助を必要としない状態となつた。唯華南のみが資本關係其の他から臺灣の子銀行の形である外、總じて島内各銀行間には殆ど有機的な連絡がない。従つて臺灣は本島發券銀行なるに拘らず、資金的な統制力に於いて薄弱の點あるに加へて、島内金融體系は更に島内下層金融上、最有力な信用組合が縦にも横にも系統化されて居ないことに依つて、益々一元的統制を困難ならしめて居る。但し十六年下期に至り、銀行間の連絡は後述する非常時金融對策に於いて、臺灣が中核的役割をとつた事から、其の相貌は稍々改められたし、又人的關係からも、最近に至つて相互の連絡が可成り確保せられつつある。

臺灣に於ける信用組合は、大正二年二月始めて施行された臺灣産業組合規則に依つて設立されて來たものであり、該規則は内地産業組合法の聯合會及中央會設立に關する條項削除の外、殆ど同趣旨の規定を踏襲して居るのであるが、信用組合の創設は左記理由に依り本島土着金融事情に適合し、殊に近年に於いて著しき發達を遂げ今や島内金融界一方の勢力を占むるに至つた。

- (一) 昭和七、八年以降信用組合の信用に對する一般の認識が高められ、且つ各地に於ける新組合の増設に依つて躍進的に其の業務を擴大して來たこと。
- (二) 臺灣の如く尙農業を以て主なる産業として居る處では、都市に於ける資金の蓄積少く、之に反して農村に於ける蓄積の重要性が相對的に大であるから、農業の進歩に伴ふ信用組合の發展も銀行に比して急速となつて居ること。
- (三) 近年に於ける農産物の好況と價格騰貴は、概ね其の資金が農村に撒布された爲に、農村信用組合の貯金を飛躍的に増加せしめたこと。

斯くて現在信用組合は其の組合數四百三十九を算し、貯金貸出總計は左の如く島内金融機關中第二位を占めるに至つた。各種金融機關の預金と貸出の占める割合 (單位千圓)

金融機關別	預金	百分率	貸出	百分率	摘 要
銀行	四〇、六三五	六三・四	五八、四九九	七三・三	昭和十六年末現在
信用組合	一八〇、五五五	二六・八	一四、〇八九	三・五	昭和十五年末現在
信託會社	八、七七七	一・三	七、八二四	一・二	昭和十六年末現在
郵便局	六四、三三五	九・五	一	—	昭和十六年末現在
合 計	六九三、九三三	一〇〇・〇	六九〇、八二二	一〇〇・〇	合大會の決議以來、近年に至り益々聯合

會設置の要望は熾烈となつた次第である。特に最近年に於いて其の要望を高からしめたものは、信用組合の餘裕金運用難に關してであつた。即ち前表に示す如く、貯金と貸出金の開きは三千六百萬圓であり、是等餘剰資金の大部分は、所謂餘裕金となつて再預金又は現金として所持せられて居るのであるが、之等餘裕金は信用組合が聯合會親銀行等の系統的上層

機關を持たない爲、夫々の取引先銀行或ひは他の信用組合に分散して預金される以外に方法なく、従つて效率的或は統制的な運用を困難とするのみならず、隔地間組合相互有無相通する資金移動すら困難な事情にある反面に於いて、信用組合に依つては他から借入の必要を生じた場合にも、其の借入先は夫々限られた銀行、或る場合には組合幹部個人、信託會社等に分離されることになり、其の金利も随つて自ら高率となるを免れない。聯合會設置の要望は、然し昭和十六年に至り遂に實を結んだ。即ち昭和十六年九月三十日附律令第七號に依る「臺灣産業組合規則中一部改正」が之であり、同改正規則に於いて始めて聯合會設置の條項が挿入せられたのである。今改正主要點を述べれば、

- 一 聯合會の設置 全島を通じ一個の聯合會となし、各産業組合の金融其他の諸事業を統合し、各州廳に支會を設け、之を通じ全島的に諸般の指導統制を爲すと共に、自治的監督を爲し得る權限を賦與することとした。又本島の事情に鑑み中央會は之を設けず、中央會に屬すべき事業をも聯合會をして行はしむることとした。
- 二 統制規定の設定 現下戰時經濟運営の完璧を期する爲め、各産業組合の組合員に對する統制權並に聯合會の各下級組合に對する統制權を規定し、又必要に應じ行政官廳に各産業組合及聯合會に對し、必要なる統制命令を爲し得る事とし、特に必要ある場合に於いては組合員に非ざる者に對しても統制力を及ぼし得ることとした。
- 三 役員の官選 従來役員は、各組合の總會に於いて組合員より選任し、之に對し行政官廳認可するの形をとつて來たが、今後計畫經濟に即應して組合の經營をなすには、克く皇國精神を體得し、且つ多數組合員に對し指導能力を有する者に非ざれば到底所期の目的を達することが出来ないことから、廣く人材を求め且つ有爲のものを其の地位に就かしむる爲、常務を擔當する理事は全部官選とした。
- 四 産業組合監査規定の設置 今後に於ける産業組合の圓滿なる發達を圖らんが爲には、常時自治的に監査せしむるの必要あるを以て、内地に於ける産業組合自治監査法と同様に之に必要な規定を設け、臺灣産業組合聯合會をして、之を行はしむることとした。

五 臺灣産業債券の發行 臺灣産業組合聯合會は、會員に對し短期資金を貸付くるの外、舊債償還、農業倉庫其他に對する長期貸付をも爲すに非ざれば所期の目的を達し得ざるべく、更に聯合會自體に於いても購買、販賣、利用事業を營むを以て、會員よりの貯金、自己資金及銀行よりの借入金等を以てしては資金の不足を生ずることあるべく、斯かる場合に對處し且つ聯合會の機能強化する爲、聯合會には臺灣産業債券を發行し得ることとした。

等であるが、斯くて多年の懸案たる聯合會設置問題も茲に一段落を告げ、島内産業組合は一應其の系統が組織付けられたわけである。然して右規則改正の實施期日は昭和十七年一月一日からであり、臺灣産業組合聯合會の開業は、諸準備の完成を見たる上同年四月末頃となるであらう。

以上信用組合の系統化に就いて概觀を試みたが、然らば一方本島銀行間の連絡統合は如何であるか。島内中央銀行たる臺銀を中心とする本島銀行間の有機的連絡は、從來一貫した組織がなかつたこと既述の通りであるが、斯くては戰時下本島に於ける金融業の使命にも悖る處ありとし、島内銀行並に産業組合を打つて一丸とする協同體の結成が、總督府金融當局に於いて十六年初頭より目論まれつつあつた様である。

然して之が誘因は、内地に於ける「全國金融協議會」に基底をなすとは謂へ、更に現實的に十五年度米穀の不作に基く本島金融異變を警戒しての對策でもあつたとも見得る。之が具體化して、十六年八月二十日、財務局長の招集に依り島内全銀行並に産業組合代表者集會の席上、財務局長より「年來の懸案である臺灣金融協議會の設置に就いては、愈々機が熟し、現下の經濟情勢下に於いては是非共各金融機關相互の連絡並に總督府との密接な連絡を圖る必要があるので、總督府としても此の際之が早急實現を期したい」旨の挨拶があつて、出席者全員賛意を表し、左記規約を作成し、茲に實質上「臺灣金融協議會」が誕生したのである。

臺灣金融協議會規約

第一、本會は臺灣金融協議會と稱す。

第一部 第八章 金融統制の推移

第二、本會は臺灣に於ける金融機關相互の密接なる連絡を圖り、内外事態の變移に即應し、金融運営の圓滑を期する爲、必要なる事項を協議すると共に、意見を臺灣總督府に上申し、若は總督府の諮問に答ふることを以て目的とす。

第三、本會は左記會員を以て組織す。

臺灣銀行、臺灣商工銀行、彰化銀行、華南銀行、臺灣貯蓄銀行、日本勸業銀行臺北支店、三和銀行臺北支店、臺灣産業組合協會。

第四、本會に會長を置く。

會長は臺灣銀行頭取とし會務を總理す。會長事故ある時は臺灣銀行頭取之を代行す。

第五、協議會は會長之を招集す。

會議に出席する者は會員たる各金融機關の代表者とす。

第六、本會の運営其の他必要ある事項は凡て會長に於いて之を定む。

第七、本會の事務所は臺灣銀行臺北本店内に置く。

以上に見る如く、本協議會は島内各金融機關の密接なる連絡を圖り、内外事態の變移に即應して有效なる對策を講ずるを主眼とするものであるが、此の連絡機關は會長協議事項の決定(第六)本會事務所(第七)の點より參酌し、臺銀を中心とした連絡協議會なることが窺知される。即ち臺銀を中軸とした各島内金融機關の連絡協議會であり、斯くすることが島内金融異變に對應する最も良策なりと考慮された結果であらう。

斯くて無統制に近い既往島内銀行は一應有機的な聯携を形成し、戰時下金融使命の達成に一路邁進しつつあるのである。

第五項 非常時金融對策

所謂非常時金融對策は本島に於いては、二つの異なつた事態を對象として用意せられたものである。即ち其の一は、十

六年度初頭に於いて前年度農作物、主として米の不作に基く預金減、之に加へて國際關係の險惡から日米開戰説等が作因し、島内金融異變を惹起せんとする趨勢を懸念しての對策であり、其の二は周知の如く大東亞戰勃發と同時に發表せられた政府の金融非常施策である。

本島經濟が未だ米糖二大産業を根幹として居ることは、本書當該篇によく指摘されて居る通りであるが、其の二大産業の一たる米が砂糖減産と並行して昭和十五年に於いて七百萬石臺と云ふ不作に當面し、既往各年の九百萬石臺の實績から見て容易ならぬ問題を招來した。今之が理由を詳述する自由を持たないが、此の不作は昭和六年以來の十年振りの惡記録であり、之が如何に臺灣經濟、特に農村經濟に影響したかは、概念的にも納得出来ることと思ふ。當然の結果として斯かる不作の影響は、不均衡なる農業資材の騰貴と共に、十六年初頭の農村收支を最惡の状態に迄追込み、結果は毎年累増を續けつゝあつた金融機關預貯金に季節的逆調を示現し、異常の減少方向を辿らせた。

銀行預金調 (單位千圓)

昭和十六年 昭和十五年 昭和十四年 昭和十三年		昭和十六年 昭和十五年 昭和十四年 昭和十三年					
前年 末	三六、八七七	三三、一九三	二四、九一六	前年 月	一八〇、四五五	一六、三四三	二三、四三三
一月 末	三三、五五六	三三、八九〇	二五、九三三	一月 末	一八一、六六二	五九、九三三	一九、三三三
二月 末	二四、三三九	三〇、〇三三	二五、一三三	二月 末	一七五、九三三	二〇、八三三	一六、〇三三
三月 末	三三、〇三三	三〇、〇三三	二五、一三三	三月 末	一七三、一三三	二九、九三三	二九、〇三三
三ヶ月の増減	減二八、八三三	減四、七三三	増二、七三三	三ヶ月の増減	減七、三三三	増三、五三三	増五、五三三

信用組合貯金調 (單位千圓)

即ち銀行預金に於いては、十六年初頭僅々三ヶ月に二千八百萬圓を減少し、信用組合貯金は例年増加季にも拘らず、七百萬圓の減となつて居る。斯かる主要産業の凶作に基く島内預金減の傾向は、又當時巷間に流布されつゝあつた日米開戰に刺戟されて、島内一部の者が非常時資金手當、食糧、被服の買溜貯蓄等を潛行的に行ひつゝあつたと思はることに依り、更に拍車され、之が更に進展すれば、不測の動機から島内金融に一大波瀾を惹起するやも圖り難いとの懸念が持たれ

たのも已むを得ない成行であつた。

斯かる情勢に當面して、總督府金融當局並に臺銀内部に於いても内々諸般の對策が考究せられ、用意された次第であるが、其れ等の内容は直接に關係がないものが多く、且つ解説を差控へた方が其の後の成行から考へて穩當の様にも思はるるので省略するが、實質的には十六年初頭に於ける經驗乃至準備が以降本島に於ける金融統制の指導原理に貴重な資料を提供したことは否み難い。考へ様に依つては、上述表面に現はれた施策そのものよりも、内在的な指導原理の方が、寧ろ十六年中に於ける金融統制を特色付けたものとも云ひ得る。

斯かる意味に於ける非常時金融對策は、然し、萬全に準備されたに拘らず、幸ひな事に四月より漸く恢復症狀を呈し、爾後平靜を維持すると共に、十二月大東亞戰勃發後の懸念された金融不穩も緒戦に於ける皇軍の赫々たる大戦果に依り杞憂に終つたことは、戦時下の金融を擔當する者にとつて何よりの心強いことであつた。

次に大東亞戰勃發後の非常時金融對策であるが、皇國未曾有の困難來を思はせる大東亞戰勃發と共に、戦時下金融安定の重要使命を帯ぶる金融當路者の念頭を直に往來したものは、金融異變を未然に防止する對策であつたらう。近代兵器の停止する處なき進展に伴ひ、戰場は國土内に迄延長せられ、戦線統後の區別全くなき今日に於いては、假令軍備に絶對自信を有する日本としても、不測の間隙を縫うて敵機の來襲もあり得るものと思はねばならぬ。斯かる際金融機關の破損若くは預金證憑類の滅失、或は非常時資金手當等を憂慮する一群が、自己保全の爲に預金取付を開始せんか、此の波動は更に大なる波瀾を捲き起さずには置かない。斯かる金融の動搖混亂は、延いては生産擴充、國債消化に大きな間隙を生ずることになり、それでもなくとも戦時下金融の動搖は、戦争遂行に一大支障を來す可きこと當然である。

政府は然し夙に此の點を憂慮し、豫め萬全の對策を講じて居た。即ち大戦勃發するや、早くも當日大藏大臣談を以て非常時金融對策の發表を行つたのである。此の對策は全國的な強力施策であり、統制金融の極致である。従つて當然帝國領土の一環たる臺灣に於いても、同じ要綱の下に直に施行された。今發表要綱の主なる點を擧ぐれば

- 一 預金引出に關する對策 政府は如何なる事態が起つても絶對に預金の支拂を制限しないのみならず、日本銀行、朝鮮銀行及臺灣銀行をして積極的に支拂資金を供給せしむる。又必要なる場合には、是等三銀行をして銀行其他金融機關の預金債務の支拂を保證せしめ、預金者に毫末の不安を與へない様萬全の措置を講ずる。
- 二 戦災被害者の金融機關に對する債務の處理 爆撃等に依つて、直接間接に損害を受けた爲めに、被害地區内に營業所等がある者の振出した手形等が不渡となり、或は、是等の者が金融機關から借入れて居る資金が償還不能となる恐れがある様な場合には、之等の手形等に對して金融の途を附ける爲、日本銀行、朝鮮銀行及び臺灣銀行から右手形の再割引等の方法に依つて、積極的に資金の融通を圖る。
- 三 緊要産業に對する金融的保證 緊要産業を營む事業會社が、戦争の影響を受けて遽に信用の低下を來し、金融機關等から貸出金の回収を受け、之が爲、延いては經濟不安を醸成して生産力の低下を來す恐れのある場合、日本興業銀行又は日本勸業銀行をして、其貸出金の肩替又は保證をなさしめ、産業界の安定を維持せしむ。
- 四 罹災地及避難先に於ける生計維持資金確保等の爲の預金の簡易支拂 金融機關の店舗が爆撃を受け、又は、被害地區内の住民が他の地區に立退いた等の結果、預金者が從來取引して居た金融機關との連絡を斷たれ、預金の引出しが出來なくなる様な不便を除去する爲に、廣く一般の銀行をして大藏大臣の指定した地區内に在る他の銀行其他の金融機關の預金債務を引受けしめ、又一ヶ月三百圓以内の代拂せしむることに依つて、被害地區内の預金者を保護し其の生活に不安なからしむ。

以上は當時政府の方針として決定し、且つ準備を了した國內非常金融對策の主なる點であるが、是等の措置に就いては夫々國家總動員法第十一條に依る資金の融通又は債務の保證命令を活用する立前であり、本島に於いては臺銀が大藏省の指示を受けて一切の措置を引受けた次第である。

扱て斯かる對策の用意に不拘、大東亞戰開始直後の本島金融情勢は如何であつたか。我が陸海軍の偉大なる大戦果と共に、準戦地帯たる本島に於いてすら島民は孰れも平靜を維持し、微塵の金融不安を伴はなかつたことは特筆大書す可きこと

とであつて、此の時を期して更に報國の決意を固め、國民貯蓄は更に増強の一途をさへ辿りつつあることは、島民の時局認識の徹底から來ることであるが、一面に於いて國家的な金融統制が如何に金融の圓滑な運営に必要であるかを如實に示したものと云ふ可きである。

第五節 結 言

以上本島に於ける金融統制の推移、特に十六年度のそれについて述べて來たが、之を要言すれば、戦時下に於ける金融統制は一切の基準を生産擴充資金の供給、公債消化の二點に置き、之を目標として資金統制、貯蓄奨励等の諸對策が講ぜられ、又此の線に沿つてのみ金融機關の整備統合も考へられるのであるが、本島に於いても金融諸施策は概ね内地のそれを踏襲し、之に追隨し來れること、蓋し日本經濟の一環として當然の推移であらう。

唯最後に附言し度いことは、其れにも不拘昭和十六年度に於いては、本島としては金融統制は未だ明白な実績を示現して居ないかの如く觀測せらるる點である。資金統制の部門に於いて不要不急資金の抑制と云ふことは、可成りの程度に於いて一般資金市場を壓迫し始めたが、未だ遊休資本の動員といふ積極的部門に迄は、成果が十分には及んで居ない。之は本島の連年に互る受取超過が、偶々前述の如く十六年度初頭に於いて前年度米糖不作の影響を受け、稍々停頓したと云ふ内面的な原因に基くことでもあるが、本質的には金融統制の効果が一元的機構を通じ得なかつたことに起因する。

残された問題は、本島金融機構の一元統制化と云ふことであり、産組聯合會の急速なる活動開始、金融統制團體令に基く強力な地方金融協議會の結成、或は又金融事業整備令に依り島内金融機關の整備統合等の問題が解決せらるる迄の過渡的推移として考へる限りに於いて、十六年度の金融動向並に金融統制の推移は我々にとつて示唆する點が甚だ多いが、之を切り離して考へれば、未だ十六年度に於ける金融統制は期待を十七年度に繰越し、實績總じて低調を免れ難い。本篇のこの意味に於いて、過渡的記録として何等か役立つ處があれば、筆者の目的も之に盡きる次第である。(金子滋男)

第九章 財 政

序説——決戦態勢に依る臺灣財政の概観——昭和十七年度豫算編成方針。歳入——總説——租税——官業收入——專賣收入——公債繰入金。歳出——總説——軍事費並に軍事と密接不可分の施設に關する經費——防空及國土防衛に關する經費——戰爭目的遂行に關する經費——食糧確保其他國民生活の安定に關する經費——南方施策に關する經費——計畫經濟の遂行に關する經費——事業の増進其他既定計畫の遂行に關する經費。臺灣財政の特殊性——總説——官業收入に依存する歳入の脆弱性——臺灣の地理的條件に依る歳出の膨脹——軍事費の負擔。

第一節 序 説

第一項 決戦態勢に依る臺灣財政の概観

支那事變勃發を契機として臺灣の財政は著しい躍進を續けて來た。事變勃發前の昭和十二年度の豫算に比較すると昭和十七年度豫算に於ては近々五ヶ年間に實に二倍半餘の膨脹を遂げてゐるのである。斯くの如く著しい歳計の膨脹は如何なる原因に基くものであらうか。もとより最近の物價騰貴が財政の膨脹に及ぼした影響は少くないであらう。然しやはり根本的原因是戦争遂行の爲に必要缺くべからざる經費として、軍事費以外に防空施設の強化、生産擴充の促進、國民生活の安定、重要食糧品の増産確保及び各般の統制經濟遂行等に要する經費が著しい増加を見て居る爲である。尙この外臺灣の

第一表 支那事變勃發後に於ける豫算額調(單位千圓)

年度別	臺灣總督府特別會計	同指數	臺灣米穀移出管理特別會計	臺灣官設鐵道關係資金特別會計	合計
昭和十二年度	一三三,九〇六	100	—	—	一三三,九〇六
昭和十三年度	一九一,六四四	一七	—	—	一九一,六四四
昭和十四年度	三二七,七八	一	六,三〇〇	—	三三三,〇八八
昭和十五年度	二八一,四七	一三	三九,四四	—	三二〇,九二三
昭和十六年度	五四四,一五二	三九	三三,九三三	—	五七八,〇八五
昭和十七年度	四二五,五五〇	三六	三三,九三三	—	四五九,四八三

は有力に右に關する事情を物語つて居るものと言へよう。
尙詳細に付ては第二節以下に述べる事とする。

第二項 昭和十七年度豫算編成方針

昭和十七年度豫算は緊迫せる現下の情勢に鑑み左の諸點に留意して編成せられたるものである。

- 一 新規計上すべき事項は左の諸項に限ること。
 - (一) 軍事費其の他軍事と密接不可分の關係にあるもの。
 - (二) 防空其の他國土防衛上必要な施設。
 - (三) 其の他戰爭目的遂行の爲必要缺くべからざる施設。
 - (四) 食糧確保其他國民生活安定に要する施設。
- 二 既定經費に付ても以上の觀點より之を再検討し、徹底的削減を爲すこと。

地理的條件より來る特殊使命の達成の爲に要する經費も見逃してはならない。即ち帝國の南方政策の基地として軍事的並に經濟的諸施設の急速なる實現が之である。右は昨年十二月大東亞戰爭勃發するや益々其の必要を痛感せられ、一般會計に於ける昭和十七年度豫算は十六年度に比し寧ろ減少の傾向を示しつゝあるに反し、臺灣總督府特別會計に於ては依然として會計の増大を來しつゝある

- 三 資金、物資及勞務供給の現状に鑑み豫算の編成に當りて資金、物資、勞務等の動員諸計畫との合致に努むること。
- 四 軍事費以外の經費の中重要な政策に關するものに付ては豫め國策の綜合的遂行の見地に於て閣議に於て之を先議すること。
- 五 歳入見積の適實を期すると共に租稅其の他普通歳入増加の方途を講じ一般歳入補填公債は之を抑制すること。
以上を通覽するに昨年度に比して著しく異つて居る點は本年度は専ら戰爭遂行に直接關係あるものの外原則として新規豫算の計上を見合せた事であり、次に重要な政策に關するものに付ては豫め事項の適否を閣議に於て先議する事により強力なる國策の統一化を圖つた事である。更に注目すべき點として本年度は前年に比して一層精密に資金、物資、勞力の供給關係を考慮検討した事である。特に物資に關しては從來稍もすれば兎角形式に流れ勝ちの傾向にあつたのであるが、十七年度豫算編成に當つては慎重なる検討を遂げ、重點主義により物資の節約を圖ると共に、所謂既定經費に付ても相當大幅な削減を斷行したのである。

第二節 歳入

第一項 總説

昭和十七年度臺灣總督府特別會計の歳入總額は四億一千五百九十五萬餘圓であるが、其の内收入の大宗を占むるものは依然として官業收入であり、全收入の五七%を占めて居る。之に次ぐものは租稅收入の二四%であり、内地に比し全く逆の比率を示して居る現狀である。もとより收入の大半を官業收入に依存する事は一面經濟界の變動による影響を直接蒙るといふ危険性が大であるが、他面民度の低い地方に於ける特殊的現象として有利なる點もあり、未だ當分の間此の傾向は續くものと考へられる。

以下項を追うて其の内容を説明しよう。

第二表 歳入内訳表 (昭和十七年度)

科 目	金額 千圓	割合 %
租 税 收 入	九八、八四〇	二二・〇
官 業 收 入	三三、七三三	七・二
公 債 收 入	二〇、五〇〇	四・九
米管特別會計より受入	二、〇〇〇	〇・六
米管積立金受入	七、七三三	一・八
其 他	四八、〇五五	一一・六
計	四三三、五〇〇	一〇〇・〇

租税収入は支那事變及び大東亞戦争に伴ふ數次の増税により近年飛躍的な増加を示し、第三表に示す通り昭和十七年度収入豫定額は九九、八四〇千圓に上り、昭和十二年度の二九、五六〇千圓に比すれば正に三倍餘の激増振りである。

右の中第七十七回帝國議會に提出せる増税は砂糖消費税、出港税、骨牌税、印紙税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税及び遊興飲食税の増徴であり、其の金額は平年度に於て約一四、〇〇〇千圓であり、次に第七十九回議會に提出せるものは所得税、配當税、臨時所得税、特別法人税及び印紙税の増徴と、清涼飲料税、廣告税、及び馬券税の新設であり、其の金額は平年度に於て一九、七二〇千圓である。此の兩回に互る増税を比較するに何れも其の目的とする所は浮動購買力を吸収し、以て公債政策の圓滑化を圖らんとするものであるが、前者が其の大部分が間接税の増徴であるに對し、後者が主として直接税の引上に主眼點を置いて居るのは注目すべき處である。

以下各税目に付若干の説明を加へよう。

第三表 租税収入累年比較表 (單位千圓)

年 度 別	經常部	臨時部	計	指數	專賣益金	合計	指數
昭和十二年	二六、六七一	二、八九四	二九、五五五	一〇〇	二九、三三四	二八、九八〇	一〇〇
昭和十三年	二九、九一〇	二、八六八	三二、七七八	一一〇	三二、三三三	三〇、〇三三	一〇九

昭和十四年度	三三、四三三	四、六六三	三八、〇九六	一二八	三三、九〇九	三二、〇七九	一一〇
昭和十五年度	四一、〇九六	七、三三三	四八、四三〇	一六三	三八、九八八	三七、三六〇	一四八
昭和十六年度	四七、九一五	三、三三三	五〇、二四八	一七〇	四三、七七七	四〇、一七四	一七七
昭和十七年度	六八、一〇〇	三、二六四	九八、八四〇	三三〇	五八、〇六四	五七、九八〇	二〇八

第四表 第七十七議會に於ける増税調 (單位千圓)

	昭和十六年度	平年度
砂糖消費税	二四三	一、三三三
出 港 税	一〇	三三
骨 牌 税	一〇三	二六三
印 紙 税	一〇	五〇
通 行 税	一〇三	一、三三三
入場税及特別入場税	八三	三三
物 品 税	一〇一	一、五三三
建 築 税	五	三三
遊 興 飲 食 税	一、七三三	八、九〇一
計	二、〇九〇	一、〇〇〇

第五表 第七十九議會に於ける増税調 (單位千圓)

	昭和十七年度	平年度
所 得 税	八、九二五	九、九八三
第 一 種 税	四、〇七八	五、〇九八
第 二 種 税	三、一八	三、四三
第 三 種 税	四、三三九	四、三三九
配 當 税	一、六三三	一、七五九
臨 時 利 得 税	二、八八七	三、四四三
特 別 法 人 税	一、九	三三
印 紙 税	一、四三〇	一、四三〇
清 涼 飲 料 税	一、五三	一、六六
廣 告 税	二、七三六	二、九六六
馬 券 税	一、七、四八	一、九、七三〇
計	一七、四八	一八、七三〇

一 間 接 税

一 砂糖消費税 本税は明治二十九年律令第十一號を以て創設せられたるものであつた、當時は白糖百斤に付三十五錢、青糖は三十錢の税率であつた。其後明治三十四年に至り砂糖消費税法を臺灣に施行、爾來數度の増徴があつたが最近

(一) 砂糖	第一種 甲	百斤當	五・〇〇 ^新	三・〇〇 ^舊
	第一種 乙		七・三〇	五・八〇
	第二種 甲		八・〇〇	六・三〇
(二) 糖蜜	第三種		三・〇〇	一・〇〇
	第二種		一・六〇	二・三〇
	第一種		四・五〇	三・五〇
(三) 糖分			一〇・〇〇	八・〇〇
			一〇・〇〇	八・〇〇

對する需要が増し、其の輸入漸次旺盛ならんとする傾向にあつたのであるが、此種輸入酒は其の品質に於て殆ど臺灣産專賣酒と異なる所が無いので、臺灣酒類專賣令による酒類にして内地に移出し得るものの種類を定め、之等移出する時に内地に於ける造石税と同一の税率により課税し、以て支那酒輸入の防遏に資せんとしたのである。改正税率は次の通りである。

蘭 友 英	石膏	三・六〇 ^新	石膏	六・〇〇 ^舊
	三・六〇		六・〇〇	
玉 加 皮 酒	一・六〇		一・三〇	
	一・六〇		一・三〇	
糯 米 酒	一・五〇		一・〇〇	
	一・五〇		一・〇〇	
ホ ン カ ノ	三・六〇		一・三〇	
	三・六〇		一・三〇	
麻 雀	一組當	一〇・〇〇 ^新	五・〇〇 ^舊	
	一〇・〇〇		五・〇〇	
四 色 牌	一〇・五〇		〇・一〇	
	一〇・五〇		〇・一〇	
其 他	一・五〇		〇・二〇	
	一・五〇		〇・二〇	
記載金高三圓以下のもの	〇・五〇 ^新		〇・三〇 ^舊	
	〇・五〇		〇・三〇	

三 骨牌税 本税は明治三十五年内地税法を臺灣に施行したものであつて、其後課税物件の追加、税率の増徴等數度に互つて改正を見たのであるが、前次の増徴により税率は右の通りになつたのである。

四 印紙税 本税は明治四十一年律令を以て臺灣印紙税規則を設定せられたのが始まりであるが、大正十一年に至り

五圓	〇・〇〇	〇・一〇
十圓	〇・〇〇	〇・〇〇
二十圓	一・三〇	〇・六〇
三十圓	一・八〇	〇・九〇
五十圓	三・〇〇	一・五〇
百圓	六・〇〇	三・〇〇
百圓を超えるもの	六・〇〇	三・〇〇
百圓又は其の端數毎に	六・〇〇	三・〇〇
記載金額なきもの	〇・五〇	〇・三〇

つて、昭和十五年年度の改正に於て税率の引上げと、新に四十軒以上五十軒未満の三等乗客にも課税することとなり、尙愈行料金にも一割の課税を爲すことになつたものである。

六 入場税及特別入場税

(一) 入場税	第一種の場所 一人一回	〇・五〇 ^新	〇・三〇 ^舊
	〇・五〇未満の入場料	一・五〇	一・五〇
第二種の場所	回数、定期又は貸切の入場料	四・五〇以上	二・〇〇
	撞球場 入場料	三・五〇	一・五〇
特別入場税	麻雀場	三・五〇	一・五〇
	ゴルフ場	三・五〇	一・五〇

第一部 第九章 財 政

内地同様印紙税法を施行し其の後支那事變特別税法等により税率の變更を見て今日に至つたものである。今回の改正は物品切手に對する税率の引上であり其の率は上に示す通りである。

右に對し今回更に物品切手以外のものに對する全般的な税率引上げを行ふこととなつた譯である。

五 通行税 本税は内地に於ける通行税と略々同様である。

七 物品税 本税は昭和十二年北支事件特別税として創設せられ、爾來數度の課税範圍擴張を見、以て今日に及んだのであるが、今回の増徴は更に品目の追加、税率の引上及び免稅點の引下による増徴等を包含したものである。

八 建築税 本税は昭和十四年支那事變特別税法中改正に依つて、物品資材の消費抑制を目的として創設せられたものであつて、一構の建築價額一萬圓を超える住家、料理店、演劇場等を建築したる者に對して賦課するものであり、從來の税率は建築價格の百分の十であつたのを、前回の増徴によ

- 一人一回二、五未満の入場料 二五
- 一、五以上の入場料 三五
- 回数、定期又は貸切入場料 五

り百分の二十に引上げたのである。

九 遊興飲食税 本税は昭和十三年臺灣支那事變特別令に於て遊興税として創設されたものであつて、當初は臺灣に

於ける地方歳入に及ばず影響等をも考慮し、飲食には藝妓の花代にのみ課税したものであるが、此の種の消費は内地同様増大の傾向にあるを以て昭和十五年税率の引上げを行ふと共に今回の改正により課税の範圍を擴張し、單に花代のみならず、花代を伴はざる飲食及び旅館の宿泊料に至る迄一定限度を超えたものに對しては之に課税することになつたのである。

二 直接税

一 所得税 本税は明治四十三年勅令を以て内地に於ける所得税法の一部を施行し、初めて法人の所得に對し課税したのであるが、其後大正九年に所得税法改正さるるや臺灣に於ては特殊の立法を必要とする爲に、所得税法を廢止すると共に律令を以て臺灣所得税令を公布し以て之に代へたのである。然し乍ら其の内容は依然として法人に對してのみ課税する制度になつて居たのであるが、其後大正十年に至り律令を改正し、租税負擔の均衡上第二種及第三種の所得税を創設し此處に始めて今日に見る様な體形を整へるに至つた。昭和十

第一種所得税	新	舊
第二種所得税	百分の二〇	百分の一五
甲種		
國債の利子	百分の七	百分の二
地方債の利子	百分の一	百分の六
其他	百分の二	百分の七
第三種所得税		
(イ) 税率改正	百分の一	百分の〇六
最低税率	百分の六〇	百分の四六
最高税率		

二年の一般的税制整理に當つては、第一種所得税及第二種所得税に付ては臨時租税増徴法に準じ、第三種所得税に付ては臺灣特殊の事情に鑑みて夫々改正が行はれたのである。其の後昭和十三年、十五年の兩度に互り改正が行はれ、更に今

- (ロ) 免稅點引下 八〇〇圓 一、二〇〇圓
- (ハ) 扶養家族の控除を全所得者に及ぼす(現行三、〇〇〇圓以下の者)と共に新に醫療費控除の制度を設く(醫療費の百分の三控除)

二年の一般的税制整理に當つては、第一種所得税及第二種所得税に付ては臨時租税増徴法に準じ、第三種所得税に付ては臺灣特殊の事情に鑑みて夫々改正が行はれたのである。其の後昭和十三年、十五年の兩度に互り改正が行はれ、更に今

回の増徴となつた次第である。

今新税率を掲ぐれば左の通りである。

二 配當税

本税は昭和十五年律令を以て創設せられたるものであつて、内地の分類所得税の中の配當利子所得に相當するもので、配當率の大小に拘らず配當金の一割を控除したる金額の百分の九の税率を以て配當支拂の際支拂者が之を徴收し納付するものであり、今回の改正により税率百分の九が百分の一四に引上げられたのである。

A 法人

- (イ) 資本金額の年一割を超え基準利益率以下の部分
- (ロ) 基準利益率を超え資本金額の年二割以下の部分
- (ハ) 資本金額の年二割を超え年三割以下の部分
- (ニ) 資本金額の年三割を超える部分
- (ホ) 小法人

新 舊

新	舊
百分の三五	百分の二五
百分の五五	百分の四五
百分の六五	百分の四五
百分の七五	百分の六五

三 臨時利得税

本税は昭和十五年律令を以て施行せられたるものであつて、其後昭和十二年内地に於て臨時租税増徴法實施せらるるや、臺灣も之に順應して改正を行ひ更に昭和十三年十五年の兩度に互り内地に於ける臨時利得税法の改正に順應して大改正増徴を行ひ以て今日に至つたのであるが、今回の改正により更に増徴を見るに至つたのである。

- 前記 (イ)の部分
- (ロ)の部分
- (ハ)の部分
- (ニ)の部分
- (ホ)の部分

新	舊
百分の二五	百分の一五
四五	三五
五五	三五
六五	三五
一五	二〇
三五	三〇

四 特別法人税 特別法人税は昭和十五年内地に即應して律令を以て創設せられたるものであり、翌年之に一部改正を加へ特別法人の剰餘金に對し百分の五の税率を以て賦課するのであるが、今回税率を百分の十一に引上げると共に免稅點を廢止することにしたのである。

五 清涼飲料税 本税は今回新設せられたるものであつて左の税率により課税する事となつたのである。

玉ラムネ 一石ニ付 八・五〇
サイダー 二〇・〇〇

六 廣告税 本税も今回の創設にかゝるものであり、各種の廣告に對し料金の百分の十又は一定額の税率を以て課税することとなつたのである。

七 馬券税 本税も新に創設せられたるものであり、馬券を購買する者に對し一枚に付五十錢乃至七圓の税率を以て課税することとなつたのである。

第三項 官 業 收 入

臺灣に於ける歳入の大半は官業收入に依つて賄はれてゐるとは古くより臺灣の財政に對し加へられて來た批評である。勿論右は決して誤りではない。然し尙仔細に検討するならば其間に多分の疑問が生ずるのである。第七表に見る通り官業收入が臺灣歳入中に占むる地位は決して小さくはない。歳入總額に對する比率に於て年々低下の一途を辿りつゝありとは言へ、尙全歳入の五七%を占めてゐるのである。然らばその官業收入の中心をなすものは何かと言へば、夫は言ふ迄もなく專賣收入である。專賣收入は官業收入の五四%を占めて居るのであつて、右は理論的には寧ろ間接税に代るべきものであり、従つて此專賣收入を除外した官業收入の總收入に對する比率は僅に二六%で、爾く大なるものとは言ひ得ないのである。況んや此官業收入を財政上一般經費の財源として充當し得るのは其差益たる僅に一千數百萬圓に過ぎぬに於てをや。

以下順を追うて其の各々に付説明を加へよう。

第六表 官業收入増加額調 (單位千圓)

科 目	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度
專 賣 收 入	六、四三〇	六、九〇〇	六、九一〇	八、四七五	一〇、一七一	一三、八八四
鐵道及自動車收入	三、三〇〇	三、九六八	四、三六五	五、〇二二	六、七九五	七、八二五
郵便電信及電話收入	八、六六六	九、八〇八	一〇、七九一	一〇、三三三	一三、二四四	一六、〇三八
森 林 收 入	三、九〇四	四、八六四	六、八六〇	八、五二三	一〇、五六一	九、六五五
醫 院 收 入	一、二一八	一、〇三三	九一五	九八二	一、一四四	一、一九八
教 科 書 收 入	四四三	五三三	五九〇	七三〇	一、〇〇一	一、八三九
刑 務 所 收 入	二二四	四四三	四九四	九八四	八五五	九三〇
計	一〇、七六二	一六、五二六	一三、三三六	一六、一〇一	一九、四八四	二五、七五三
増 加 指 數	100	154	123	150	181	238

第七表 官業收入が歳入中に占むる地位

年 度 別	歳入總額	官業收入	歳入總額に對する同比率	專賣收入を除きたる官業收入	歳入總額に對する同比率
昭和十二年度	一〇、七六二	一〇、七六二	一〇〇%	四、〇三二	三七%
昭和十三年度	一五、〇一四	一〇、七六二	七二%	五、一六六	三四%
昭和十四年度	一〇、八三〇	一三、三三六	一二三%	六、三六九	五八%
昭和十五年度	一六、四七五	一六、一〇一	九八%	六、八四六	四一%
昭和十六年度	一五、四五一	一九、四八四	一二六%	九、五七三	六二%
昭和十七年度	一五、九五〇	二五、七五三	一六二%	一〇、八七九	六八%

第八表 官業純益金調 (單位千圓)

第十一表 内地酒一人當消費量 (單位升)

年度別	臺灣	朝鮮	内地
昭和十一年度	四・五五	三・九二	七・八六
昭和十二年度	五・八二	四・〇四	八・三〇
昭和十三年度	四・三八	一・五・七三	七・九
昭和十四年度	四・七一	三・三三	八・四
昭和十五年度	四・八三	不詳	不詳

第十二表 内地地煙草一人當消費量

年度別	臺灣		朝鮮		内地	
	紙巻本	紙巻本	紙巻本	紙巻本	紙巻本	紙巻本
昭和十三年度	三・七	一・九四	二・八三	六・六二	八・一	三・九
昭和十四年度	四・六	一・三	三・七	六・七五	六・七	三・三
昭和十五年度	五・〇五	一・八	(不詳)		七・〇	三・七

第四項 公債

臺灣財政に於ける公債金の受入は古くより専ら事業公債であつて、所謂赤字補填の爲の公債を發行した事はないのである。昭和十七年度に於ける公債金の受入豫定額は二〇、五〇〇千圓であるが、右の用途は鐵道建設費、鐵道改良費の一部新高港築造費及び大甲溪開發事業に要するものであつて、何れも所謂資本的支出に充當するものである。此の意味に於て臺灣の財政は極めて堅實な發達を遂げて居るものと言ふ事が出来る。公債に付ては第四節に於て再び觸れる機會があるであらう。

將來改善の餘地は多い。煙草收入に付ても酒收入と同様最近數次の値上げにより著しく收入金額の膨脹を示して居るのであるが、尙販賣數量の方面より考へても今後消費増加の傾向は多分に存して居るのである。

其の他の收入の中主要なるものは樟腦收入及び食鹽收入であるが、前者は大東亞戰爭勃發により其の主たる販路である從來の米國賣が全然其の途を鎖されたので昭和十七年度に於て收入激減を見て居るのである。食鹽收入は名稱は食鹽であるが實質に於ては工業鹽收入であり、年々臺灣に於ける工業鹽生産の順調なる發達に伴つて收入の増加を見て居るのであるが、尙該事業自體未發達の域を脱して居ないので其の收入も俄に大を期待し得ない現狀である。

第五項 繰入金

昭和十七年度豫算に計上せられたる繰入金の主要なるものは、米管特別會計より七、七三二千圓、同積立金受入二、四〇三千圓であつて合計一、一七五千圓を超えるのである。右の中米管特別會計より繰入れたる七、七三二千圓は昨年より米穀生産の確保並に出荷の促進を圖る爲、米穀生産者に對し石當二圓の奨励金を交付する事となつたので、其の經費の一部を米管特別會計より臺灣總督府特別會計へ繰入れて右の目的に使用する事になつたのである。

第三節 歳出

第一項 總説

臺灣總督府特別會計の年出豫算が支那事變以來急速なる膨脹を遂げた事は既に前述した通りであつて、昭和十七年度に於ては總額四一五、九四七千圓の巨額に達し、事變勃發當時の豫算に比較する時は實に二倍半以上の膨脹を示すに至つたのである。

今此の歳出を用途別に從ひ分類して見ると次の様になる。

用途別	金額 (千圓)	比率 (%)
教育關係經費	一七、六四四	四・二
産業關係經費	一、〇一三	二・四
鐵道事業經費	七、七三二	一八・七
通信事業經費	一八、四四六	四・四
土木事業經費	一八、五二九	四・五
第一部 第九章 財政		

右の中一見して最も目立つのは財務關係費一億四千八百萬圓であるが、此の中には前述した專賣事業に要する經費七〇、八三〇千圓が含まれて居るのであつて、之を差引くと七七、五〇六千圓となり、其中で更に他會計への繰入、即ち臨時軍事費の負擔四六、五六六千圓及び國債整理基金特別會計へ繰入七、一九五千圓と、更に第一、第二豫備金一四、二〇〇千圓及

るが、何分にも其の區間は基隆新竹間といふ極めて短いものであり、臺灣經綸に役立たしめる譯にゆかなかつたので、明治三十一年第十三回帝國議會の協賛を経て本格的に南北縱貫鐵道の建設に着手したのである。

然し乍ら當時に於ける臺灣總督府の財政は、新領土開發に必要な各種の基本的施設に多額の經費を必要としたにも拘はらず、内地一般會計は偶々日露戰爭其の他財政の急に應ずる爲臺灣に對する補充金を支出するの途がなかつたので、臺灣總督府特別會計は明治三十七年を以て内地より補充金を仰ぐ事を辭退し、専ら財政の獨立を圖つたが爲に、鐵道建設に於ても建設費を極度に節約するの外なかつたのであり、其後も財政に餘力が無かつたので、之が改良は極めて遅々として進まず、爲に鐵道は全般的に極めて脆弱なものとなつて居たのである。

然るに時宛も支那事變に遭遇し、帝國の南方基地たるの使命を達せんが爲には、鐵道の急速なる増強を圖る事の絶對的必要なるを痛感し、爾來年々多額の經費を費して臺灣鐵道の改良を圖つて來たのであるが近時諸資材の入手困難等の事情もあり、未だ十分なる擴充改良が行はれて居ないのは洵に残念である。

本年度の新規事業としては鐵道車輛の増備、線路の強化、通信設備の改良、荷役施設の擴充等であつて、何れも現下の時局に鑑み、鐵道輸送力の増強に直接密接なる關係を有するもののみである。

三 航空施設の整備（八二九千圓） 近時航空機の發達に伴ひ、臺灣は南方國際航空路の中心地たるの觀を呈し、就中臺北飛行場の如きは其の發着する航空機の數に於て、内地一流の飛行場と徑庭なき狀況なるに鑑み、各種航空保安施設の整備、及び各地に於ける航空氣象觀測施設の充實を圖る爲、新に八十數萬圓の豫算を計上したのである。

四 臨時軍事費の負擔 昭和十一年度より準戰時體制下にあつて母國財政の需要に應ずる爲、年々餘裕金の一部を臨時軍事費特別會計へ繰入れて來たのであつて本年度繰入額は四千六百萬圓の巨額に達した。右に關しては後節に於て再び述べる事とし此處には説明を省略する。

五 其他（三、九七一千圓） 右の外、縱貫道路の整備、港灣檢疫施設の擴充、馬政計畫の遂行及び軍事援護に要す

る經費等が五、七九九千圓である。

第三項 防空及國土防衛に關する經費

一 緊急防空施設の整備（四、四六九千圓） 臺灣に於ては其の地理的條件に鑑み、一朝有事に際し陸海軍の防衛に即應し臺灣防衛の萬全を期するは特に喫緊の要務たるを以て、昭和十七年度には特に四、四六九千圓の經費を計上し、以て之が對策に遺憾無きを期した次第である。其の主要なるものは防空通信網の整備、對爆施設の強化、及び防空法改正による防空監視設備の充實等であつて、尙此等の外に臺北市に對しては新に官設消防を設置し、防火に對する施設の強化を圖つたのである。

二 戰爭保險制度施行（二六千圓） 内地に即應して臺灣に於ても戰爭による災害に對し新たに保險制度を施行するの要あるに至つたので、之等に必要な經費二萬六千圓の計上を見た次第である。

三 其他事變下に於ける治安の強化を圖る爲之等に必要なる經費等相當多額のもの計上されて居る。

第四項 戰爭目的遂行に關する經費

一 臺灣の工業化促進（二二、六一九千圓） 時局の進展に即應して自主的國防經濟の確立を圖り、以て大東亞共榮圈の建設に寄與せんが爲には、臺灣の特殊的地位に基く綜合的計畫經濟の樹立を最も肝要とするのであるが、其の中でも臺灣が帝國の兵站基地として眞に南方政策の一助たらんが爲に最も緊急施設を要する事項は臺灣に於ける工業化の促進である。

臺灣は自然的條件に於て豊富なる電力に恵まれ、其の地理的條件に於て廣大なる南支南洋の工業資源に近接し、加之其の低廉なる勞力を以てすれば、臺灣の工業化は決して難事ではないのである。況んや此の必要は高度國防國家建設の要請

なるに於てをや。此處に於て歴代總督又必ず臺灣の工業化を其の政策の一に數へ、銳意之が促進を圖つた結果往年の農業臺灣は近年着々として工業化しつゝあるのは誠に喜ばしき次第と言はねばならぬ。

以下昭和十七年度の新規計畫事業を説明しよう。

(イ) 大甲溪の電源開發(一一、二〇〇千圓) 工業の開發に最も必要缺くべからざるものは電力資源の開發である。本島は其の特有の地勢と雨量に恵まれ、其の包藏する電力は極めて豊富低廉に開發可能なるを以て、新に大甲溪上流達見附近に高さ〇〇〇米の高堰堤を築造し、以て〇〇〇、〇〇〇キロワットの電力の供給を可能ならしむると共に、下流に於ける洪水の被害を防止し、併せて附近の土地改良用水、灌漑用水等を確保する爲に、其の第一期工事として總額〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓を以て之が工事に着手する事になつたのである。

(ロ) 工業獎勵(一六三千圓) 我が國に於ける唯一の熱帯地たる臺灣に其の原料を求むる各種纖維工業、合成樹脂工業の發達を助成する爲新に一六三千圓を計上したのである。

(ハ) 其他科學の振興を促進し、試験研究機關の充實を圖る等相當多額の經費の計上を見て居る次第である。

二 重要資源の増産(二、四一二千圓)

(イ) 石炭の増産(一、五一三千圓) 日滿支を通ずる石炭需給計畫に基き、内地及朝鮮に於ける需要充足に資する爲、臺灣に於ける昭和十七年度生産目標を〇、〇〇〇、〇〇〇噸とし、右數量確保の爲、増産獎勵金、新規開發助成金及び採算不引合の炭鑛に對する補償金の交付に要する經費を計上したのである。尙右經費の中内地に移出すべき石炭の増産に用ひらるべきものは内地より補充金として總督府特別會計へ繰入れられることになつて居るのである。

(ロ) 石綿増産(一〇〇千圓) 軍需産業其他重要産業の振興に伴ひ必要不可欠なる石綿は我國内の産出は殆ど皆無の情勢なるを以て、幸ひ臺灣に多量に埋藏する石綿の本格的採掘を開始せんとし、昭和十七年度より〇〇、〇〇〇噸の石綿を産出せんとするものである。

(ハ) 其他臺灣に於ける豊富なる地下資源の開發に資する爲新に地下資源調査所を設置する經費、及び目下實施せられて居る重要金屬類の特別回收等に要する經費が計上されて居るのである。

第五項 食糧確保其他國民生活の安定に關する經費

一 米穀の増産(二五、二二三千圓) 時局下食糧増産の緊要なるは今更言ふ迄もない。然し乍ら内地に於ける米の收穫量は諸種の原因によつて、急激なる増加は中々望み得ない實狀にある。従つて國內に於て之が需給自足を圖らんとすれば、勢ひ朝鮮臺灣等の外地に期待せざるを得ない。特に臺灣は面積こそ狭少であるが、熱と光に恵まれた其の天然の條件と、現在に於ける技術の程度よりして將來増産を期待し得る餘地は極めて大きいのである。此の故に事變以來極力増産に努力し、昭和十七年度豫算に於ても約四千萬圓の經費を計上し以て食糧確保に遺憾なきを期して居るのである。内十七年度新規計上を見たものは、米穀生産者に對し石當二圓の獎勵金を交付する爲の經費一五、八六〇千圓、重要肥料の供給確保の爲にする助成金の交付六、一三三千圓、米の増産指導、其他品評會開催、宣傳講習會等の經費、種籽消毒費の補助等に要する經費七二〇千圓、米穀増産の爲にする水利施設に要する經費一、四六八千圓、畑地擴張改良等に要する經費四五〇千圓、及び米、茶、柑橘等の不急作物を此際重要食糧作物に轉換せんとする經費五〇七千圓等であつて、總額二五、二三千圓に上つて居る。

二 水産物其他の増産 水産施設の擴充、甘蔗の増産、其他右に關聯する試験研究の促進等に要する經費、九五四千圓の計上を見て居るのである。

第六項 南方施策に關する經費

臺灣は帝國の南方發展の據點として、既に明治四十一年より南方關係の豫算を計上して南支那の内地人及び本島人の教

育に當り、或は病院を設置して在留邦人の保護又は日支親善に當り、或は南洋邦人の各種企業を助成する等夙に南方施策に協力し來つたのであるが、支那事變勃發後特に南方政策の重大化に伴ひ、南方に對する臺灣の使命は愈々重きを加ふるに至つたので南方施策を益々積極的に擴充することとなり、昭和十六年度豫算に於て既に此の種の經費は八百萬圓を越ゆる狀況にあつたのであるが、大東亞戰爭後戰果の南方に擴大するや一時的に南方に於ける邦人の引上げを見、又事實上南洋方面に於ける各種企業は一時中止するの止むなきに至つたので、昭和十七年度に於ては一應此等關係經費を削減し時局の進展に伴ひ再び計上することとなつたのである。

第十三表 南方施策費累年表(單位千圓)

年 度 別	金額
昭和十二年度	一、〇六一
昭和十三年度	一、五三三
昭和十四年度	四、〇三三
昭和十五年度	五、三六七
昭和十六年度	八、〇三三
昭和十七年度	七、六七八

乍然佛印泰方面に於ては依然として事業を擴充すべきものもあるもので昭和十七年度經費としては第十三表に見る通り總額七、六一八千圓となつた次第である。本年度の新規事業の内其の重要なものは上の通りである。

一 南方文化研究所の設置(七五千圓) 臺灣に於ては夙に各種機關により南方に對する各方面の調査研究が遂げられて來たのであるが、何れも其の機關独自の必要による調査研究が主眼となつて居た爲に、其の結果を廣く世間に公表して一般人士の便益に供する形式に纏められたものは案外に少く、又其の内容も夫々の觀點より獨自の調査を遂げて居るのであるが之を集大成したものは殆んど皆無に近いのである。然るに近時南方に對する一般の關心が高まるにつれて、此等貴重なる文献を徒らに極少數人士以外に利用出來ざる状態に置くに忍びず、將又將來更に南支南洋に對し、より深く、より廣汎に、言語、風俗、宗教、其他文化各般に互る研究をなすの必要を感じ、今回臺北帝國大學に南方文化研究所を設置し、該機關を中心として叙上の南方に對する各種調査研究の集大成を行はんとするものである。

二 南方資源科學研究所の設置(二二五千圓) 南方に對する文化の研究に相呼應して、自然科學の方面に於ても、南

方の有する豊富なる地下資源の調査及び其の熱と光に恵まれたる各種農林産業に關する研究を行ふこととし、臺北帝國大學に南方資源科學研究所を設置し、此處を中心として、各地に實驗所を附置することにより総合的南方資源の調査研究を行はんとするものである。

三 海南島及佛印の企業助成(六二二千圓) 海南島及佛印の礦物資源開發、其他各種の企業を助成する爲前年度に引續き本年度六二二千圓の經費の計上を見た次第である。

四 對岸に於ける教育機關の擴充(二二三千圓) 對岸に於ける邦人子弟の増加に伴ひ新に厦門に商業學校を設置するの外、既設各地の學校の學級増加を行はんとするものである。

五 其他南支に於ける通信機關の整備 南洋に於ける醫療施設の擴充等を圖る事として七一九千圓の經費が計上せられて居るのである。

第七項 計畫經濟の遂行に關する經費

本項に掲げた經費は、五、三三九千圓の巨額に達して居るのであるが、其の大部分は豫算技術上皆減増と稱せられるものであつて、其中實質的な新規増額は極めて僅少である。其中最も注目すべきものは勞務關係機構の擴充であつて、本年度より新に各州に勞務課を新設すると共に、中央機構の擴充と相俟つて躍進する臺灣の工業化に伴ひ頓に需要増加せる勞力の圓滑なる需給を圖らんとするものであり、曾ての農業國臺灣が新たに工業國臺灣に轉換せんとする際極めて意義深き施設と言ふべきであらう。

第八項 事業の増進其他既定計畫の遂行等に關する經費

本項に掲げられた經費は鐵道、逓信及び專賣事業等が臺灣の人口増加及び經濟力の發展等につれて自然的に増加する爲

に要する経費、及び中等學校の學級自然増加に伴つて要する経費等であるが、此等の経費も決して其の額に於て少くはない。事業の増進に伴ふものは其の發展の状況並に將來の見透し等に付歳入の項に於て若干述べたので此處では説明を省略する。

第四節 臺灣財政の特殊性

第一項 總 說

以上を以て主として昭和十七年度豫算を中心として臺灣財政の現状を説明したのであるが、此處に再び顧みて臺灣財政の特殊性に付き二三附け加へて述べて見よう。

臺灣財政が事變以來極めて急激なる膨脹の一途を辿つて來た事は既に屢々述べた通りであるが、今之を經常部臨時部別に別けて眺めれば第十四表に見る通り年々の經常支出は經常收入を以て十分賄ひ得て餘りある情勢にあり、且年々の決算による剰餘金も亦第十五表に見る通り相當の餘裕を示して居り、尙前述の通り臺灣に於ては赤字補填の爲の公債等は全然豫定せられてゐないのであるから、此等の點より言へば臺灣財政は極めて健全なる發達を遂げて居るものと言ふ事が出來よう。然し乍ら一方臺灣の諸施設の現況より考へる時は將來の施設に俟つべきもの又極めて多く、一方歳入の方は租稅收入を除いては漸次增收困難となりつゝあるの情勢なるを以て、臺灣財政の前途は必ずしも樂觀を許さざるものがあると言はねばならぬ。

第十四表 臺灣財政累年比較表 (單位千圓)

年度別	歳 入		歳 出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
昭和十二年度	一四、一八二	一、九六三	一三、五八三	五、三三〇
昭和十一年度	一四、七九四	一、六四七	一三、五八三	五、三三〇

第十五表 決算剰餘金累年調 (單位千圓)

年度別	收入濟額	支出濟額	差引歳計	剰餘金
昭和十一年度	一七、七七一	一三、九六三	三、七五八	四、八三三

昭和十三年度	一六、九〇〇	二、八四八	一四、〇五二	六、七六八	一九、六四四	昭和十二年度	二〇、八八六	一、五六五	一九、三二一
昭和十四年度	一八、三三〇	三、五五五	一四、七八五	八、九一五	三、七七一	昭和十三年度	二二、八七七	一、八三三	二一、〇四四
昭和十五年度	二八、三三六	五、六三三	二二、七〇三	一五、九一一	二八、四八七	昭和十四年度	二八、四八七	二、七五五	二五、七三二
昭和十六年度	二六、一〇三	八、二一九	一七、九〇三	一五、〇〇五	三、四一五	昭和十五年度	三三、九八八	三、三九七	三〇、五九一
昭和十七年度	三三、二九〇	九、六六〇	二三、六三〇	一八、八三四	四、五五〇				

第二項 官業收入に依存する歳入の脆弱性

臺灣歳入の約半は官業收入の占むる所であるが、官業收入は概ね經濟界の景氣により直接影響を蒙ること著しく、又經濟界の不況に遭遇して諸種の原因の爲に、歳入の減する割合に歳出を節約出來ない場合が多いのである。従つて不況時に際しては極端に財源が苦しくなる惧が多分にあると同時に好景氣時に際しても國庫豫算の手續と迅速なる事業の擴張等は殆んど不可能に近い。以上の様な諸點を考慮して臺灣財政の堅實を期する爲めには特に財界の變動を豫察する必要が多分にあるのであるが、然し之は中々言ふべくして實際に於ては正確なる豫想は何人も下し得ない爲に年々他會計に比し剰餘金の殘額を過大に見積り、以て不測の場合に處する用意を爲して居るのである。單に剰餘金の數字のみを見て臺灣財政を云々するのは些か早計と言はねばならぬ。其の他も細部に付ては既に夫々の個所に於て前述したから此處に詳細説明する事を避ける。

第三項 臺灣の地理的條件に依る歳出の膨脹

歳入に於て前項に述べた様な弱點を有すると共に、歳出の方面に於ても亦臺灣独自の地理的諸條件に鑑み歳出の膨脹を餘議なくせられるものが多くあるのである。以下其の主なるものに付若干の説明を加へよう。

先づ第一は風水害である。臺灣に於ける風水害の復舊は年中行事の一とも言はれて居る位一年を通じて風水害被害を受

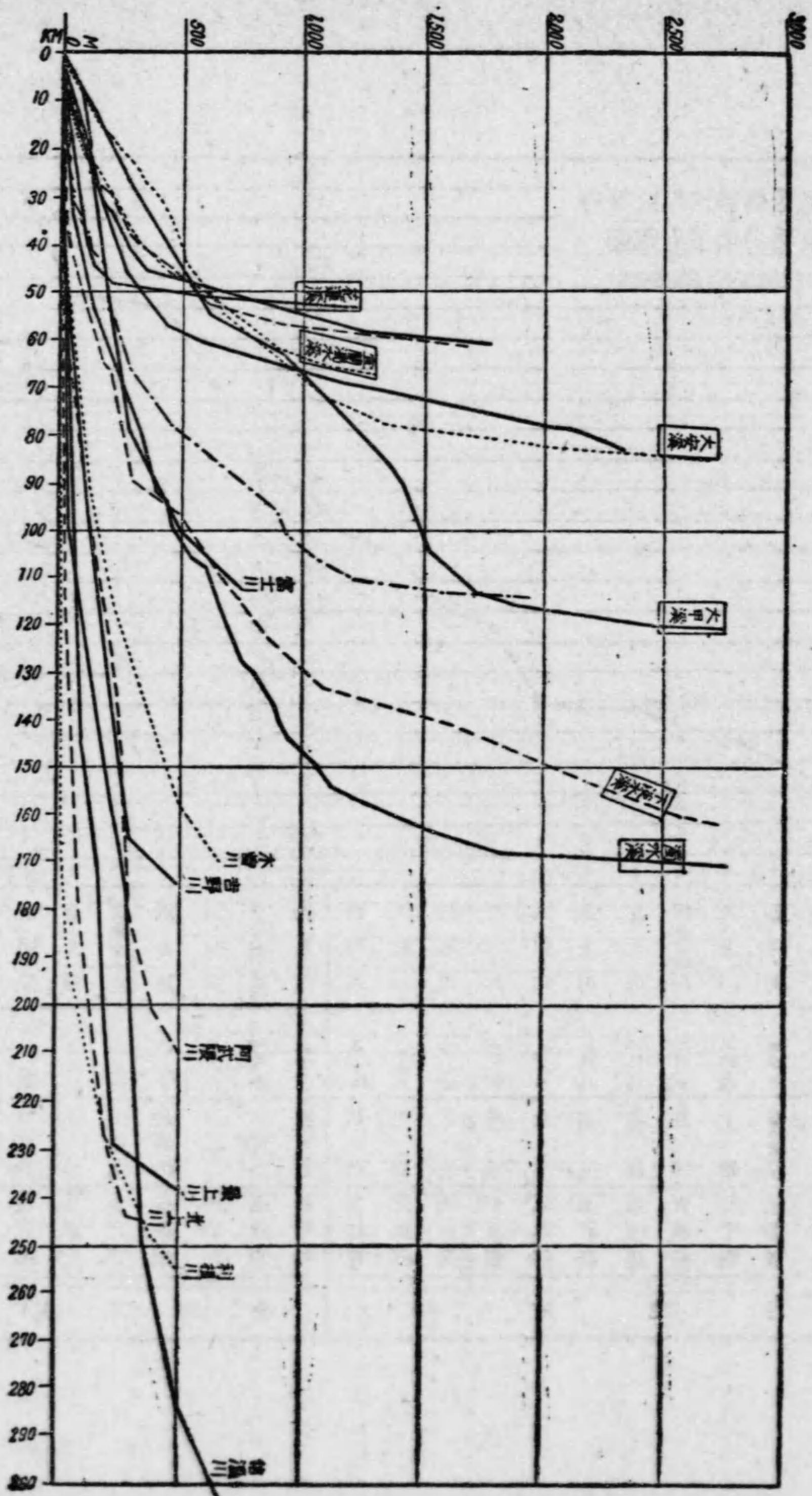
けない年は無いのである。内地に於ては所謂二百日前後が代表的な風害期とされて居るのであるが、臺灣に於ては六月頃より九月頃に亘り、多い年は年六、七回、少い年でも二、三回の暴風雨に見舞はれ之等による災害も年々巨大な數字に上るのである。之等被害の復舊に要する経費は國費のみで昭和十五年度の如きは一千萬圓を超え、昭和十六年度に於ても六百萬圓の支出を見て居るのである。

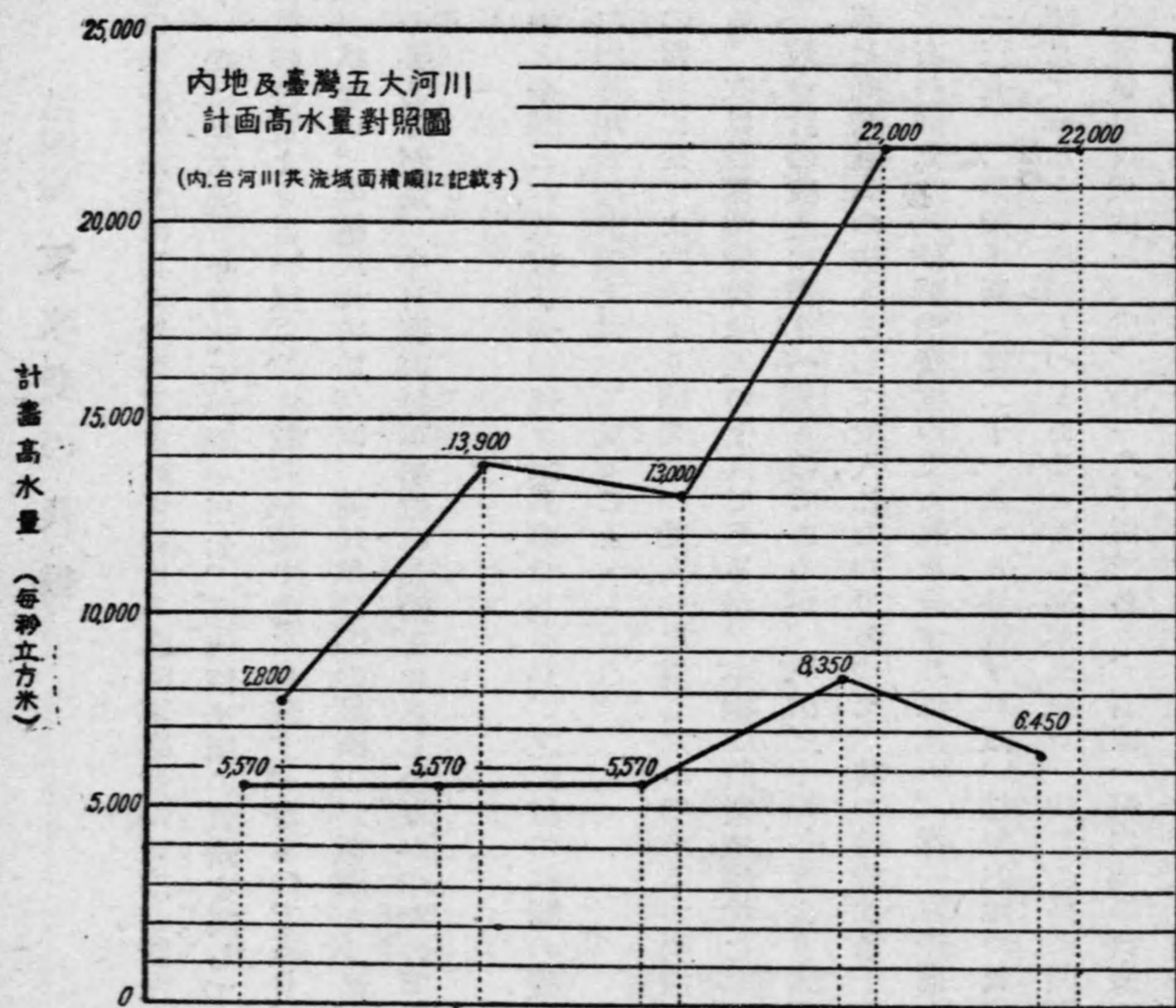
次は治水工事であるが、臺灣の地勢は中央に急峻な高山連立し、平地は全島の面積の僅かに二五%に過ぎない状態なので、之を貫流する河川は何れも急流を爲し、内地諸河川に比較すると第十六表の通りである。加之臺灣の山岳地帯は雨量又年三、〇〇〇耗乃至六、〇〇〇耗に達し、且季節的に偏在する爲に渇水量と洪水量との比は九百倍乃至六千八百倍にして内地に於ける最大二百四十倍に比べれば正に雲泥の相違があると言はねばならぬ。之等の原因によつて、臺灣の河川が一度豪雨に際會するや、濁流は忽ち山間部より岩石土砂を流送し、平地部に出づるや扇形に奔流して岩石土砂を堆積せしめ、耕地の流失、人畜の被害は言語に絶するものがあるのである。

依つて治水、灌漑、排水、砂場等の諸設備を完備し、之が被害を最少限度に止め、以て主要農産物の生産減退を圖りつゝあるのであるが、臺灣の諸河川の状況が前述の通りなるを以つて、治水、砂防等の諸工事は内地に於ける此等の工事に比し、其の経費に於ても、所要資材に於ても著しく多量のものに要するのである。

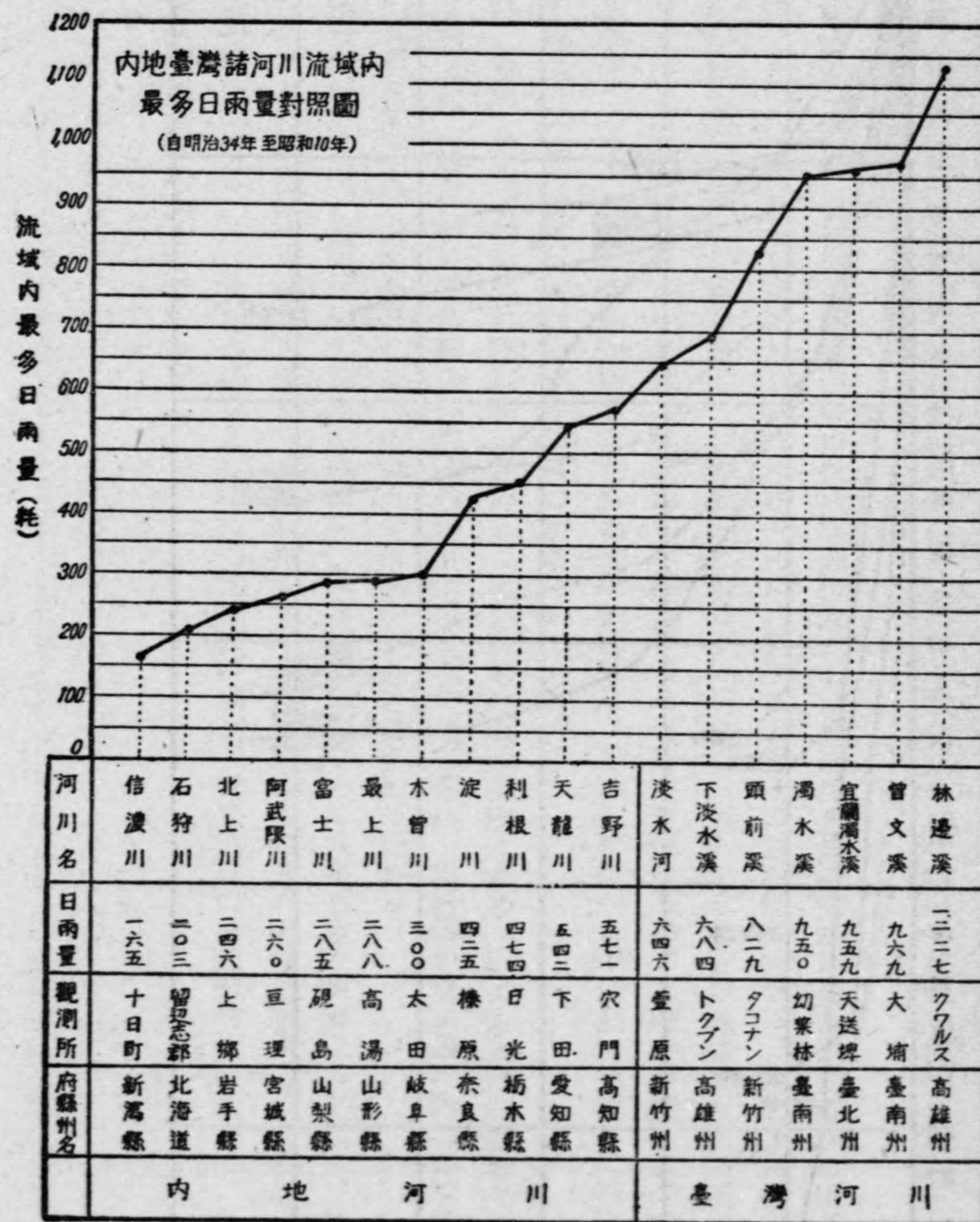
更に港灣諸施設に於ても、臺灣は四面荒海に直面し、且北部地方の如きは日本有数の深海なるを以て、勢ひ港灣築造に要する経費の如きも内地の諸港灣に比し著しく多額にかゝり、尙技術的にも幾多の困難を存するのである。

其他臺灣の熱帶的氣候、及び文化の程度より特に衛生施設の擴充、教育施設の整備等内地に比して、急速施設の増強を要するものは相當多額に上るのである。





內地河川名	臺灣河川名	流域面積 (平方里)
信濃川	宜蘭濁水溪	八四〇〇
石狩川	北島上川	一〇,七二四
北上川	淡水河	二,七〇五
阿武隈川	淡水河	二,七〇五
富士川	石狩川	一三,八六五
最上川	濁水溪	三,一三三
木曾川	利根川	一五,七六二
淀川	下淡水溪	三,一九四



第四項 軍事費の負擔

支那事變勃發以來各外地並に其の他事業會計に於ける臨時軍事費の負擔が新たに計上せられ、臺灣總督府特別會計に於ても別表第二十一表に見る通り今日迄に總額一三七、〇四四千圓の負擔を爲して來たのである。

抑も軍事費は其の性質より言へば當然に我邦全般で之を負擔すべきものであり、植民地特別會計に於ても之が負擔を免るべき根本的理由はない。唯植民地に於ては、植民地自體の經濟力が微弱な上に、本國水準に到達せしむる爲に早急に各種の施設を爲すの要あるが爲、今日迄直接軍事費の負擔をなさしめなかつたのである。要は内外地負擔程度比較の問題である。

然らば今日内地と臺灣との負擔關係如何と云ふ事であるが、之に付ては別の機會に述べることとし此處では單に國庫豫算を通じてのみの内外地負擔關係を述べて見ることとしよう。

臺灣財政創設の當初に於ては内地より補充金の受入れを爲したのであるが明治三十七年度を以て之を打切つた事は既に述べた通りである。次は砂糖消費稅收入の受入であるが、本稅は消費地課稅を原則とし、内地で消費せらるゝ砂糖に對する消費稅は當然一般會計の收入に屬すべきものであるが、明治三十四年度より大正四年度迄内地消費の砂糖に對する消費稅の全部又は一部を臺灣財政の歳入として受入れたのであつて、其の總額は第十九表に見る通り五五、九三〇千圓に上つて居るのである。右の補充金と砂糖消費稅の受入れを合すれば八六、四一五千圓となるのである。之を事變以來の臨時軍事費の負擔總額一三七、〇四四千圓（第二十一表）と比較すれば、往年内地の負擔に於て發達を遂げた臺灣財政は、今日内地財政の急に應じて寧ろ之を援助しつゝあると言ふ事が出来る。尙この外に問題となるものに公債金の受入れがある。臺灣に於て今日公債償還殘額は一六〇、四一八千圓であり、右は一應内地の負擔に於て臺灣の諸施設を爲して來たものと考へられるのであるが、他方臺灣島内に於ける公債消化額は既に三億萬圓に垂んとしつゝあるの現状なるを以て、臺灣も

亦内地財政に對して並々ならぬ貢獻を爲して居るものと言ふべきである。

以上を通覽するに臺灣財政の現状に鑑み、累年激増する軍事費の負擔は確かに財政上には相當の痛手であり、而もこの艱難を是非克服しなければならぬところに事變下に於ける臺灣財政の重大なる使命があるものと言はなければならぬ。

第十九表 内地財政よりの實際補充額並に砂糖消費稅受入額表（單位千圓）

年度別	補充額	砂糖消費稅收入中 内地負擔受入額	計
明治二十九年	六、九四〇	—	六、九四〇
同 三十年	五、九三九	—	五、九三九
同 三十一年	三、九八四	—	三、九八四
同 三十二年	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇
同 三十三年	二、五八八	—	二、五八八
同 三十四年	二、三六六	—	二、三六六
同 三十五年	二、四九九	—	二、四九九
同 三十六年	二、四九九	—	二、四九九
同 三十七年	七〇〇	一、三三九	二、〇三九
同 三十八年	—	一、七三九	一、七三九
同 三十九年	—	二、二二二	二、二二二
同 四十年	—	一、八三三	一、八三三
同 四十一年	—	三、二七二	三、二七二
同 四十二年	—	五、三三九	五、三三九
同 四十三年	—	二、七七八	二、七七八
同 四十四年	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

第一部 第九章 財

政

第二十表 昭和十七年度に於ける公債發行殘額調

年度別	發行總額	償還濟額	差引殘額	餘裕金繰入	支那事變特別稅 收入其他繰入	計
昭和十一年	—	—	—	一、九〇〇	—	一、九〇〇
昭和十二年	—	—	—	五、三三〇	—	五、三三〇
昭和十三年	—	—	—	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
昭和十四年	—	—	—	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇
昭和十五年	—	—	—	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
昭和十六年	—	—	—	一、三〇〇	—	一、三〇〇
昭和十七年	—	—	—	四、七〇〇	—	四、七〇〇
計	—	—	—	六、四三〇	—	六、四三〇

第二十一表 軍事費負擔額調（單位千圓）

年度別	發行總額	償還濟額	差引殘額	餘裕金繰入	支那事變特別稅 收入其他繰入	計
昭和十一年	—	—	—	—	—	—
昭和十二年	—	—	—	—	—	—
昭和十三年	—	—	—	—	—	—
昭和十四年	—	—	—	—	—	—
昭和十五年	—	—	—	—	—	—
昭和十六年	—	—	—	—	—	—
昭和十七年	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

	第一部 第九章 財			政
大正	元	年度	六、九七二	六、九七二
同	二	年度	五、〇三三	五、〇三三
同	三	年度	四、五三三	四、五三三
計			五、〇三三	八、六三二

第二部 重要特殊問題の研究

第二部に於ては、臺灣經濟に關する特殊問題の調査研究を行ひ、以て臺灣經濟の特異性の理解に資し、その南方に對する基地的性格を闡明することとする。

第一章 大東亞の建設と臺灣の使命

—臺灣高度國防態勢—

はしがき——總論——臺灣高度國防態勢（臺灣高度國防態勢建設の方針—臺灣高度國防態勢の建設要領—臺灣高度國防態勢の實質）——結語

は し が き

帝國の力が南に伸びるに従つて、漸く臺灣の重要性が一般の間に認められつゝある。南進據點とか動かぬ航空母艦とか言ふことは、屢々我々の耳にもし口にもすることである。併しながら言葉通りの意義に於て、臺灣を深く認識し評價して言はれて居ることは尠い様である。事實臺灣に數年を生活したわたくしの觀察では、遺憾ながらその言葉の額面通り受取れない。臺灣には、未だそれ丈の實體が備つて居らぬ。従つてそれは當爲としての言葉である。

米・糖二大産業にのみ全力を傾注したのも時代の要請であり、またそれ／＼に偉大な貢獻もして居る。經濟的獨立を早急に目指したことが臺灣を現在の如く遅らせて終つたと云ふ批判も、歴史性を看過して居る點に於て、必ずしも全面的に賛成し難い。唯現實を直視する時、現在の臺灣が甚しく立遅れて居り、大東亞共榮圈建設のさ中にあつて、あらゆる意味で據點としての重要性を持たねばならぬ筈の本島が、この儘で不可なることは謂ふ迄もない。そこでわたくしは大東亞戰爭の餘程前から、臺灣の高度國防態勢を速急に完成し、それに依つて蓄積した力を島外的發展に指向し、熱帯地域に於け

る五十年の統治の経験と技術と勢力を活用せねばならぬ。然らざれば、國家の大きな損失であると聲を大にして居るのである。このことは、臺灣のみの立場を考へて言つて居るのでないことは勿論である。臺灣の重要性を呼號するわたくしの意圖の根柢にあるものは、大東亞廣域圏の中に於ける臺灣を認識である。即ち帝國の高度國防國家態勢の完成が我國の至上命令であり、それが爲には大東亞廣域圏の我國を中心とせる編成替が必至であり、その場合に於て據點として演ぜられねばならない臺灣の使命を認識しての主張である。この立場に於て本稿を草したのであるが、獨斷も多いし、正鵠を失して居ることも多いと思ふが、大方の叱正を仰ぎたい。

尙敘述に先立つて、豫めわたくしの身分よりする制約と、本稿の主要部分の性質によりする制約との爲に、抽象的に流れ又省略を餘儀なくされた部分も多いことをお断り致して置きたい。

一 總 論

大東亞戰爭勃發するや、大御稜威の下、皇軍の善謀勇武に依つて、東亞に於ける米英諸勢力の武力裁定も略完成せんとし、正に第一期作戰は豫想以上の赫々たる戦果を収めて、次期作戰は印度か濠洲か、列強の耳目はこの一點に集中して居る狀況である。

抑々今次大東亞戰爭は、昭和六年に始まる滿洲事變を前哨戦とせる帝國の建國以來の雄渾な民族理想の顯現に、最後の仕上げを行ふべき意義を有つものである。而してそれが完遂は、現代に生を享けて居る我々の、祖先並に子孫に對する絶對使命であると言はねばならない。

この時に當り、我々は破壊と建設の同時に行はねばならない近代戰爭の特色と、特に大東亞戰爭の因つて來る所以のものを深察し、國內に在つて政治、經濟、文化等各般の部面を擔任して居る人士は、凡て建設戦の戦士として全智全能を傾注して、第一線の戦果を結實せしめねばならない。それが爲には、帝國の高度國防態勢を完遂し、國內に於ける諸部面

の刷新充實を遂げ、それが培養力を驅つて大東亞建設に邁進せねばならぬ。正に大東亞戦の成否は、一に懸つて國內態勢の整備にあると謂はねばならぬ。然るに動もすれば赫々たる戦果に酔つて、國內態勢に緩みを生ずる虞れがないとは謂へないと思ふ。皇軍の占據せる大東亞の地域の資源は無盡藏であり、亞細亞十億の民衆を潤して餘りあるものであるかも知れぬ。然しそれは所謂潜在資源であつて、現實利用資源ではない。潜在資源の利用可能度如何こそ、大東亞建設の成否の分岐點と言へよう。併もその利用は、米英蘭等の既往の植民地搾取の方途に依らず、共存共榮の大旗を掲げ、その理想に即した政策に依らねばならぬ。其處に困難性もあれば、又聖戦の意義も存する。第一期作戰行動を終り、建設期に入つた現在こそ、急角度を以て國內態勢を推進し、高度國防國家を完成せねばならぬと信ずる。

滿洲事變以來、幾多の生命と幾百億の國帑を費し、漸く十年にして資源獲得戦の形態に入つた我國として、潜在資源の多きに眩惑され、之が建設の方途・窮極する處國內態勢整備の方途を誤らむか、帝國積年の努力も水泡に歸するの虞れがある。誠に國內態勢の整備、即ち高度國防國家の建設こそは、現下我國の至上命令と言つても過言ではない。

此處でわたくしは、高度國防態勢とは如何なることを指稱するか、若干の卑見を述べてみたい。

在來の我國の政治、經濟、文化等各部面の社會現象の基底に横はり、之を支配したものは、いふ迄もなく主として個人自由主義の原理である。即ち價值判斷の標準を個に置き、個に役立つ限りに於て存在の價値を與へられた。經濟の部面に於ては營利萬能の經濟組織となり、利潤追求のみを至上使命としたのである。文化の部面に於ては、建國以來培はれた大和心に曇を生ずることとなり、物質萬能の時代ともなつたのである。理性に覺醒せる人間が自由を翹望するのは、當然でもあり尊重もせねばならぬ。併しそれが極點に達する時には、遂に破滅に到着せざるを得ぬ。世界恐慌に端を發した經濟的危機は、やがては政治、文化、軍事等に波及し、オツタワ會議に端を發せる英帝國プロツク化は、全世界を驅つて地域圏の對立を招來するに至つた。實に世界恐慌こそは、自由主義文明の晩鐘であつたのである。我國もまたかゝる世界的傾向の圏外に立つことは困難であつた。否、國土狭少にして資源少く、市場の海外依存性の大なること、支那に於ける民族意

識の昂揚等、一聯の不利な條件を描へて居つた我國にとり、その影響は一層甚大であつた。國內に於ては民衆は生活の不安に戦き、思想は混亂し、經濟界は不況のどん底に沈淪し、國外にあつては滿洲支那大陸より後退せざるを得ぬ情勢に陥り、内外共に危機感は奔々と迫り來つた。茲に帝國はその自存の爲、蹶然起つて滿洲事變の勃發となつたのである。滿洲事變こそは、我國に於ける個人自由主義思潮に終止符を打つたのである。かくして全體主義思潮の世界的傾向と共に、我國に於ても建國精神への復歸となり、世界觀のコペルニカスの轉回を招來するに至つた。併しながら靜かに現在の我國の政治、經濟、文化の基底、その基底の上に築かれたる制度を觀察する時、個人自由主義の殘滓が拂拭し去つたと言ふ事は出來ない。依然として個人自由主義の原理の上に建てられたる制度の儘で、時局の要請する國家の最高の機能を發揮せんとして懸命の努力を拂つて居るかの如く觀られる部面がないではない。併し乍ら政治、經濟、文化等各部面の飛躍的擴充發展を遂げ、最高度の機能發揮を要請せられる現在、從來の儘の觀方なり考へ方を以て現存する實體の上に立つては、如何に努力を拂つても到底満足な成果を擧げることが出來ぬであらう。現存するものは、大體に於て從來の行き方を採る限りには、行き詰りを來して居るのではあるまいか。文字通り世界觀のコペルニカスの轉回を遂げると共に、その上に建つ實體に對して根本的變革を加へることが切實に要請せられるのである。即ち現存の實體に對して在來の觀方、考へ方、行き方を變へる事に依り、政治、經濟、文化、軍事等各部面の質量的飛躍的擴充發展を遂げ、その最高度の機能發揮を庶幾する事が出來るのであり、斯くする處、始めて眞の意義で高度國防態勢が完成したと謂ふ事が出來るのである。そこで高度國防態勢の高度とは「在來の行き方の誤れる部面を變革し質量的擴充を遂げる」ことを意味するものであり、これに重要な意義を帯びて來るものと信ずるものである。

振古未曾有の世界動亂の眞只中に對處し、盟邦獨伊と相提携して大東亞戰を敢行しつゝ、世界新秩序建設の偉業に邁進しつゝある帝國の高度國防態勢は、如何なる方針の下に推進せらるべきものであらうか。それは大和民族の生々發展を確保し、之に伴ひ必然的に負荷すべき世界新秩序再建の爲の一段階としての東亞廣域圏の建設維持の嚮導たるに照應するもの

たるべきは當然であらう。而してこの線に沿つた帝國の高度國防態勢を完遂することに依つて、始めて帝國を中心とした大東亞諸地域の政治、經濟、文化、軍事等各部面の再編成が行はれ、大東亞共榮圏の建設が可能となるのである。帝國の一環としての臺灣も亦、その高度國防態勢を完成することに依つて、始めて眞の意義に於ける南進據點としての重要な役割を擔當する事が出來るのである。如何に大東亞共榮圏の中心に位置せる地理的優位を高唱するも、その實體が充實して居らねば、積極的役割を擔當することは出來ぬ。實體充實することに依つて、始めて政治、經濟、文化、軍事等各般の據點的役割を負荷し得るのである。而して治臺五十年の經驗と技術を活用して、島内諸部面の刷新充實に依つて蓄積せられたる力を島外的發展に指向し、大東亞共榮圏建設に據點的役割を擔當することは實に本島の使命でもあり、國家の大いなる利益とも言はねばならぬ。誠に惡疫流行、土匪猖獗、所謂煙瘴霧の臺灣を化して君恩遍なく光被し、今日の樂土臺灣を築き上げた半世紀に及ぶ漢民族統治の經驗と、熱帯産業技術とは決して過小評價をなすべきではあるまい。これを大東亞建設に活用することこそ、我々臺灣官民、否日本人の使命ではあるまいか。我々は思ひを此處に致し、自覺と自信とを新たに、官の指導と民の實行とにより、全島を擧げて島内充實に力を注ぐと共に、大東亞建設に積極的役割を果さねばならぬ。

二 臺灣高度國防態勢

臺灣が帝國の南進據點たるべきことに關しては、今日では何人も議論の餘地はあるまい。今次大東亞戰爭勃發前後より現在に至る間、本島が果しつゝある役割を想起すれば十分であらう。然しながら、果して臺灣が眞の意義に於て據點たる實質を有し、遺憾なくその使命を果し得る態勢にあるであらうか。少くとも今日の狀態に於ては、遺憾ながら理念に於ても計畫に於ても實質に於ても、甚だ不完全であると言はねばならぬ。政治、經濟、文化、軍事等各部門に於て飛躍的發展を遂げる必要がある。然るに飛躍的發展を遂げるに當り大いなる障礙は、餘りにも臺灣の地位が從來等閑視されたこと

と、餘りに現状重視の弊あることである。

臺灣の重要性が認識され始めたのは漸く最近のことに屬し、特に大東亞戰爭勃發以後のことである。然もそれは限られたる一小部分の人士に過ぎぬ。日本内地の人々の大部分は、臺灣を知らない。朝夕蓬萊米を食し、砂糖を嘗め、鳳梨、芭蕉等に親しみながらも、その實それ等が臺灣から産出されたものとも知らなければ、況んや臺灣を見たこともなければ、眞剣に臺灣の政治、經濟、文化等を研究したことの無いのが一般である。特に各界責任の地位にある人々に於てさへも、治臺五十年の實績を研究したこともなければ、臺灣に未だ一步をも印したことの無い人が多数である。甚しきに至つては本島在住の官民の間に於ても、本島の使命に就て正しい認識を有たず、消極的意見を抱懷して居る一部の人士が見受けられる。かゝる事實に徴するならば、東亞共榮圈建設上本島の負荷すべき使命とか價値に關して、正當に認識されて居らぬのは極めて當然である。もとよりこのことは其等の人々の責に歸すべきではなく、臺灣在住官民の負ふべき責任ではあらう。

臺灣の價値を論議する場合、多くの人は砂糖と米を採り上げるのが常である。今迄の臺灣、臺灣のみの臺灣を考察する場合はそれでもいい。然しながら大東亞建設工作の進捗しつゝある今日、東亞の建設てふ大事業との關聯に於て本島の負荷すべき價値、使命を考察する時、かゝる現状のみに捉はれたる觀方が支配的であると云ふことは、貢獻に非ずして却つて害を爲す結果を生ずるであらう。例へば國防國家建設上、臺灣の米は他に適地を求め、砂糖の生産を專一にすべしとか、或は逆に臺灣の砂糖は比島、爪哇に譲り、米の生産に専念すべしと云ふ結論に到達した時、重視すべきは現狀に非ずして、廣域經濟の中に於ける臺灣と謂ふ認識であり、この認識に基く島内整備の新構想と、其の實行指導であらねばならぬ。このことは、臺灣に未發達の産業に例をとつても同様である。高度國防國家建設上よりする要請が、臺灣の機械工業の發展にあるとすれば、現狀に制約されることなく萬難を排して之が整備に邁進すべきであると信ずる。

以上二つの方面よりする制約にも拘らず、現在の時局はそれ等の拘束を打破つて、臺灣高度國防態勢の新構想と之が實

行指導を要求する。種々の障礙は覺悟の前である。然も問題は「時」である。時機を逸することは許されない。

一 臺灣高度國防態勢建設の方針

帝國の高度國防國家態勢建設の一環として、大東亞廣域圈の中に於ける臺灣てふ認識を基底として、之に照應隨順しつゝ臺灣の特殊性を活用し得るが如く、臺灣の高度國防態勢を完整せしむるを要する。

臺灣の特殊性は、その一つは地理的環境即ち帝國領土の最南端に位し南方圈の扇の要を形成し、而も大東亞共榮圈の圓の中心に位置せることであり、その二つは本島の住民構成に求められる。民族的に南方圈を大觀するに、對岸南支那には一億の漢民族が居住し、而も福建、廣東等からは所謂南洋華僑六百萬を出し、彼等は南方各地の經濟的實權、特に中間商人として國內商業を壟斷し、彼等を離れて南方諸問題、特に其經濟關係問題を論ずることは出來ぬと言はれる程の實權を掌握して居る。更に馬來半島、比島、蘭印、其他の諸島嶼に居住する民族は、大半馬來族に屬する。而して臺灣の本島人は、其の大部分が比較的近代年間に於て福建、廣東兩省の漢民族の移住したものであり、本島高砂族は馬來族の一分派と言はれてゐる。此等の異民族を化して志願兵制度を施行し得る狀態に迄皇民鍊成を完成したと云ふ事實は、今後の南方問題解決上決して看過することは出來ない。第三の特殊性は、此等五百餘萬の異民族を僅々三十萬の大和民族が統治し、臺灣今日の繁榮を招來した約半世紀に及ぶ治臺の經驗と熱帶産業技術である。改隸當時の臺灣は、惡疫は流行し、土匪は猖獗を極め、所謂瘴癘蠻夷の土地であつた。爾來五十年、化して樂土となし、産業は開發され、交通通信機關は整備され、文化、衛生施設は改善せられ、司法制度警察制度は確立せられて、六百萬島民安居樂業し、大戰下帝國の一翼として大きな役割を果しつゝあるのである。この五十年間に及ぶ帝國最初の南方異民族統治の經驗と技術は、大東亞共榮圈建設に逞ましき巨歩を進めつゝある現在、之が活用を圖るべきは論を俟たぬ處であらう。實に本島統治五十年の歴史は、曠古の大業たる大東亞建設の爲に、帝國に課せられたる貴重な試煉の歴史と謂ふべきである。此の試煉に依つて、我々は異民族統

治の要諦を知得すると共に、漢民族及び馬來種族の民族性の理解を深め得たのである。

我々は既述の如き臺灣の特殊性を深察しつゝ、之が活用に努め、以て帝國の高度國防態勢建設の一翼として、東亞共榮圈構成維持の嚮導たるに照應すべき方針の下に、臺灣高度國防態勢の實體を強力に推進せしめねばならぬ。

二 臺灣高度國防態勢の建設要領

臺灣高度國防態勢は、本島の島外發展の構想を基礎として、之に照應する如く島内の政治、産業、經濟、文化等諸部面の改廢を斷行せねばならぬが、その先行條件たるべきものは、軍官の高度渾融一體化に依る強力なる政治推進力の確立と、それに基く民の指導であらねばならぬ。凡ての基礎は人に在る。軍官民凡てが純正なる世界觀を確立して、渾融一體化を遂げ、一定目標に向つてする高度の組織訓練を行ひ、以て國防態勢の基礎を確立せねばならない。斯くして確立せられる政治力を基礎として、強力なる官の指導と民の實行に依つて、軍事的要求に即應せる本島諸施設の完備を圖ると共に、臺灣の特性に基礎を置いた産業經濟態勢を再組織し、臺灣自體並に帝國の經濟的基礎に安定性を與へ、且つ臺灣を中心とせる經濟威力圏の擴大を遂げねばならぬ。南方作戰基地であるとか兵站基地であるとかいふことは、屢々聞くことではあるが、それは飽く迄當爲としてであつて、臺灣の實體ではない。交通通信施設に於ては、産業經濟にしる、軍事上の見地乃至は對南方施策上の見地より觀て、基地たるの資格條件を備へたものがあらうか。而も之等の整備こそは、時局の要請する喫緊の要務であらねばならぬ。もとより之が實現に當つては、軍事、産業、經濟等各部面各要目の緩急輕重を勘案すると共に、所要資材、資金、勞力等を照較せねばならぬのは論ずる迄もない。現在の如く資材、資金、勞力等の逼迫せる狀況の下に在つて之が具現を期する爲には、特に本島の政治力の強化、即ち現在の政治行政機構の變革が期待されねばならない。

三 臺灣高度國防態勢の實質

既述の如き建設要領に依つて、臺灣の高度國防態勢が完整した場合に、その實體は如何なるものであらうか。それは一つは島内諸部面の内容充實であり、二つは島外發展力の擴大であらねばならぬ。こゝに謂ふ島外發展力の擴大こそは、臺灣をして帝國南進の基地たるに相應はしき實力を備へしむるものであり、島内諸部面の内容充實に指標となるべきものである。換言すれば、臺灣島内の諸部面の内容充實は臺灣それ自體の爲ではなくして、島外發展の基礎として整へしめられるものである。尤も島内諸部面の内容充實と島外發展力の擴大とは、唇齒輔車の關係を有し、一は他を昇揚充實せしむるものであり、兩者は相互に作用しつゝ、各々實質を高度に充備するものである。而して島外發展の爲には、その統制一元化の必要上、指導機關と實踐機關との特設が要請せられ、島外發展に照應せる島内諸部面の充實に際しては、臺灣が帝國の南進基地として威力圏、就中産業經濟のそのの擴大の爲に、臺灣の産業經濟が再吟味せられ、帝國高度國防國家建設計畫より流れ出たる臺灣當然の役割を擔ふと共に、南支、南洋、印度支那半島等に對する帝國の威力の伸展に照應し、彈力性を有しあることが第一に要請せられると雖も、その本質に於ては適地適業の原則に依り、重點に徹し、且つ華僑經濟力の活用、之と内地經濟力とを媒介して、密接なる關係に立たしめ得る所のものでなくてはならぬ。斯くの如くにして、臺灣が名實共に帝國の南進基地たる實體を具備した場合、本島の演すべき役割は次の三つに歸せらるべきではあるまいか。其の一は臺灣を中心とせる威力圏、就中産業經濟上のそのの擴大であり、其の二は華僑の誘導であり、其の三は各部面、殊に交通通信上の共榮圈内に於ける仲繼的役割であらう。

1 島内諸部面の内容充備

臺灣島内諸部面の内容充實は、屢述せる如く帝國の大東亞共榮圈建設過程に照應し、且つ本島の特殊性を深察しつゝ、島外發展上遭遇する事あるべき諸障碍の克服と、本島の自存に重點を指向し、諸部面の關係を律し、強力政治を行ふこと

により期待する事が出来る。

イ 文化的部面 本島六百萬島民をして純正なる大和心を把握體得せしめ、誤れる在來の本島在住内地人の本島人觀及び本島人の内地人觀を一掃し、文字通り内臺一如の實を擧ぐると共に、一部に於ける内地人の植民地出稼意識と共に、一部本島人の利己的根性の根絶を期さねばならぬ。わたくしの觀る處では、本島在住内地人の一部は、何等か特別の立場——本島人の生活程度低きを理由として——を要求し、國家權力依存の度強く、而も他面に於て「流れて來た」てふ意識が支配的である。他方に於て本島人の一部には、其の行動は主として利害の打算にのみ支配され、損益の關する處飽く迄鐵面皮であり、權利と自由の存する所一切他に譲ることを知らず、苟も乘すべき機會あらば進んで之を侵し、所謂自己生存第一主義であり、日本の道義は全く第二義的にしか考へて居らぬ者がないでもない様である。之等内臺人をして純正なる日本精神を把握體得せしむる爲に、官民の徹底的訓練、本島に於ける環境の純化、強力なる文化昂揚機關の設置が要望される。現在の本島文化施策は、概ねこの線に沿つて進展しつゝあるものゝ如くであるが、更に強力に推進する必要がある。即ち官吏に對しては吏道の刷新を徹底すると共に、一般的訓練、特別軍事的訓練を行ひ、一般民衆の先導者たる資質を涵養せしめねばならぬ。一般の島民に對しても現在の皇民奉公運動を更に飛躍せしめ、特に本島人の優秀分子を簡拔して之に特別な教育を實施し、一般本島人の指導者的資質を附與すると共に、將來に於ける南方華僑工作に於ける前衛分子たらしめねばならぬ。

要すれば、わたくしは南方政治、經濟、文化工作の推進員養成の目的を以て、内地人、本島人及び南方諸民族を收容する一大教育機關設置の要を提唱したい。世上或は本島人の皇民化に對し、悲觀的觀測を下すものがないではない。抑々皇民とは、わたくしの信する處では大御心に歸一し奉る人民、即ち國家の爲に己一身を貶却して、國家の中に大きく生き得る人生觀を有して居る者だと思ふ。こゝでは血の純潔が、最大の要素であることは否定出來ぬ。然しそのみでも十分ではあるまい。然し民族を異にするとも指導教化の如何に依つては、大和心を把握體得せしめ、皇民たらしむること必ずし

も不可能ではあるまい。尠くともこれを當爲として、それに向つて全力を傾倒せねばならぬ。こゝで重大となるのは、國語の問題ではあるまいか。皇民化運動實行の有效な方法として、國語使用の徹底を期する要があると固く信じて疑はない。環境純化の方策としては、優良内地人の増移を圖ると共に、本島に於ける産業經濟組織を改變して、内地人の進出を具體化し、之を通して本島人の文化指導を行ひ、本島人の日常生活の純正、日本精神に依る誘導を行ひ、以て日本人たるの自覺を昂揚せしめねばならぬ。文化機關の問題としては、南方文化工作を考慮しつゝ、總督府情報部を全面的に改組擴大し、運営の強化を圖ると共に、既述の教育機關を設置し、併せて南方文化に關する一大調査研究機關設置の要があらう。他方に於て既存の民間に於ける言論機關を改廢し、要すれば内地有力機關をして之に代替せしめ、共々相俟つて文化工作の完璧を期さねばならぬ。

斯くの如くにして、島内に於ける文化部面の昂揚を圖ると共に、本島をして東亞共榮圈内に於ける英米的文化の排拒、日本文化の浸透の前衛的實質を充溢する爲に、總督府の統轄の下に、嘗ての南方協會の如き機關の文化部を設置して、所謂南方文化工作を擔任せしむべきであらう。

ロ 産業經濟的部面 臺灣の産業經濟的發展は、屢述せる如く帝國の高度國防國家建設計畫より割出されたる當然の役割を考慮すると共に、南方圈に對する帝國威力圈の伸展に照應し、彈力性を有する方針の下に期待せらるべきであるが、其の本質に於ては適地適業の原則に依り重點に徹し、且つ力を島外華僑經濟力活用に努め、之と内地經濟力とを媒介して、密接なる關係を樹立せねばならぬ。周知の如く臺灣に於ける産業經濟は、從來米・糖二大産業を中心に發達したものであるが、特に近年に於ける臺灣經濟の顯著なる發展は、本島の適應生産物資の開發と増産に一段の努力を拂ひ、加ふるに水力電源を利用する各種化學工業を發達せしめ、以て生産擴充に拍車を加へつゝあることも亦與つて力があつたのである。併しながら勿論現況を以てしては、時運の進展に伴ひ益々重加し來れる本島の國防經濟的使命達成を期待することは出來ない。本島産業經濟の飛躍的發展が要請せられる所以である。本島の國防經濟的使命達成の重責に應ふる爲には、農

業の健全なる發展を期すべきは勿論であるが、特に現状重視の弊に陥ることなく、大東亞共榮國建設の爲の本島の使命を認識し、其の地理的資源的特質を活用して、思ひ切つた本島産業經濟の再編成が成し遂げられねばならない。特に軍需の要求に照應して、未だ萌芽の域に在る本島工業の振興を圖り、以て國防體制の整備強化を行ふことは、刻下喫緊の要務と言はねばならぬ。而して本島産業經濟の再編成に當つては、公益優先を基調とせる新體制を確立し、資本、經營、技術、勞力の有機的結合に基く綜合計畫性を附與し、計畫は官の責任に於て、實行は民間練達の士の責任に於て、強力に行はねばならぬ。斯くの如き方針の下に行はるべき本島産業經濟の實體は、如何なるものであらうか。

農業の部面に於ては、既往に囚はれることなく、帝國國防上の要請を要へ、米糖二大産業の編成替を中心とせる合理的農業管理、農政機構並に農業團體の改組再組織、農民教育並に肥料政策の確立等が爲されねばならぬ。工業の部面に於ては、基礎産業たる本島發電計畫を再検討し、特に低廉なる電力開發を急速に完成すると共に、石炭資源の開發、工業地帯の造成、資金の供給確保等の對策が爲されねばならぬ。この基礎に立つて、軍需の要求に照應するものより、逐次之を整備確立を爲さねばならない。即ち製鐵業、輕金屬工業、兵器工業、精密工業、纖維工業、皮革工業、畜肉加工業、日常生活上雜工業等である。その他、時局の進展と共に、國防上の要請と、立地上の要請との相剋、憚む本島製糖業は、徒に本島糖業の現状に囚はれることなく、製糖各社の自由主義的觀念を一擲して、公益優先主義の下に運営をなし、工場の統合整理、經營の合理化、原料の合理的確保を圖ると共に、糖業の多角化を行ひ、農業加工の段階より飛躍して工業的に徹底せしめ、ブタノール、酒精、パルプ工業等を確立し、併せて本島に於ける多年の經驗と技術を活用して、南方糖業の確保を圖らねばならぬ。又化學肥料の如き、臺灣農業上に緊急なると共に産業經濟上の威力半徑を擴大し得るものは、速に整備すべきは當然であらう。更に鹽、天然瓦斯等本島資源開發上の要求に基くものも亦、擴充整備すべきである。本島工業化の前途に對して、立地條件貧弱なりと稱して悲觀的觀測を下す者が無いではないが、本島の工業要素は、必ずしも世上一部で論議せられて居る程劣弱なものではない。即ち電力資源は、一方杆當り包蔵水力八九キロワットに達し、未開發

水力資源は三〇〇萬キロワットと稱されて居る。石炭、水、地盤、礦物資源等又見るべきものあり、之が施策の如何に依つては、本島工業化の前途有望なりと謂ふべきである。況んや南方地下資源の活用と本島電力資源を結び付けて考へた場合、本島工業化の前途洋々たるものがあると謂ふべきであらう。もとより我國財政經濟の實情、特に資材關係の現況に於て、本島工業化の實現には前途容易ならぬ難關があらう。こゝでわたくしは、特に本島政治力の強化の必要を指摘したい。それと共に、帝國威力の南方圏への擴大に照應せる本島産業經濟の擴充上、臺灣銀行の負荷すべき使命と、それに即應せる機構擴大を提唱したい。もとより日銀、正金、南方開發金庫等との關聯に於て困難な問題はあらうが、わたくしは臺灣銀行をして南方銀行たるの實質を具備せしめ、華僑資本の吸收利用を行はしめると共に、本島産業開發並に南方開發上同行をして積極的役割を擔當せしむべきであると信ずる。

ハ 交通通信部面 島内の産業經濟部面の飛躍的發展充實に呼應して、本島の交通通信施設の充實の必要があることは論ずる迄もないが、特に大東亞共榮國の中心に位置せる本島將來の交通上の要衝たるべき使命、並に軍事基地としての對南方作戰の遂行、及び本島の防衛上、交通通信部面の劃期的擴充が要請せられるのである。昨年の臨時臺灣經濟審議會に於て、工業振興方策と共に交通施設整備擴充方策が採り上げられたことは、誠に當然のことと言はねばならない。それは當に高度國防態勢建設上の基礎的條件なりと言ふべきである。然らば、既往に於ける本島の交通通信施設は如何なる状況にあつたのであらうか。之を鐵道に觀るに、縦貫線の不備は、加ふるに本島東西兩岸を結ぶ横斷線は、未だ建設せられて居らぬ状況である。海陸交通の連絡點たる港灣施設も亦十分とは言ひ難いものがあり、繫船能力、荷揚場、上屋倉庫等何れも輻輳する貨物を消化することが困難である。基隆港の荷役能力〇〇〇萬噸、高雄港〇〇〇萬噸に過ぎぬ。港灣運送業者、陸上小運送業者又濫立し、一元的統制運營の時機に到らず、海陸運輸機能發揮の一大障礙をなして居る現況である。斯くの如き状態を以てしては、南進據點たる本島の産業經濟、就中軍事上の要求に適合する事は困難であると言はねばならない。而も此等交通通信施設の急速なる整備擴充は、現下喫緊の要務であつて、その爲には綜合的計畫の下に、鐵道、

道路、港灣、海運、空運、通信等の整備を圖り、強力に之が實現に邁進せねばならぬ。即ち鐵道にあつては、西部幹線の複線化、全線線路の改良強化、軌間の統一、車輛の整備、並に本島南部及び北部に於ける東西連絡線の建設等が行はれねばならぬ。道路は西部縦貫自動車道二條に應ずる橋梁の完成、臺灣環周自動車道並に東西貫通自動車道二線の建設が要求される。海運及び港灣の部面にありては、大東亞共榮圈内に於ける本島の地理的位置に鑑み、航路網の擴充及び不定期船の増配を確保し、之等に照應すると共に南方作戦上の必要を顧慮して、高雄、基隆兩港の整備、就中高雄港の重要性を顧慮し、特に之が急速大規模なる擴充を實現せねばならぬ。空運の部面に在つては、大東亞戰爭勃發以後に於ける内地と南方占領諸地域間の貨客の輻輳に依つても想像される如く、將來の本島の重要性は益々加重されるものと思はれるが、現状を以てしてはその使命達成に困難を感ずるものあるに鑑み、航空路の増強新設並に民間飛行場の擴充乃至は新設が爲されねばならぬ。通信の部面に於ては、縦貫幹線及び全島環周線の強化、東西連絡支線數線の設置、島内通信用無線網の構成、並に主要通信中樞機關の地下設置等を実現せねばならない。最後に、陸上及び港灣荷役力の増強の問題であるが、これに關しては總動員法に基き國家に與へられたる最強の權能を發揮して、本島の運送業者の組織と内地のそれとの相違に鑑み、本島独自の立場に於て、之等業者の港灣、倉庫、陸上を一貫せる一元的統制機關を設置して、官の適切なる指導監督と業者の實行とに依つて、港灣及び陸上運送機關の最高機能の發揮を期さねばならない。

二 政治的部面 本島の産業、經濟、文化等各部面が質量の飛躍的發展を遂げ、高度國防態勢を完遂する上に、現在各種の障礙あることは論を俟たぬ。之等の障礙を打破して強力に之が具現を圖るが爲には、中央と遊離せず、常時中央を推進し得るが如き本島政治力の強化が要請される。そは如何にして期待されるであらうか。臺灣總督の地位の強化、軍官の高度一體化、行政機構の改革、吏道の刷新、島民確把及び言論機關の統一等であらねばならない。

現行臺灣總督府官制に依れば、「總督ハ拓務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス」と規定せられて居るが時、局の進展と共に加重し來つた本島の使命達成上、果して之で如何であらうか。わたくしはこれ以上此處では觸れることを避けた

3.

今や時局の進展と共に遽に加重し來つた本島の使命達成上、力強く萌芽しつゝある渾融一體の觀念を更に助長し、既往に囚はれることなく、明朗率直、相互職域を尊重し、對立觀念を完掃し、形式的體面に拘泥することなく、公私の接觸を多くし、相互理解を深めて、以て高度一體の實を擧げ、率先邁進、高度國防態勢遂行上の基礎條件を完成せねばならぬ。

行政機構改革の部面に於ては、わたくしは内臺人事交流制度を恒久化し、清新潑刺の氣風を注入すると共に、吏道訓練に徹し、官吏各個は陛下の御信任に依つてその地位に在るを想ひ、同時に己が祿は民の膏なり民の脂なりとの認識に徹し、公私すべて此處に立脚し、之に準據し、之に基き行動せねばならない。徒に過去の幻影を追ひ、法令規則の末節に拘泥して之が活用を怠り、或は個人的榮達を追求して職責を汚辱するが如き等々凡て一掃するの要がある。

斯くの如くにして確立せられる強力なる指導力を基礎として、始めて高度國防態勢完整の實踐者たるべき本島六百萬の島民を確把し、産業、經濟、文化、軍事等各部面の飛躍的發展が可能となるのである。而して此處で採り上げらるべきは、島民組織の問題であらう。即ち本島六百萬島民の形而上下の昂揚を圖り、防衛、威力、勞働力、技術、資力の向上、發揮は、之等の實體充實に適應せる島民組織を絶對的に必要とするのである。それが爲には、皇民奉公會の組織の擴充、官衙、學校、會社、工場、商店等の勤勞隊の組織結成、並に本島の住民構成より要請せられる特殊訓練、即ち有事の際本島の防衛に服するを得しめ、且つ帝國の南方發展に於て必然的に伴はるべき華僑工作要員及び南方資源開發の嚮導推進員の育成が行はれねばならない。

最後に本島の文化の昂揚を圖ると共に、政治力強化の斷行に資し、特に對南方政治、文化工作の遂行上、本島の言論機關の根本的刷新が行はるべきは論を俟たない所であらう。之が爲には、既存の群小新聞雜誌の整理統合に依る一元化、要すれば内地有力機關の進出を圖り、その積極的活動が期待さるべきである。

2 島外發展力の充備

臺灣の島外發展は、屢述せる如く島内に於ける諸部面の充備に依る實體の充溢を基底として、之を適切に海外に誘導することに依つて期待し得るのであるが、之が爲には有力なる指導機關と實踐機關を設置して、其の運営を統制一元化し強力ならしむる必要がある。而して島外發展は、臺灣を中心とせる威力圏就中交通通信並に産業經濟上のその擴大及び華僑の誘導、並に之等の爲の工作要員の養成派遣等の方面に具體化すべきであらう。之等の部面が臺灣に依つて完遂せられるならば、そこに臺灣は始めて帝國南進の基地たり得たと稱せられるであらう。

臺灣の島外發展に關する諸計畫を立案策定すると共に、之が實踐の指導に任すべき機關としては、わたくしは總督府機構の改革に依る南方局の新設と、之が諮問乃至は推進機關として、臺灣總督府、臺灣軍、臺北海軍武官府、民間人並に中央關係諸機關より選定せられたる有能達識の士を以て構成せられる南方委員會の設置、及び産業經濟の部面に於て特に本島發言權の強化、乃至は督府の外廓團體としての民間諸企業に依つて構成されたる特殊團體の結成を提唱したい。斯くして現地の狀況に最も克く適應すると共に、中央の方針と些も乖離することなく、常に密接の關係を有し、要すれば中央部を誘導推進するに足るべき實力を備へしむることが出来よう。

政治、産業、經濟、文化等各部面の島外發展の實踐機關としては、現存機關に徹底的な整理統合特設を加へて新組織體となし、以て實勢充溢し、統制ある強力な機關の設置が爲されねばならない。即ち政治文化工作並に特殊任務達成の爲の南方協會、(既存のものとは異なる)産業經濟の島外發展の實行機關としての特殊團體の新設、並に臺灣銀行の改組擴充、政治經濟文化工作要員養成教育機關及び所謂南方文化の資料蒐集並に研究機關等の設置が爲さるべきであらう。

斯くの如く整備されたる指導並に實踐機關に依つて島外發展を試みるとき、本島の威力圏の強力なる展開が期待され、所謂南進據點としての實體を備へることが出来よう。具體的に産業經濟部面に於て如何なる方向に進出すべきか、如何なる形態を以てすべきか等は、一に狀況如何に依るものと謂ふべく、中央の方針なり、島内部面の整備の如何により、決定されるであらう。唯尠くとも熱帯特有産業と南方金融の部面に於ては、本島に於て當然之が擔任に當るべきものと信ずる。

華僑工作に於ては、政治、經濟情勢の全く一變した今日、當然之が施策も戰前の其とは根本的に變更さるべきであらう。彼等は今や帝國を離れては生存の途を失つたのである。併しながら、その反面、彼等六百萬華僑の有する經濟力も亦輕視することは出来ぬ。之が活用こそ、南方建設にとり喫緊の要務と言はねばならぬ。未だ華僑工作機關の備はらず、その具體策の決定も爲されて居らぬ今日、漢民族統治五十年の歴史を有つ本島が、新しき機關を作り、之が海外支部を設置して、本島人を活用し、南京政府僑務委員會と密接な聯繫を保ち、單純なる觀念教化を排して、強力な帝國の政治力を背景として、東亞共榮圈内に伸展する産業、經濟、金融を通し、之が指導に當るべきであらう。斯くて華僑に關する限り、本島に於て絶對的發言權を獲得すべきであると信ずる。

三 結 語

大東亞共榮圈建設の歩武遅しく進展しつゝある時に當つて、臺灣の負荷すべき使命、即ち軍事基地として、將又南進據點としての役割を擔當する爲には、島内の實體充實こそ急務であり、其の爲には如何なる機構を整備し、如何なる部面に如何なる發展擴充を爲すべきかてふ問題に就いて、敢て信ずる處を敘述したのであるが、要は、わたくしは「時」の問題に歸結すると信ずる。刻々に變轉推移する世界情勢の只中に在つて、時機を逸することは許されぬ。遅しき實踐こそ要望されねばならない。大綱を把握して之より流出すべき枝葉は刻々に變移する情勢に即應せしめれば良い。

わたくしはこの稿を終へるに際して、南方作戦の開始が支那事變解決の爲に迫るべき必然的運命であり、更に南方作戦の完遂、延いては大東亞戰爭完遂の爲に依然として支那問題の解決が重要であつて、支那問題の解決に依て始めて南方諸問題の解決をも爲し得る事を指摘し、荊の道を歩んだ本島統治五十年の歴史を想ひ、半世紀に及ぶ漢民族統治の經驗技術が其の上に大きく活用さるべきを指摘して筆を擱きたい。(鈴木榮治)

第二章 臺灣に於ける財閥の活動

第一節 統制化以前の財閥（外國資本主義の侵入—日本資本主義の導入—商業資本の活躍、産業資本の活躍） 第二節 統制化以降の財閥（臺灣工業化の歴史的必然性—臺灣工業化の性格—臺灣工業化の展開過程） 第三節 典型的財閥資本の展望（土地資本財閥—商業資本型財閥—産業資本型財閥—内地型財閥—臺拓コンツエルン—糖業コンツエルン—内地財閥系事業）

第一節 統制化以前の財閥

一 外國資本主義の侵入

領臺前の臺灣は、政治的には清領であつても、経済的には英米資本主義の植民地的性格を示現してゐた。然し外國資本は、商業資本として、前資本主義社會臺灣を收取の對象とはしたが、産業資本への轉化を遂ぐることは敢てしなかつた。資本主義社會では生産行程自體が利潤の源泉であるが、植民地貿易を典型とする資本主義社會と前資本主義社會との交換關係に於いては、流行程自體がさうであること、及び治安の不確立、土地所有權制度・貨幣金融制度の缺陷・鐵道の不備等商業資本の産業資本への轉化を阻止すべき諸條件の成立が、主として其の障礙をなしたであらう。それはとまれ、當時の臺灣は居留地貿易の段階にあり、外國商業資本に對する從屬的市場性を遺憾なく露呈してゐたのである。

イ 固有商業部門就中外國貿易 嘗ては封建的な土着商業資本が海岸に於いてツンプト的存在たる郊を結成し、内部

平野の農業及び小生産を支配したのであるが、外國資本の侵入は郊を解體せしめ、土着資本を自己專屬の仲介商的機關たる買辦たらしむることによつて、土着市場に牢固たる優勢力を築いたのである。重要貿易品に對する商權の支配が外國商業資本の掌中に歸したといふ事態が、如實に之を物語つてゐる。

二大植民地産物たる米糖の積出に據つたテート・ハイヒン・ペイン等が、外商中最も著聞した。斯くて、多くは買辦の地位に擊退された土着米糖商中、和興（陳中和）・徳昌等僅かに二、三のものが、土着商業資本としての體面を維持したに止まつた。更に、重要輸出品たる茶の商權を瞥見しよう。米國市場を主要販路とする烏龍茶は外國資本に、南洋市場を仕向地とする包種茶は土着資本に各々歸屬した。尙、國際的貿易品たる樟腦も臺灣特有のコロニアル・プロダクトであつたが、其の商權はジャーデン・マチソン乃至サミュエル商會の如き外國資本の掌中に握られてゐた。又、阿片は輕工業製品と共に英國が臺灣に販路を開拓せんとした重要貿易品であつただけに、輸入は英國資本の一手に歸してゐた。

商業補助部門就中金融及び交通業 商業上の融資は、代理店又は洋行を通じて、貸付資本として對岸から輸入されたが、之は南支に據る英國系輸出資本上海香港銀行の支配するところであつた。茲に注意を要するは、貸付資本は本來的には資本主義低利資本であつても、洋行・媽振館等商業資本の手を經れば、前資本主義的高利資本として作用するに至るといふこと、これである。尙、鐵道は臺灣巡撫劉銘傳の經綸として、基隆・臺北間及び臺北・新竹間官設線が開設されてゐたに過ぎなかつたが、之に反し、海運は資本主義の東漸に伴つて早くも發達し、臺灣・南支を連結する近海航路權は英國資本ダグラス汽船の資本家的獨占到歸してゐたのである。

二 日本資本主義の導入

臺灣の改隸を見るや、軍需産業本來の先行性及び母國資本主義の要請に基くところの外地經濟獨自の强行性は、先驅的に流通機構の資本主義化を齎した。一言にして之を蓋へば、商業補助部門に於ける内地資本主義の移植である。前資本

主義的植民地臺灣の近代資本主義化は、内地資本主義化の導入に基いて、流通經濟面のそれから開始された。交通制度に就いて云へば、縱貫鐵道の官設及び命令航路の開設により輸送機構の整備、郵便・電信の官營による通信機構の確立がそれである。又、金融制度に就いて謂へば、臺灣銀行の設立がそれである。以上、運輸・通信・金融各部に於ける近代的大商業の整備確立が主として政府によつて强行された點は、閑却すべからざるところである。

イ 交通業 特記すべきは、内陸交通の大動脈として基隆、高雄を連結した縱貫鐵道の全通が、鐵道部官營事業であるといふ一大事實である。鐵道と並んで大運送業を形成する海運は、民營に委ねられたが、然し、内臺經濟補完關係の楔子たる内臺連絡航路の開設に當り、臺灣總督府は郵商二社に補助金を交付して、命令航路に就航せしむる等之が支援を惜しまなかつた。斯くて重商主義的な敦厚なる政府保護の下に、日本の代表的海運資本は遂に英商ダグラス汽船を臺灣から驅逐し、其の近海の海上制覇權を母國資本の掌中に保持した。即ち大阪商船、日本郵船を中心に、三井物産船舶部、山下汽船、辰馬汽船等ライナーであれ、トランパーであれ、母國財閥資本の活躍を見たのである。

ロ 金融業 銀行は明治三十二年設立され、公合同企業として、官府の管理下にある特別法人である。特別銀行として兌換銀行券發行權を賦與され、臺灣の幣制改革に主動的役割を演じたが、それと共に、内は商業銀行として島内主要金融機關となり、外は外國貿易銀行として對外有力金融機關となつた。例へば茶貿易上、それまでは在南支外國資本系銀行の獨占到委ねてゐた歐米宛爲替手形の買入をなして、從來對岸支那市場の從屬的存在であつた臺北を輸出茶中央市場たらしめ、又、金融上資本主義的低利率に於ける製茶資金を供給して、窮極的には外國銀行に依存した土着商業資本媽振館による高利貸付資本の放下を不要ならしめたのである。尙、之に先立つて、明治二十八年には母國地方銀行たる大阪中立銀行（現三和銀行）の出張所が設立され、越えて三十八年及び四十三年には島内民間商業銀行たる彰化銀行及び臺灣商工銀行の相次ぐ設立を見るに至り、領臺當時外國銀行に掌握されてゐた金融上の支配權は漸次島内銀行に移した。

臺灣商工銀行は、中南部産業開發を目的として、臺灣總督府及び臺灣銀行支援の下に設立され、又、彰化銀行は、土豪的存在たりし舊大租權者が、補償公債の利用法として設立した普通銀行である。後者は、謂はゞ封建的土地資本の近代的企業への轉入と見るべきであるが、それには臺灣銀行の援助を藉ることを必要としたのである。しかも後には臺灣商工銀行には舊古賀系、彰化銀行には坂本系の如き財閥的なもの、萌芽を見たことは特筆せらるべきであらう。更に、一般商業金融の外、資本主義的貸付資金としての糖廠資金及び樟腦資金を供給した嘉義銀行、茶業資金を供給した新高銀行も臺灣銀行を背景に、前者は明治三十八年、後者は大正五年に夫々設立せられたが、之等は、然し、大正十二年、反動的不況期對策として、總督府及び臺灣銀行の下に臺灣商工銀行へ合併された。島内普通銀行中獨り臺灣銀行支配の圈外に立つのは、さすがに内地六大銀行の一たる三和銀行支店である。三和銀行は大阪中立銀行、日本中立銀行、三十四銀行と數次の改稱改組を経て、結合の紐帯は稍々緩やか乍ら、資本的には關西の金融銀行財閥たる山口系事業の一環となつた。

それにしても島内地元銀行としての地位は、臺灣商工・彰化兩銀行の驥尾に附してゐる程であるから、臺灣では臺灣銀行の勢力は歴史的優位にある。而して民間商業銀行の授信業務は支拂信用及び貸付信用の範圍を出づるものなく、資本信用を行ふものとしては臺灣銀行一行を算ふるに過ぎない。臺灣銀行のみが地元における金融資本であるが、斯かる工業金融の分野に於いては却つて三井銀行・日本興業銀行等輸出資本の活躍に見るべきものがある點、留意せねばならない。外國貿易銀行たる臺灣銀行は、貿易金融は勿論、護謨・砂糖等の海外企業金融にも従事する。又、特に華僑民の爲に、中小企業金融を目的として、大正八年華南銀行の設立を支援した。華南銀行は資本的には林本源第一房たる林熊徵氏と臺灣華僑の成功者郭春秧氏との協力に成り、就中林熊徵氏は、其の傘下にある大永興業を通じて、五萬株中一萬一千七百五十株を所有し、且つ取締役總理として、經營首腦者たる地位にある。然し、それにも拘らず、副總理の地位は實際上經營に干與せる臺灣銀行派遣の重役に與へられたものであることは、特筆に値するであらう。尙、此等の外、日本勸業銀行支店及び臺灣貯蓄銀行があり、いづれも特殊銀行である。臺灣貯蓄銀行は郵松頭取時代、經營首腦者を通じて一時臺灣商工銀行

と關係淺からぬものがあつたが、資本的には深い聯繫を有してはゐない。之を要するに、母國地方銀行の支店たる三和銀行以外は、多かれ少かれ、臺灣銀行支持の下に存立するものである。坂本・林本源・山口等銀行を經營する財閥資本はあつても、臺灣の金融業界に於ける臺灣銀行の勢力は絶大である。

以上、交通・金融機構の整備が、直營・管理・保護・支援等諸形式の下に如何に國家權力によつて強行されたかを觀た。其の結果、植民地臺灣の近代資本主義化は、史的發展の順序を倒行して、流通過程の資本主義化を生産過程のそれに先行せしめたことを知つた。資本家的企業への臺灣産業の近代化が、商業資本の變貌の下に行はれたといふことは、斯かる事態を指稱するものである。交通と金融とは物資及資金移動の二大動脈であり、いづれも先驅的に典型的な近代的大商業として成立したが、之は要するに一つの歴史的必然であつた。而してそこに注目すべきは、國權の發動を見た軍需産業の先行性並びに外地經濟の強行性が國營乃至準國營資本の活動の下に、或は國權と抱合した財閥資本の活動の下に、外國資本の擯退に成功したこと、及び當然その競争過程に於いて早期的に資本家的獨占の様相が露呈されたことこれである。

三 商業資本の活躍

商品の人的移轉を本質的機能とする商業本來の部門は、内國商業と外國貿易とに區分せられるが、就中、外國貿易は、その企業形態は如何にもあれ、資本家的大事業にまで發達する。斯かる近代的商業資本は農村の流通部面を資本主義化し、重要農産物を商品化する傾向がある。しかも生産部面は舊態依然たる地方分散的小生産の儘に放置する。前資本主義社會臺灣は、農本國的性質に基いて、工業は分散的小生産を行ふところの家内工業の段階にあつた。家内工業の立前として問屋制度を随伴し、商業資本の支配を成立せしめたことは勿論である。斯かる生産の劣弱性は、改隸以前既に、外國商業資本收取の下に置かれたが、施政以來、此の封建的な土着市場の支配を繞つて、内地商業資本が之と角逐を演ずるに至

つたのである。

イ 輸移出貿易 其の結果たる砂糖貿易は、一方、三井物産、増田屋（後、増田、安部兩商店に解體分離した）が、或は豊富なる前貸金の放下により、或は取引方法の改善により、外國資本を壓倒し、更に一步を進めて買辨を排撃したが、他方、土着資本は日露戦役後の糖價大暴落の爲に自滅を遂げた。それが爲に砂糖貿易重心を輸出より移出へ轉換せしめた大手筋商の全盛期が、明治四十年代、三井物産、増田商店、安部商店、鈴木商店、大阪糖業（後の岩崎商業）、湯淺商店等によつて現出されたのである。然し時代は移つた。舊式乃至改良糖廠より機械製糖への産業革命の進展過程に於いて一般資本主義的利潤率への平均化が赤糖の前資本主義的利潤に依據した商業資本の採算を脅かし、粗糖より米穀への轉換を必至ならしめた。蓋し粗糖は資本主義的商品たるに引換へ、米穀は封建的商品であつたからである。前代的經營形態たる問屋制度の下に於ける赤糖生産とは異り、粗糖生産は工場制工業であつた。大工場はそれ自體が商品の中央市場を構成し、商業資本を蒐集過程より隔離せしめ、僅かに分散過程の一機關としての代理店——コンミツション・マーチャント——なる地位に押込める。斯くて勃興途上にあつた産業資本との個別的商業經營に於ける縦斷的聯關としての價格闘争が、商業資本の利潤を壓迫するに十分なりしはむしろ當然であらう。又、外國資本及び土着資本が主として對岸に搬出してゐた米穀も内地資本の進出以來、漸次内外貿易構成を外國市場より内地市場へ移行せしめ、外國商業資本の桎梏より離脱するに至つた。内地大手筋糖商は概ね移出米商を兼ねたが、昭和金融恐慌期に於ける鈴木・増田・安部・湯淺等巨大貿易資本の没落は、反對に三井物産・三菱商事の獨占を促進し、前二者に並んで、米穀に於ける加藤商會・杉原商店（現杉原商事）等の躍進を結果した。茶は米糖と異り、烏龍茶は主として、米國市場、包種茶は南洋市場を販路とするから、三井物産・野澤組等の進出があり、殊に三井は卓越せる地位を占めたにも拘らず、外國資本及び土着資本の活躍する餘地が、此の分野に限つて比較的廣汎に残されたのである。樟腦は國際的商品で、夙に外國資本の掌中に其の商權が握られてゐたが、後に至つて專賣制度實施の中に發動された國家權力が商權恢復を強行した。此の場合内地移出を直營に、海外移出を直營形

式の下にはあるが、邦商に行はしめたことを、閉却し得ないであらう。初めは輸出權を三井物産に、後には精製業者たる鈴木、竹田、藤澤と輸出業者たる三井物産とを以て組織した日本樟腦に與へたが、日本樟腦は三井物産と鈴木商店を代理店たらしめたから、畢竟、實質的には、三井・鈴木が商權を折半支配した筋合となるのである。樟腦貿易でも移出の輸出に對する相對的增加による内外經濟關係の構成的變化が招致されてゐるが、之は米、糖と違ひ、依然世界市場が重要販路たるを失はなかつた。

ロ 輸移入貿易 阿片等の嗜好的商品の輸入ならば論外であるが、輕工業製品は、外國商業資本の飽くなき収奪の下、番さへ半封建的な生産の停滯性に照應すべき農村市場購買力の限定性が一層必需的に需要喚起を抑制したこと及び商品の分散的傾向が顯著であつたことが、輸入を輸出に對して比較的不利ならしめてゐた。阿片は、英帝國版圖内に産出されるコロンアル・プロダクトとして、英清間に阿片戦争の原因をすらなしたが、商品の集中性がある點、赤糖・茶・樟腦等の輸出品に酷似してゐた。而して阿片の輸入は古くは一手に外國商業資本の手中にあつたにも拘らず、國權の發動によつて強行された專賣制度の實施が新たに之が商權をも三井物産等内地資本の商權に歸せしむるに至つたのである。漸次商品の集中的傾向を増大せしめた工業品の輸移入は、三井物産、三菱商事、大倉商事等巨大貿易資本を出現せしめたが、然しそれは植民地市場に潜在的購買力を賦與すべき經濟開發が或る程度進捗することを前提條件とせねばならなかつた。而して斯かる過程に於ける母國資本主義の要請に基づくところの内臺經濟補完關係の促進が外國貿易の地理的構成を變革し、輸入より移入への重心轉換を招致せしめたことは勿論である。朝鮮と同様の高き關稅障壁によつて圍繞された臺灣が、内地資本主義の爲の獨占的商品販路を形成したことは、賭易き道理でなければならぬ。對内地移入貿易の總額が明治末期までは移出貿易のそれへの凌駕を示した事態は、當時の發展段階に於ける日本經濟が如何に臺灣を製品市場として求めることの切であつたかの證左であるといへる。而して移入品の商品的構成は内地經濟の發展段階に即應する輕工業製品であつたことは、當然の歸趨である。

四 産業資本の活躍

一 農林産加工業

外地經濟の強行性によつて、内臺經濟の補充關係は著しく目的意識的に促進された。その事實は内地資本の要請としての公式的な臺灣の熱帯植民地化と何等矛盾するものではなく、むしろそれと照應すべきものであらあつた。斯くて、内臺經濟一體化の線に沿つて臺灣經濟は帝國唯一の熱帯植民地經濟としての使命を帯ぶるに至つた。食糧及び原料の給付に對する製品の反對給付なる關係が臺灣と内地との間に結成されたことは、其の意味ではまさに一つの歴史の必然性に基いてゐたのである。即ち臺灣は、自然的地理的條件としての高温多濕性に基いて、内地の主穀式農業に對して熱帯植民地農業を、換言すれば内地の穀物に對して熱帯有用作物の生産を眼目とした。臺灣農産は米以外は内地農産と相刺しない。其米すら従來は不足せる内地食糧資源の補足的役割を演じてゐたものである。又、内地工業が精工業乃至完成品工業であるのに對して、臺灣工業は粗工業乃至中間品工業を骨子とした。前者が製品段階にあつたに對して、後者は加工原料段階に置かれた。熱帯植民地農業に基礎付けられた粗工業が、臺灣に適應するものであつたのである。而して斯かる粗工業の發展も内地資本の輸入に俟つものであつたことは云ふまでもない。前資本主義的植民地臺灣は、單に後進國として利子率が高いのみならず、資本主義的平均利潤以外に特殊利潤の追求が可能とされるから金融資本主義段階に照應する過剰資本の輸出地として好個の對象であつたことは、否定し得ざるところであらう。それにしても資本過剰の傾向は、領臺後相當時日の經過を要したものである。それだけに、經濟開發就中生産部面のその遅延を見たことは、悲觀論者をして臺灣放棄論をなさしめるに十分な理由を有した。内地資本主義も、日露戰役以前に於いては、資本蓄積の遂行は極めて低度のものであつた。従つて臺灣への輸出資本の流入も、凡そ日露戰役以後の事象に屬するといつてよい。それは或は企業資本形態或は貸付資本形態を採つた。斯くて輸出資本が臺灣經濟開發を促進せしめたことは、同時に商品輸出市場としての臺灣に購

買力の増進を齎したから、内臺經濟一體化の國策遂行に寄與するところ多大であつたことが銘記されねばならぬ。

イ 製糖業 臺灣に於ける産業資本は、分蜜糖業に於ける粗糖部門から先行的に確立された。土着資本は粗糖業に於ける舊式乃至改良糖廠又は、再製糖に於ける糖間としては存在したが、その經營形態は多くは家内工業乃至マニユファクチュアの範圍内を脱するものではなかつた。赤糖貿易に敗退した外國商業資本及び土着商業資本の或るものは、餘儀なく産業資本への轉化を遂げたが、しかもそれは製糖業に於ける産業資本の大勢から觀れば、微小な存在たるに過ぎなかつたのである。母國輸出資本が産業への轉入を果したことに於いて、植民地臺灣に於ける資本家的企業の大衆たる製糖業は確立されたのである。明治三十三年臺灣製糖の設立は、それに一年先立つ臺灣銀行の設立と共に、臺灣産業開發の開幕を示すに足るものであつた。臺灣に於ける産業革命は新式糖業に始まつたが、新式糖業は母國輸出資本によつて勃興したのである。外國商業資本及び土着商業資本の中には一旦産業資本への轉入を果したのもあつたが、内地資本の優勢力は終には之をも萎縮せしめるか乃至は併呑し去つたのである。

然し、製糖業に據つた産業資本が決して當初から精強、老大であつたのではない。内地精製糖業の原料糖としては、臺灣粗糖は爪哇粗糖と競争的地位に立ち、剩へ大手筋貿易商は概ね内地精製糖業の資本的背景をなしたから、臺灣粗糖業者は商業資本へ從屬せざるを得なかつたのである。況んや臺灣粗糖業自體も亦貿易業者を大口出資者とする場合多きに於いてをや。精製糖に於いて、鈴木商店は大里精糖所、湯淺商店は湯淺製糖所を經營した。粗糖に於いて、三井物産は臺灣製糖、三菱は明治製糖、安部商店は鹽水港製糖、増田商店は射轆製糖、鈴木商店は東洋製糖（後更に鹽水港製糖）を經營したことは、周知の事實である。

然し、産業資本の躍進は著しかつた。粗糖業者の精糖業兼營、精糖業者の粗製業兼營並びに耕地白糖への精粗一貫經營への乗出、生産部門のカルテル機關たる糖業聯合會の結成、合併、買収、擴張等による企業合理化及び企業單位の強大化が、商業資本に對する産業資本の優位を必隨せねばやまなかつた。商業資本が配給系統の縦斷的聯關に基いて産業資本と

の間に價格闘争を演ずる結果は、前資本主義的利潤を喪失する。それにしても特殊利潤の追求は、或は貸付資本の放出により、或は企業資本の投下により、未だ産業資本の基礎薄弱なる限り、行ひ得る餘地があつたのである。然し資本集積並びに企業集中過程に照應する擴大再生産の發展を見るに伴ひ、益々資本の有機的構成は高度となり、流動資産の固定資産に對する比重を増大せしめるから、商業機關による貸付資本の放下を不能ならしめ、金融機關（主として銀行）による資本信用の提供を必要とするに至る。茲に、産業資本は銀行資本と結合し、それはやがて金融資本主義化の傾向を必至的に招致する。それにも拘らず商業資本は企業参加の形態を通して産業資本を掣肘し、多くは製品又は原料粗糖の一手乃至大口販賣又は買付の權利を賦與されてゐたから、尙配給上のイニシアティブを保持してゐた。即ち商業資本凋落の契機を決定的ならしめたものは、第一次歐洲大戰後の反動期及び昭和金融恐慌期であつたといふべきである。鈴木・安部・増田・湯淺等の巨商が此の過程に於いて没落したのである。反對に、三井・三菱等金融資本との結合の下にはあつたが、臺灣・明治・大日本・鹽水港の四大製糖資本が、産業資本として、時代の脚光を浴びて發展し、製糖業に於ける獨占的勢力を扶植した三井が臺灣・鹽水港各製糖に對し、三菱が明治・大日本各製糖に對する金融資本的支配をしたのは此の期である。四大製糖業コンツェルンの素地は、斯かる金融資本主義化の進展過程の中に築かれたものである。明治製糖が増田・鹽水港製糖が安部幸に資本を放下するに至つて、商品販賣に於けるイニシアティブは商業資本の手中から脱して産業資本に歸した。後には金融資本への依存を止揚し、三井物産が臺灣製糖の一手販賣權を保持した以外は、三菱商事が明治製糖の販賣權を失ひ、大日本製糖の商權に多少の干與をなしたに過ぎない。

□ 製米業 製米業は前代的營業形態の下に於ける分散的小生産に適合したから、遂に工場制工業となり得なかつた。産業資本は斯かる小生産に依據するものではない。之は合同以前の鳳梨罐詰工業に就いても同様であつた。それが資本集中の促進によつて近代工業化されるのは、次期の到來を待たねばならなかつた。

ハ 製茶業

製茶は茶農による山許粗製及び臺北大稻埕茶館による再製の加工行程を経るものであるが、其の經營形

態は概ね前者は農家の家内工業であり、後者は集散市場のマニユファクチュアである。土着資本たる陳（天來）家の錦記製茶は屈指の再製茶業者であるが、典型的なマニユファクチュアである。由來、日本農業に於ける資本主義化は流通部門のみにそれに止まり、生産部門は後れた部門として科學的生産技術から取遺される。殊に母國內地の主穀式零細農業に於いてさうであるが、之に反し、三井の茶業に於いては、逆に先づ生産部門から資本主義化された。それは無論經營の集中化たる資本家的農企業と工場制工業生産との一貫經營である。三井合名及び三井系臺灣拓殖製茶直營のエステート式大茶園が、斯かる意味の農企業として經營される。單純再生産の維持すら不可能として、零細茶農が専ら掠奪農業の弊に陥らんとする傾向顯著なる時、三井が近代的茶園の經營に進出したことは、大いに意義あることである。彼の製糖會社農園でも大農式經營により内地に見られぬ大農業經營が行はれてゐるが、もとより製糖業では直營方式は屢々採算上不利なるを免れないのである。故に製糖業では農業の直營を主とするものはない。尤も土地所有は或る意味では特殊利潤を伴つてゐた。無主地國有原則の確立による共有財産の整理並びに官有林野拂下が一層製糖業資本及び農企業等の土地買集めを促進せしめ、國家及び内地資本による臺灣全土の土地集中化を露呈せしめたことに想到すれば、輸出資本の經濟的活動の裏面に於ける保護政策の敦厚さが、如何に多くの特殊利潤を與へたかと判然とするであらう。

然し、耕地所收の確定、私法的移轉の便宜化、官有林野の劃定及び拂下等人爲的な一聯の施策も、純粹に經濟的な臺灣土地經濟の性格からの掣肘を免れ得るものではなかつた。殊に移出米進出の結果たる米作の發展に對する米糖相刻の現象として、競争産業たる製糖業資本による蔗園擴大方針は、原料採取地の中南部より北部への地域的轉換を必隨したが、此の過程に於ける土地買收による蔗園直營方式の採用は、決して特殊利潤を伴ふものではなかつたのである。これはむしろ資本家的農企業の成立を阻止すべき惡條件たる零細經營と高率地代とに基礎付けられる半封建的な日本農業の通有的特徴である。即ち日本農業經濟は土地及び勞働の集約化を著しく高度ならしめるが、資本の集約化に適しない。故に舊式糖廠を山間僻地に追ひ込んだ原料採取區域制度の設定は、製糖業資本をして、斯かる制約の下に於いて、比較的に有利に原料を

確保せしむる爲の基本條件であつたのである。それは原料生産と原料加工との社會的分化を意味する。遂に原料買収法が原料自作法を壓倒した。

之に反し、専らエステート茶園の經營に進出した三井財閥の積極性は、故園男の業績として特記さるべきものであるが、それすら、資本家的農企業の不採算性を克服する爲には、山許茶農の集約化としての副業生産を前提條件としなければならなかつた點、看過してはならぬであらう。封建的遺制たる高率小作料を支拂つては、如何に勞働の再生産費が比較的低廉な臺灣と雖も、企業の採算を期待するを得ず、之を支拂はずして自ら收得せんが爲には法外の地價高に基いて尨大なる資本を土地所有の爲に固定せざるを得ないといふ二律背反的な障礙が横たはつてゐる。三井が選んだのは後者であつた。土地には再生産費を根柢とするが如き正常價格が存在せず、その代り資本價格が成立する。資本主義的平均利率に基いて地代所得に對して行はれる利廻計算により、抽象的な標準價格が成立し、更に市場價格が之を中心として決定される。且つ資本の有機的組成に於いて國定費の累積を意味する尨大なる土地投資と收穫遞減則に制約される資本廻轉の緩慢性が、久しく三井合名の憂慮を煩はした。經營の合理化と固定資産の切下とによつて獨立企業となるまでは、長き育成時代の經過を必要としたことを以ても、合名が之に拂つた犠牲の少くなかつたことを察知し得るであらう。但しそれには後に至つて製茶業の利潤が農企業の不利益をカバーし得るに至つたことをも念慮に入るべきである。

三井の茶業は現在日東拓殖農林に統合されてゐるが、それは山許に七個の原産地大工場を、臺北に綜合仕上工場を擁する程の盛況である。臺灣茶業に於ける工場制工業確立は全く三井財閥の手によつて遂行されたと稱するも過言ではなからう。元來烏龍茶・包種茶の再製から始まつた三井の製茶業は、昭和二年の試製成功以來紅茶に轉向した。而して「日東紅茶」の噴々たる聲價を世界市場に喧傳せしめつゝあることは、特に偉とするに足るものがある。之は技術的獨占として一つの特殊利潤を生む。茶貿易界に於ける歴史的なる三井物産の地位も、強大なる産業資本としての日東拓殖農林を其の傘下に有することを前提とせずしては、到底理解するを得ないであらう。

二 樟腦

專賣制を施行した樟腦製造業は山方粗製と精製とに區分さるゝが、前者は赤司系の資本家的經營を見た以外は多く分散的小生産たるに止り、後者は鈴木商店、武田、藤澤等の資本家的企業として産業資本主義化を見た。殊に樟腦精製業に絶大なる優勢力を築いたのは鈴木であつた。資本主義的近代政府の産業政策は、大正七年輸出産業保護乃至は專賣收益確保の見地から、粗製業部門は臺灣製腦會社に、精製業は日本樟腦會社に企業を統合せしめた。赤司系資本を中心に臺灣製腦は民間粗製業者を統合し、日本樟腦は鈴木・武田・藤澤の各精製業者と粗製樟腦販賣業者たる三井物産を統合したものである。昭和九年總督府は臺灣製腦買収に成功し、臺灣專賣は茲に粗製業の獨占的統一を完成するに至つた。又鈴木・三井等の支配せる日本樟腦は精製業に於ける世界的獨占者であることを指摘すれば、聞く者は今更獨占資本主義化の遅しき進展に一驚を禁じ得ぬであらう。專賣は樟腦の販賣を獨占し、強大なる産業資本として粗製業をも獨占したが、加之、財閥資本による精製業獨占をも促進したのである。

ホ 酒類・煙草・鹽

酒は、久しく前代的營業形態の下に民業として醸造されたのであるが、大正十一年專賣制實施に伴ひ、製造・販賣の獨占を行つた。赤司氏も此の時釀酒を廢した。臺灣專賣は之を工場制工業として成立せしめた。麥酒は、專賣制が施行されたのは昭和八年に屬し、それも販賣のみが專賣であるが、従來は後宮系資本により、工場制工業として、高砂麥酒會社の獨占的經營を見た。

煙草は明治三十八年專賣制度の施行以來、近代的官營工場によつて獨占的に製造された。

鹽も明治三十三年專賣制の施行を見たが、粉碎洗滌鹽製造を專賣局製鹽所の事業とし、天日製鹽を一般業者に許し、煎熬鹽製鹽は官府の斡旋によつて、資本家的企業化たる臺灣製鹽が獨占したのである。茲でも國家資力は資本家的獨占を促進せしめたことに注意が惹かれねばならぬ。

製材 製材は、殆んど植林、斫伐事業と關聯深き官營事業であるといつてよい。近代的企業化せる産業資本としては、營林所嘉義製材所以外には私企業部門には、天龍木材・施合發・植松等若干あるに過ぎない。